

(仮称)札幌市子どもの権利条例素案 に対するご意見の概要と札幌市の考え方

札幌市では、平成18年(2006年)7月に公表した「(仮称)札幌市子どもの権利条例」の素案に対する市民の皆様からのご意見などを参考に、条例案を取りまとめ、平成19年(2007年)第1回定例市議会に提案することといたしました。

このたび、いただきましたご意見の概要と、それに対する札幌市の考え方をご報告いたします。たくさんのご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。なお、お寄せいただいたご意見は、趣旨を変更しない程度に取りまとめ、要約して示しておりますことをご了承ください。

この条例がよりどころとなって、札幌のすべての子どもたちが、毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと育つことができるよう、子どもに関する施策を推進していきたいと考えております。

今後とも、札幌市の子ども施策・事業にご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。



平成19年(2007年)2月
札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

【目次】

. 意見募集実施の概要	1
. 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方	2
1. 条例素案全般に関する意見	2
ア) 条例の必要性等に関する意見 (No.1 ~ No.48)	2
イ) 素案に関する各種意見 (No.49 ~ No.151)	6
ウ) 検討プロセスに関する意見 (No.152 ~ No.171)	16
エ) その他感想等 (No.172 ~ No.202)	18
2. 前文に関する意見 (No.203 ~ No.251)	21
3. 第1章「総則」に関する意見 (No.252 ~ No.283)	26
4. 第2章「子どもの権利の普及」に関する意見 (No.284 ~ No.344)	30
5. 第3章「子どもにとって大切な権利」に関する意見 (No.345 ~ No.490)	35
6. 第4章「生活の場における権利の保障」に関する意見	49
ア) 第4章全般に関する意見 (No.491 ~ No.502)	49
イ) 第1節「家庭における権利の保障」に関する意見 (No.503 ~ No.561)	50
ウ) 第2節「育ち学ぶ施設における権利の保障」に関する意見 (No.562 ~ No.622)	55
エ) 第3節「地域における権利の保障」に関する意見 (No.623 ~ No.667)	60
オ) 第4節「参加・意見表明の機会の保障」に関する意見 (No.668 ~ No.698)	64
カ) 第5節「子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障」に関する意見 (No.699 ~ No.735)	67
キ) 第6節「子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援」に関する意見 (No.736 ~ No.785)	70
7. 第5章「子どもの権利の侵害からの救済」に関する意見 (No.786 ~ No.813)	75
8. 第6章「施策の推進」に関する意見 (No.814 ~ No.820)	77
9. 第7章「子どもの権利の保障の検証」に関する意見 (No.821 ~ No.839)	78
. 札幌市子どもの権利に関する条例案(素案との対照表)	80

意見募集実施の概要

1. 意見募集期間

平成18年7月3日(月)から平成18年8月1日(火)まで

2. 資料配布部数

計 260,000部

(一般向け資料 99,000部、子ども向け資料 161,000部)

3. 意見提出者数、件数

計 3,504人(団体含む)、5,380件

・18歳以上の大人の皆さん 1,315人(団体含む)、2,184件

・18歳未満の子どもの皆さん 2,189人、3,196件

区 分	大人	
	提出者数	構成比
18,19歳	111	8.5%
20歳代	110	8.4%
30歳代	209	15.9%
40歳代	237	18.0%
50歳代	224	17.0%
60歳代	145	11.0%
70歳代以上	79	6.0%
不明	196	14.9%
団体	4	0.3%
合 計	1,315	100.0%

区 分	子ども	
	提出者数	構成比
小学生	680	31.1%
中学生	414	18.9%
高校生	1,065	48.6%
不明	30	1.4%
合 計	2,189	100.0%

4. 提出意見の内訳

区 分	意見件数		
	大人	子ども	合計
条例素案全般に関する意見	861	1,713	2,574
ア) 条例の必要性等に関する意見	(428)	(554)	(982)
イ) 素案に関する各種意見	(227)	(187)	(414)
ウ) 検討プロセスに関する意見	(68)	(31)	(99)
エ) その他感想等	(138)	(941)	(1,079)
前文に関する意見	99	9	108
第1章「総則」に関する意見	58	10	68
第2章「子どもの権利の普及」に関する意見	153	138	291
第3章「子どもにとって大切な権利」に関する意見	346	455	801
第4章「生活の場における権利の保障」に関する意見	531	774	1,305
ア) 第4章全般に関する意見	(26)	(10)	(36)
イ) 第1節「家庭」に関する意見	(107)	(202)	(309)
ウ) 第2節「育ち学ぶ施設」に関する意見	(61)	(296)	(357)
エ) 第3節「地域」に関する意見	(74)	(137)	(211)
オ) 第4節「参加、意見表明」に関する意見	(39)	(67)	(106)
カ) 第5節「子どものそれぞれの状況」に関する意見	(59)	(34)	(93)
キ) 第6節「大人への支援」に関する意見	(165)	(28)	(193)
第5章「子どもの権利の侵害からの救済」に関する意見	87	84	171
第6章「施策の推進」に関する意見	10	4	14
第7章「子どもの権利の保障の検証」に関する意見	39	9	48
合 計	2,184	3,196	5,380

意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

1. 条例素案全般に関する意見 2,574件 (大人861件、子ども1,713件)

ア) 条例の必要性等に関する意見 982件 (大人428件、子ども554件)

	意見の概要	札幌市の考え方
1	条例を作る必要性があるとは思えない。(大人6件、子ども17件)	<p>子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくために欠かせない子どもの権利の保障を進めるために、条例の制定が必要であると考えています。この条例は、札幌の現状に基づき、子どもにとって大切な権利を明らかにすると同時に、その権利を保障していく仕組みを規定するものです。自治体の法である条例の制定によって、子どもの権利についての認識が市全体に広がり、子どもの権利の保障に関する取組を、総合的かつ効果的に進めることができると考えています。</p>
2	子どもの権利ばかりを保障しても、子どものためになるとは思えない。(大人5件)	
3	今まで言われてきたことと変わりなく、条例を作っても無駄だと思う。(子ども28件)	
4	市が条例を制定しなければならないほど、子どもに対して無関心であったとは思えない。「子どもに対して気をつけています。」という、うわべの言葉を並べただけのものにしか思えない。(子ども2件)	
5	どの項目も当たり前のことであり、個々が気をつければ良いだけのことである。(子ども2件)	
6	条例を制定しなければ、子どもの権利は保障されないのか。その前にやるべきことがあるのではないのか。(大人2件、子ども4件)	
7	子どもを、条例によって守ろうというのは、よい社会だとは思えない。(大人4件)	
8	努力規定ばかりで、何ら実効性がない。あえて制定は不要。(大人3件)	
9	なぜ条例なのかが理解できない。条例化しなければ、救済制度を速やかに設けることができないのか。条例化していない現状は、自立していない状態なのか。実感として理解できない。(大人1件)	
10	憲法、教育基本法、児童福祉法等既存の法律、条約、条例を十分に理解し運用することで、子どもの権利は守られる。(大人9件)	<p>子どもの権利条約に定められている子どもの権利、日本国憲法に定められている基本的人権等について、その保障を進めるための基本的な枠組みを、札幌の実情に基づいて明らかにするために、条例を制定するものです。このことは、地方分権、地方自治の考え方にもかなうものであると考えています。</p>
11	国自体が条約に伴う特別な立法措置を取っていないのに、地方自治体が条例を制定すること自体が間違っている。(大人5件)	
12	憲法があり、子どもも生まれたときから権利の主体であると思えば、あらためて条例を制定する必要があるのか疑問。(大人1件、子ども1件)	
13	子どもの権利条例は必要ない。児童憲章だけで良い。(大人1件)	
14	日本は子どもの権利条約を結んでおり、それを守ればよいのであって、新しく条例を作る必要はないと思う。(子ども2件)	

15	現実離れした、きれいごとばかりのように感じる。(大人2件)	子どもが、毎日を自分らしく生き生きと過ごし、自立した大人へ成長・発達していくためには、「いじめや虐待などを受けない。」「自分の意見をきちんと伝えられる。」など、子どもの権利が保障されることが大切です。子どもの権利を行使する経験を通して成長・発達し、自我も確立されていくと考えています。
16	自我も確立してない子どもに、自分らしく生き生きとした子ども期が過ごせるか。「自分で考え判断し、自立した大人へと成長・発達していくことが保障されます」と言えるか。「子どもにやさしいまちづくり」も具体性がない「甘い言葉」である。(大人1件)	
17	教師による体罰等が表面化せず把握されていない現状で、条例を制定しても意味がない。親、教育者等への基本的な人間性の尊重に関する教育が必要。(大人3件)	
18	条例を作っても、地域の子どもを大人一人一人が守り育てる実践が行われなければ、何の意味もない。(大人1件、子ども1件)	
19	家庭や学校の教育力の低下が問題であり、もっと時間をかけ、市民に理解をさせることにより解決が図られるものと確信している。(大人1件)	
20	子どもの権利ではなく、まずは、「親の愛情」「親の義務」といったものを徹底すべき。(大人7件)	家庭、学校・施設等で子どもにかかわる保護者や職員をはじめとした市民に、この条例の理念の普及を図り、市民及び市が一体となって子どもの権利の保障に向けた取組を進めるためにも、条例を制定すべきと考えています。
21	すべての大人が条例を守るとは思えないので、条例を作っても変わらないと思う。(子ども13件)	
22	どこの家庭でどのような問題が起きているか把握ができないのであれば、条例を制定しても無意味だと思う。(大人1件、子ども3件)	
23	教育者や市民の意識が変わるとは思えない。(子ども2件)	
24	未成熟な子どもには権利を教える前に、教師や親などの大人が、大人に育っていくための義務(社会のルール)を教え、導くことこそ必要。(大人8件)	市民全体が、この条例の理念を理解し、子どもの権利の保障を進めることが必要です。このことから、条例では、市が、大人による子どもの権利についての学習等を支援することや、家庭、育ち学ぶ施設、地域での大人の役割等を規定しています。
25	子供のうちに厳しく教育・しつけをし、一人前に育てることが大人や世間の義務である。(大人4件)	
26	「権利と権利の調整」「子どもは自分の判断に基づいて権利を行使する一人の人間」などについて、小さいうちは、善悪を理屈でなく身体で覚えさせることが必要である。子どもは未発達な状態であり、大人(親と教師)の指導、監督が必要である。(大人2件)	
27	虐待には、青少年保護育成条例を作り対応すること、子供たちを取り巻く諸問題には、家庭の教育力向上のための施策が必要。まず大人に育っていくための義務、社会のルールを教えることこそ必要。(大人1件)	
28	各個人の人格は、小さな子どもにもあると思うが、自立していないのに、権利を主張するのはおかしい。(大人1件)	
29	親や学校等の施設が、子どもの人権を奪っている対象のように見え、現状分析が足りない。ときには子どもの意見を無視し、強制的にやらせることも必要で、それを権利の侵害だと言われては、子育てなどできない。(大人1件)	子どもの権利は、誰もが生まれながらにある権利です。大人には、子どもの最善の利益の観点から、子どもの権利の保障を進める責任があります。社会のルールを身につけることは、子どもの成長・発達の上でも大切なことであり、そのための大人の適切な指導ももちろん必要です。その際に、大人の意向と子どもの意向が異なることも考えられますが、十分な説明と対話によって子どもの理解を得ることが必要です。 また、子どもの権利条約でも規定されていますが、ご指摘のような適切な指示、指導などの支援を行う大人の責任を明確にするため、第4章第1節「家庭における子どもの権利の保障」において、子どもに対し、「年齢や成長に応じて適切な支援を行う」趣旨を追加して定めています。

30	大人が安心して暮らせるまちづくりがあっはじめて、子どもの家族での幸せがある。(大人2件)	子どもの幸せのためには、家族での幸せは大切ですが、大人が安心して暮らせるまちづくりが、子どもにとって幸せであるための十分条件とは限りません。大人だけではなく、子どもの視点が変わることによって、すべての人が安心して暮らせるやさしいまちになると考えています。
31	罰則や具体的な禁止事項、違法行為が規定されていないほか、誰がどのように子どもの権利を守るのか、その担保がまったく盛り込まれておらず、条例とはいえない。(大人1件)	この条例では、第4章「生活の場における権利の保障」において、虐待及び体罰を明確に禁止しているほか、子どもの権利の保障を進めるための市民及び市の役割を様々な箇所で規定しています。個別の罰則規定は設けていませんが、この条例の理念を正しく理解していただくための広報・普及に努めていきたいと考えています。
32	条例を制定しても、教育現場に混乱をもたらすだけ。「豊かな人権感覚」よりも「豊かな感受性や知性、人間性」の方が大切。一般的な人権について広く啓蒙する方が先で、子供の人権が全ての人権より優先するというような論調には違和感を強く感じる。条例は我々が求める子供の姿とは大きな隔りがある。(大人1件)	子どもの人権が他の人権に優先するというのではなく、未成熟な子どもの人権は、大人によって侵害されやすいといった危険性を常に秘めていると言え、大人が子どもの権利の保障を進めるという意識を常に持つことが大切であると考えています。 また、子どもは、子どもが持つ権利を正しく学ぶことによって、他の人の権利も尊重することのできる豊かな人権感覚を身につけることができると考えています。
33	この条例を根本的に見直し、育成条例を制定すべきである。(大人1件)	「北海道青少年保護育成条例(平成19年4月1日より「北海道青少年健全育成条例」に名称変更)」は青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、その健全な保護育成を図ることを目的とするもので、「子どもの権利条例」は子どもが自分らしく生き、伸び伸びと成長・発達することができるよう、子どもの権利の保障を進めることを目的とするものです。
34	青少年の健全育成のために深夜の外出制限などを定める道の条例と逆行するような条例である。必要なものとは思えない。(大人1件)	
35	子どもを守り育てる環境等について論ずる前に、未成年者に対する環境を見直すことが重要。書店等で小学生でもアダルトマンガを目にし、買うことができることなどを野放しにせず、「規制」をかけるべきところはしっかりかけてほしい。(大人1件)	「北海道青少年保護育成条例(平成19年4月1日より「北海道青少年健全育成条例」に名称変更)」において、有害図書類の販売等について規制されています。
36	我がままとしかいえない部分を権利として守ることより、生命の安全や虐待、いじめ、体罰から守るための条例とするなどの方策を検討すべき。(大人1件)	条例で定める権利は、子どもが毎日生き生きと過ごし、伸び伸びと成長・発達していくために大切なものです。いじめや虐待などから守られることはもちろんですが、自分らしさが大切にされることや、日常の様々な場面で、社会に参加することも大切です。このような子ども期の様々な経験は、自立した社会性を身につけた大人への成長にとって欠かせないことであると考えています。
37	権利には義務が伴うことが欠けている。権利ばかりを子どもに与えると、やがて、義務を果たさずに権利のみを主張する大人が増える。(大人6件)	子どもの権利の保障を進めることは、子どもの言いなりに何でも自由にさせることではありません。また、子どもは、権利を行使する際に、他人の権利を尊重しなければならないことや、自分の行動に責任を持つことを学ぶことが大切です。このことから、第2章「子どもの権利の普及」において、この趣旨を正しく理解するための学習等への支援を規定しています。
38	未成熟な子どもに、条例によって権利を保障することは、我がままと助長することになるので反対。(大人8件、子ども5件)	
39	本当の心の教育ができず、権利だけを主張する、頭でっかちの子どもに育ってしまう。(大人2件)	

40	子どもは、ある程度は親の監視のもと、権利を制限されるべきである。条例を制定することで、子どもをつけあがらせることにならないか、不安である。(子ども2件)	子どもの権利は、何かの義務を果たすことの見返りに与えられるものではなく、誰もが生まれながらに持っている大切なものです。子どもが権利を行使するに当たっては、自分の権利が尊重されることと同様に他の人の権利も尊重することが大切です。このことを分かりやすく示すために、第3章冒頭において、総括的に、権利行使に伴う子どもの責任を追加して規定しています。
41	子どもは、まだ国民としての義務を果たしていないので、権利は最低限のもので良いと思う。(子ども2件)	また、個別の罰則規定を設ける考えはありませんが、この条例の理念を正しく理解するための広報・普及に努めていきたいと考えています。
42	「正しい判断ができない」子どもなのに、なぜ権利ばかりを主張するのか。義務も明確にし、罰則も明確化してほしい。(大人1件)	
43	子どもに権利などを与えなくても大丈夫なので、もっと試練を与えるべきである。(子ども1件)	子どもの権利が保障されることと、甘やかすこととは違います。子どもは、権利を行使するに当たっては、自分の権利と同じように他の人の権利も尊重することを身に付ける必要があります。大人は、子どもの言いなりになるということではなく、子どもの最善の利益のために、適切な助言等の支援を行う必要があります。
44	子どもに権利を与えると、過保護になるのではないか。(大人1件、子ども3件)	
45	条約には権利行使に伴う制限があるのに、条例にこれらの視点がない。条約は、子どもを厳しい環境から守るためのものであるのに、条例は権利の主張のみしかない。(大人1件)	子どもが権利を行使するに当たっては、「自分の権利が尊重されることと同様に他の人の権利も尊重すること」などを、子どもが正しく理解することが大切です。このことを分かりやすく示すために、第3章冒頭において、総括的に、権利行使に伴う子どもの責任を追加して規定しているほか、「自分らしく生きる権利」「参加する権利」などでは、必要に応じて、「年齢や成長に応じて」という趣旨の表現を加えています。
46	義務が明確にされず、濫用防止規定もない。権利だけの主張では教育現場等における指導に支障をきたすおそれがある。(大人2件)	
47	子どもたちに対する様々な手助け等のバックアップ体制について、市、区、町内等で、縦割り式に、各学校、PTA、地域、家庭の責任が重くなるようなおそれはないのか。(大人1件)	社会全体のあらゆる場面で、大人には「子どものことを決める場合には子どもの最善の利益を考慮する」などの責任が求められます。なお、子どもにかかわる大人の役割はとても重要であることから、これらの市民に対し必要な支援を行うことを、第4章第6節「子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援」において規定しています。
48	<p>その他意見等 (大人328件、子ども466件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例を制定することで、子どもの権利が尊重されることは、とても良いことだと思う。 ・条例の制定を早く実現してほしい。 ・子どもに権利があることを大人が理解するためにも、条例の制定は必要だと思う。 ・子どもの自己肯定感、思いやりの心を育てるためにも条例が制定されることを望む。 ・いじめや虐待などから子どもを守るためにも、条例の制定は必要だと思う。 ・未来を担う子どもが、生き生きと過ごし、自らの意思で伸び伸びと育つためにも、条例の制定は必要だと思う。 ・子どもの視点に立った、子どもにやさしいまちづくりを目指すことは、とても良いことだと思う。 ・条例の制定のプロセス及び制定後の様々な議論を通して、未来を作る子どもたちのための制度になっていけば良いと思う。 ・子どもの権利を保障するまちと宣言するこの条例素案に賛同する。 ・子どもの権利条約よりも身近に感じることができるので、条例を作ることはとても良いことだと思う。(子ども) ・札幌市だけではなく、他の市町村にも子どもの権利の理念を広めていくことができると思うので、条例を作ることに賛成である。(子ども) など 	

イ) 素案に関する各種意見 414件 (大人227件、子ども187件)

意見の概要		札幌市の考え方
【子どもの権利と責任について】		
49	自由や権利とともに責任や義務についても理解させるべき。(大人45件、子ども11件)	<p>子どもの権利は、何らかの義務を果たすことの見返りに認められるものではありませんが、権利の行使に当たっては、自分の権利が尊重されることと同様に他の人の権利も尊重することが大切です。このことを分かりやすく示すために、第3章冒頭において、総括的に、権利行使に伴う子どもの責任を追加して規定することにしました。</p>
50	「子どもにとって大切な権利」が誤解されないよう、「前文」だけでなく、本文にも「他者の権利尊重」の趣旨を盛り込むと良い。(大人4件)	
51	条例素案には権利ばかりが強調され、行使の際の濫用防止規定がない。憲法や条約にあるようにそれぞれの権利の行使に当たっての条件付けも明文化されることを望む。(大人5件)	
52	子どもは、まだ精神的に未熟なので、制限を設けるべきではないか。将来のことを考えた時、ある程度の自制心を持つことは重要なことである。(子ども2件)	
53	成長の過程で、子どもの行動には少しずつ責任が伴ってくるのだ、というような表現を明記してほしい。(大人1件)	
54	親世代に「人権」という概念が浸透していない日本では、「権利」とそれを行行使すと発生する「義務」について浸透させてから、子どもの権利について考えた方が、子どもたちには理解しやすくなる。(大人1件)	
55	「権利」と「義務」は表裏の関係にあるので、条文中に、例えば「子どもが守るべき決まり」のような一章を設けるべき。(大人1件)	
56	子どもに「権利」を理解させるとともに、「義務」としての「積極的な社会への参加」(親への啓発が必要)と、「社会への貢献」についても言及する必要がある。(大人1件)	
57	子ども自身が取った行動に対して、その責任の重さを教えることを強調するべきだと思う。(大人1件、子ども1件)	
58	小学校低学年のうちから、子どもにもっと社会のルールを学習させるべきだと思う。(子ども1件)	
59	子どもが、何もしなくても権利で守られているという考えを持つようにならないか、不安である。(子ども4件)	

60	<p>「子どもがまっすぐに育つ権利」、「社会人として成功していく権利」を大人が守るものだという意味で、子どもの権利条約の13条や17条のように「道徳」という言葉を入れてほしい。(大人2件)</p>	<p>子どもが権利を行使するに当たっては、「自分の権利が尊重されることと同様に他の人の権利も尊重すること」などを、子どもが正しく理解することが大切であると考えています。子どもが社会のルールなどの「道徳」を身につけることは大切であり、子どもの権利の学習の機会等を通して、学んでいく必要があると考えています。</p>
61	<p>「自分らしく」を「自分勝手に」と間違えないように、権利の意味を、きちんと伝えて教えないといけない。親や周りの大人が保護して守っていくからこそ子どもも権利を主張できるということを、もっと前面に出すべき。(大人1件)</p>	<p>保護者をはじめとした大人が、子どもを保護するという視点もとても大切ですが、子どもを権利の主体として認め、子どもの最善の利益は何かを考え、年齢や成長に応じて、適切な支援を行うことも、とても意義があると考えています。このことから、第1章「総則」に加えて、前文においても、大人の役割として「子どもの最善の利益を考慮する」という趣旨などを規定しています。</p> <p>また、子どもが権利を行使する際に、ご意見のようなことが起こらないよう、学習等の支援に努めていきたいと考えています。</p>
62	<p>権利を「自由」や「我がまま」と履き違えることのないように、大人や子どもを取り巻く社会が、きちんと意識をして、かかわっていくことが大切だと思う。(大人2件)</p>	
63	<p>子ども自身の意識が低いと、権利を主張するばかりになってしまう。まずは家庭で、条例について子どもと対話する機会を設けることが必要。(大人1件)</p>	
64	<p>子どもの何割かは、この条例を悪用する心配をしている。この理念は、文化や習慣の基礎になるものなので、教養ある大人づくりとして、大人向けにする方が良いと思う。(大人1件)</p>	<p>子どもの権利は、何かの義務を果たすことの見返りに認められるものではなく、誰もが生まれながらにあるものです。また、権利の行使に当たっては、自分の権利が尊重されることと同様に他の人の権利も尊重することが大切です。条例制定後は、ご指摘のような子どもの権利の濫用や、誤解を生じさせないよう、この条例の理念を広めるための広報・普及に、積極的に取り組んでいきたいと考えています。</p>
65	<p>権利に対する子どもの義務というものは未成年という理由で発生しないのか。本来の意図を解していない教師や子どもが、条例を盾に濫用したりするおそれはないのか。(大人1件)</p>	
66	<p>子どもの権利(生きる権利)に、社会的義務が伴わないことが、大人のすべてに理解されなければならないので、第4章「生活の場における権利の保障」のいずれかの項目にこの趣旨を明記すると良い。(大人1件)</p>	
67	<p>大人と子どもの約束だけではなく、子ども同士の約束も作ってほしい。(子ども1件)</p>	<p>この条例のうち、第3章「子どもにとって大切な権利」については、例えば、「安心して生きる権利」の「愛情を持ってはぐくまれること」のように、主に大人と子どもの関係の中において保障されるべきものもありますが、「自分らしく生きる権利」の「自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること」のように、子ども同士の場合にも言えるものがあります。また、第3章に総括的に規定している権利行使に当たっての考え方は、子ども同士の場合にも当てはまるものです。</p>

68	子どもに対する義務として、歴史を学ぶなど勉強をすること、体を鍛えること、深夜外出を禁止することなどを掲載すべきである。(大人1件、子ども4件)	この条例は、子どもの権利の保障を進めていくための基本的事項を定めるもので、子どもに対する規制を目的とする条例ではありません。また、「学ぶこと」は、義務ではなく、豊かに生きる上での知識を得るための大切な権利であると考えています。
69	子どもにこの条例を理解する義務があることを、もっとはっきり掲載すべきである。(子ども1件)	理解する義務ということではありませんが、子どもが、子どもの権利や正しい行使の仕方を理解することはとても大切なことであり、第2章「子どもの権利の普及」において、子どもの権利についての学習等への支援を盛り込んでいます。
70	「子どもの最善の利益」について、もう少し触れてもいいと思う。(大人1件)	「子どもの最善の利益」は、大人が子どものことを考える際の基本となることから、ご指摘を踏まえ、第1章「総則」の「責務」のほか、前文にもこの文言を盛り込み、市民全体がこのことを念頭において、子どもの権利の保障に努める旨を規定しています。
71	<p>その他意見等 (大人9件、子ども1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利の主張のために義務が要求されるのは大人の場合で、子どもは元気に生きていることが義務だ。より良い子ども時代を保障するのが大人の義務であり、務めである。 ・子どもの権利ばかりを保障しても、子どものためになるとは思えない。 ・権利より先に義務を教えるべきだという論は、あたらない。子どもの権利を保障したときに、同時に、義務を学んでいくのだと思う。 ・子どもに権利を与えると我がままになるといった心配は全くの誤解で、むしろ子どもに自律と責任感を促すきっかけになる。「子どもの権利」は、今の大人の子ども観への根本的な見直しを迫るものとして賛成。 ・子どもは、自分の考えを持ち判断し、自分の行動に責任を持って行動することが大切だと思う。 など 	
【条例の名称について】		
72	権利を保障するということを明確にする上で、今後も「権利」という文言を入れること。(大人18件)	<p>この条例は、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達するために欠かせない子どもの権利の保障を進めることを目的としています。このことから、この条例の理念を明確にするためにも、名称は、「札幌市子どもの権利に関する条例」としてしています。</p> <p>また、この条例では、基本的に常用漢字を用いていますが、「供」については、「従う者」という意があり、「子どもを権利の主体」とするこの条例の理念にそぐわないと考え、平仮名を使用しています。</p>
73	第3章以外はいわゆる大人にかかわる事柄なので、「子ども育成条例」といったほうが良い。(大人1件)	
74	「子どもを大切に作る条例」など市民の身近に感じる表現が良い。(大人1件)	
75	「子どもの人権(=子ども時代に特有の基本的人権=子どもの権利)条例」でも良いと思う。(大人1件、子ども1件)	
76	名称は、「札幌市こども権利条例」。「子ども」という表記は、漢字と平仮名交じりでよくない。(大人1件)	
77	サブタイトルに、「子どもの権利」の英文である「Children's right(チルドレン ライト)」という言葉を入れて、札幌市が国際的な位置にいることを強調してはどうか。(子ども1件)	

【条例に盛り込む視点について】		
78	学校教育現場とのかかわり、市教育委員会の果たすべき機能、位置づけが不明。また市内の道立高校に考慮が及ぶことを条例の中に明文化すべき。(大人1件)	学校に限らず、これら子どもにかかわる施設等の運営主体は、公立・私立の別等、様々であり、それらを含め、「育ち学ぶ施設」として規定しているため、市内の道立高校にも条例が適用されます。
79	権利の保障が前面に出すぎている。子どもたちが成長するため、親以外の大人と子どものかかわりが大切で、そういう面についても具体的に示していった方が良い。(大人1件)	親以外の大人については、施設関係者や地域で子どもにかかわる市民の役割に関して、第4章「生活の場における権利の保障」に規定しています。
80	権利の保障に関し、家庭や学校などが受け身の立場に立つのではなく、「保護」に名を借りた、行き過ぎた管理や拘束、虐待等を無くしていき、子どもたちができるだけ自由の中で、心身ともに健全な大人に成長していけるよう努める、というように積極的な視点を明確にすべき。(大人1件)	子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくために欠かせない子どもの権利の保障を進めるというこの条例の目的のため、第1章「総則」において、保護者、育ち学ぶ施設の設置管理者等が、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めることと規定するなどにより、ご意見の趣旨を盛り込んでいるものと考えています。
81	大人の努力と責任なくしては子どもの人格の完成は得られない。(大人1件)	子どもの権利の保障を進めるためには、大人が子どもの権利を正しく理解し、生活の様々な場面で、子どもの権利について配慮することが必要です。したがって、この条例においても、前文や第1章「総則」で子どもの最善の利益を考慮すること、第4章「生活の場における権利の保障」において、保護者が子どもの成長・発達に関する第一義的な責任者であること等を盛り込んでいます。
82	子どもの権利は、大人が保障しなければ意味がないので、そちらの視点を重視すべきである。(子ども1件)	
83	子どもたちの権利を、真に尊重することが、子どもの健全な成長を保障するものであることを、明記すべき。(大人1件)	前文において、子どもの権利を大切にすることにより、自立した社会性のある大人に成長・発達していくことにつながるという趣旨を盛り込んでいます。
84	「権利」をうたうに当たって、「自立した社会性を身につけた大人への成長」を積極的に主張していく必要もあるのではないか。(大人1件)	
85	条例に障がい児のことがあまり盛り込まれていないように感じた。障がいのある子どもや親の意見も条例に入れてほしい。(大人1件)	この条例は、障がいの有無、性別などの違いにかかわらず、子どもが自分らしく伸び伸びと成長・発達していくために欠かせない子どもの権利の保障を進めることを目的としています。また、子どもが様々な理由により差別や不利益を受けることがないような社会の形成に努めることを、第4章第5節「子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障」に規定しています。
86	特に女の子の権利を充実させて、働くことに誇りを持てる女性を育ててほしい。(大人1件)	
87	世代を超えて受け継がれてゆく日本人の心や生活習慣を子どもに伝えるべきであり、日常の家庭生活の中での伝承を盛り込んでほしい。(大人1件)	この条例では、「子どもにとって大切な権利」として、「札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと」を規定しています。これは、貴重な財産である札幌独自の文化や雪国の暮らしを学ぶ権利、体感する権利を明確化するものです。子どもたちが、札幌の市民として郷土に誇りを持ち、札幌を愛してほしい、そういう街にしていかなければならないという思いを込めて、権利として規定しています。
88	日本人としての誇り、国を大切に愛する心、国を守る心、故郷を愛する心を入れてほしい。(大人1件)	

89	子どもの権利条約の「前文」を正しく読み解き、趣旨に反しないようにしてほしい。(大人2件)	
90	戦争や児童労働など、条約が採択された歴史的背景が、条例にどれだけ表現されているか、論点の整理が必要なのではないか。(大人1件)	この条例は、子どもの権利条約の理念に基づき、札幌の子どもが置かれている状況に即して、子どもにとって大切な権利やその保障についての仕組みを規定しています。
91	都市に合ったものが盛り込まれていれば、それが特色となり、違った条例になると思う。(大人1件)	
92	子どもの権利を保障する条例を、なぜ今必要としているのか、理由を条例の中に明確にすべき。(大人1件)	条例を制定することによって、子どもの権利の理解が深まり、子どもの参加などに配慮された子どもにやさしいまちづくりが進められます。また、子どもが権利を行使し、参加する経験等を通して、自立した社会性のある大人に成長・発達する環境づくりが進められます。さらに、いじめや虐待などの権利侵害からの救済のための制度を速やかに設け、権利侵害からの迅速で効果的な解決を図ることを規定しています。なお、こうした条例全体の制定趣旨は、前文で表現しています。
93	なぜ、この条例を作ろうとしているのか理解できなかった。虐待をなくすとか不審者から子どもを守るとか、具体的に理由を掲げて訴えたほうがよい。(大人1件)	
94	子どもの権利は、「生きられる権利」「育てられる権利」「守られる権利」「参加できる権利」ではないか。その定義をはっきりしないと、条例全体に影響する。「子どもの視点」とは何か。「子どもにとって必要な、あるいは望ましい視点」ではないか。(大人1件)	ご意見の4つの権利は、ユニセフの考え方による分類です。この条例では、第3章「子どもにとって大切な権利」において、「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」の4区分で権利を規定しています。また、ここに取り上げた権利が、子どもの権利のすべてではなく、子どもの権利のうち、札幌の子どもにとって特に大切な権利という趣旨で規定しています。
95	子どもを大切にするというのは、あくまでも大人が正しい価値基準を持ってこそ成り立つので、子どもが、自分は何でも正しいと思わせる間違った条例にならないことを望む。(大人1件)	大人が、子どものことを考える際に大切なことは、子どもの最善の利益が何であるかを判断基準にすることと考えています。そして、子どもの最善の利益を判断するに当たっては、子どもの意見を聞くことが必要です。この趣旨を、前文、第1章「総則」の「責務」等に規定しています。
96	子どもの権利を保障していくために、国や政府に向けて、施策づくり、十分な予算の裏付けを要求していくことを加えてほしい。(大人1件)	この条例は、子どもの権利の保障を進めるための基本的な考え方を定めたものであり、条例制定後、より具体的な計画や施策、事業を展開していく中で、必要に応じ、市長会等を通して国に要望を行う場合もあると考えています。
97	札幌市の条例であれば、札幌市独自の権利の項目や、条約で定めのない救済制度などに限定すべき。(大人1件、子ども1件)	子どもにとって大切な権利を考える際には、「子ども委員会」の意見なども参考に、札幌の子どもにとって大切なことは何かを考え、規定しています。このうち、「豊かに育つ権利」に定めている「札幌の暮らしや雪国の文化を学び、自然と触れ合うこと」などは、札幌独特の権利と言ってもよいと考えています。なお、権利侵害からの救済制度については、札幌の実情にあった効果的な制度とするために、調査検討を行った上で、速やかに設けることとしています。

98	子どもの権利条例は子どもが利用するものなのだから、子どもに、この条例に対する改正発議権があるとより良い。(大人1件)	条例の制定、改廃の直接請求権については、地方自治法により、選挙権を有する者にその発議権があり、子どもには認められていません。 なお、この条例では、見直しに関する規定は設けていませんが、第7章「子どもの権利の保障の検証」において、「子どもの権利委員会」を設置することを規定しており、この委員会の中で、子どもの権利の保障の状況を検証することとしています。この委員会の活動等を通して、制定後の様々な状況により、必要に応じて改正を行うことも考えられます。
99	条例の見直しのために改正手続を明確に条文化し、当初は2年以内、その後3年を目途に定期的に改正を行い、子どもの権利の拡充が図られるようにしてほしい。子どもの権利条約の趣旨を理解し、条例が子どもの権利を後退させるような改正を行わないようにしてほしい。(大人1件)	
100	子どもを取り巻くテレビ、本などあらゆるマスメディアについて、俗悪なものを発信した場合の罰則を設けるべき。(大人1件)	最近インターネットなど、情報通信技術の目ざましい進歩により、広範囲に情報のやり取りが行われており、市だけの取組でこうした情報の氾濫を効果的に防ぐことは難しい状況です。なお、国や道において、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」や「北海道青少年保護育成条例(平成19年4月1日より「北海道青少年健全育成条例」に名称変更)」などが定められており、有害情報等の制限が設けられています。
101	誤った性情報や人権感覚の欠如した偏った情報など、子どもの豊かな育ちに悪影響を及ぼす情報を、メディアなどで流すことに対する罪についての項目も条例に入れてほしい。大人側の規制も必要。(大人1件)	
102	制定した後、子どもたちが自分らしく生き、将来に希望を持って成長できるように、行政、地域、大人たちは、何をどのようにしていくのか、具体的に示していく必要があるのではないかと。(大人9件、子ども33件)	この条例では、家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等の役割について、第4章「生活の場における権利の保障」において、その基本的な仕組みを規定しています。また、条例制定後は、第6章「施策の推進」に定める推進計画の策定などにより、具体的な計画や施策、事業を展開していくこととなります。
103	条例ができたなら何が変わるのかについて、具体的に示してほしい。(大人2件、子ども6件)	条例の制定後は、子どもの権利の保障を進めるための具体的な取組を行うとともに、この条例の理念を札幌市全体に広げるための広報・普及に努めていきたいと考えています。このことにより、子どもの権利の理解促進が図られるとともに、子どもの参加が配慮されるなど、子どもの視点に立った、子どもにやさしいまちづくりが進められます。
104	条例に盛り込まれる事柄は、理念的、かつ抽象的。子どもの生の発想と欲求を集約したものであるべき。(大人1件)	この条例の制定過程において、出向き調査や懇談会等、札幌の実態の調査を行ったほか、「子ども委員会」での話し合いの内容等も踏まえて検討していますが、子どもの権利の保障を進めるための基本的な考え方を定めたものであるため、抽象的な面もあるかと思えます。条例制定後、第6章「施策の推進」に定める推進計画の策定などにより、具体的な計画や施策、事業を展開していくこととなります。
105	子どもにとって有益でなければ意味がないと思うので、高校生よりも下の年の子どもの権利がしっかりと守られることを願っている。(子ども1件)	この条例では、原則として18歳未満を「子ども」と定義し、すべての子どもの権利の保障を進めることを目的としています。

106	この条例を、具体的にどのような場面で行使するのが疑問である。(子ども3件)	
107	「必要な支援に努める」ではなく、支援方法の具体案を示すべき。子どもの環境を安心できるものにするための、人と人とのつながりを奨励する支援案が見当たらない。(大人1件)	
108	行政機関が果たす役割、義務、特に子どもの置かれている現状、制度施策、所得保障を含む財政投資について、不明、あいまい。(大人1件)	この条例は、子どもの権利の保障を進めるための基本的な考え方等を定めたものです。条例制定後、教育、福祉をはじめとする子どもに関する様々な施策を行う際は、この条例を一つの指針として取り組んでいくこととなります。
109	条例素案の「～必要な支援に努める」という表現で、その子どもにかかわる大人(環境・社会)の諸問題に対応できるのか。現場で実際に起こる事柄にどう対応するのか、というところから遡っていくことも、条例が生かされるためには必要ではないか。(大人1件)	
110	抽象的であっては、「絵にかいたもち」になりかねない。学校、保育所、学童保育など、現に存在するものに即して策定してほしい。(大人1件)	
111	世界に通じる条例にするために、子ども自身が自分の意見を主張することを強調してほしい。(子ども1件)	
112	もっと子どもが安心して生活できる趣旨の条例にしてほしい。(子ども5件)	子どもが様々な場面で自分の意見を表明することは、健やかな育ちにとっても大切なことであり、第3章「子どもにとって大切な権利」の「参加する権利」に、「自分の意見を表明すること」を定めているほか、第4章第4節「参加・意見表明の機会の保障」に、行政、育ち学ぶ施設、地域で子どもにかかわる市民及び市の役割等を規定しています。
113	未成年者がかかわる事件が起きないように内容を考えてほしい。(子ども1件)	第3章「子どもにとって大切な権利」の「安心して生きる権利」にその趣旨を定めているほか、第4章第3節「地域における子どもの権利の保障」では、市民及び市の役割として、安全で安心な地域についての規定を盛り込んでいます。
114	全体を通して「市」と書かれている点を、項目によっては「市民」と変えてもよいのではないかと。市は率先して行動すべきであるが、心がけるという点では、市民全体が考え行動するべきと思う。(子ども1件)	条例を制定し、子どもの権利について、子どもが正しく理解することを通して、子どもは他人の権利も尊重しなければならないことを学びます。このことにより、犯罪の当事者にならない社会の実現に貢献できると考えています。
115	条例を守らない人が出る場合のために、罰金などを設けるべきである。(子ども10件)	この条例では、市民の役割、市の役割がどちらもともに大切であると考えており、各項目によって、市民の役割、市の役割、さらには、市民及び市の役割という表現を使い分けています。
116	その他意見等 (大人12件、子ども23件) ・この条例は、将来に向けて子どもを健全に育てていくための、札幌市民の「決意表明」、「宣言」であるべきと思うので、それにふさわしい内容、表現にすべき。 ・子どもの心は想像以上に複雑なので、無責任にだけはならないでほしい。(子ども) ・あくまでも、子どもの視点からの条例づくりを進めてほしい。 ・この条例が制定されて、本当に子どもの権利は守られるのか、この条例は意味があるのか、という部分を、もっと詳しく教えてほしい。 など	この条例では罰則規定は設けていませんが、条例の趣旨を正しく理解していただくための広報・普及に努めていきたいと考えています。

【文章表現について】		
117	文章が長く難しい。市民全体に浸透していくか疑問。子どもが理解できないのではないか。(大人11件)	一般的に、条例で定める事項については、正確性が強く求められるため、表現上の制約がありますが、条例全体に渡っていわゆる「ですます体」を用いるなど、子どもを含めた市民に親しみやすい表現になるよう努めています。今後、条例の解説書やパンフレット等を作成する際にも、分かりやすくお知らせする工夫を考えていきます。
118	すべての子どもが正しく理解するために、条文を子どもでも分かる平易な表現にしてほしい。(子ども22件)	
119	子どものための条例なのに、項目が多すぎるし、言葉が難しい。(大人2件)	
120	例えば「大人」という表現を「親」と分かりやすく記載するなど、行政用語は避け、日常的な用語にすべき。(大人1件)	
121	子どもに分かりやすい文章に直したものを別に作ることを条例の中に入れてほしい。子ども版条例を作るべき。(大人1件)	
122	条例の項目を、子どもに分かりやすいように、具体的に補足してほしい。(大人1件)	
123	「努めること」という表記が多いが、努めるだけでは抽象的なもので終わるおそれがあるので、「すること」と表記するなど、もう少し強い表現に変えるべきである。(大人1件、子ども2件)	例えば、「子どもの権利の保障に努める」を「保障する」とした場合、具体的な場面によってはどのような状態が、子どもの権利が保障された状態なのか、判断が難しい場合があります。また、「普及に努める」を「普及する」としたときも同様です。「子どものことをもっと考えていこう」「今よりもっと普及するように」と常に努力していく意味で、「努める」としています。
124	子ども 子供、障がい 障害と、きちんと漢字で書くべき。(大人2件)	この条例では、基本的に常用漢字を用いておりますが、「供」は語意に、「従う者」という意があり、「子どもを権利の主体」とするこの条例の理念にそぐわないと考え、平仮名を使用しています。また、「障がい」の「がい」につきましては、札幌市では、「身体障害者手帳」などの法令用語や固有名詞などを除き、平仮名を使用するという統一を図っています。
125	「子ども」は「子供」又は「こども」と表記すべき。(大人1件)	
126	子どもに、権利という言葉だけを植え付けているように思える。子どもの権利という言葉を他の言葉に言い換えるべき。(大人1件)	子どもにも権利があるという趣旨を明確にするために「子どもの権利」という言葉を用いています。
127	子どもは未熟であるがゆえに様々な制約があり、十分な責任能力も備わっていないことから、権利の「宣言」ではなく、「市民的な理解の共有・保障」を目的とするこの条例案の趣旨に鑑みて、「子どもの基本権」というような表現を使用する余地はないものか。(大人1件)	
128	その他意見等 (大人1件) ・大人、子どもに分かりやすい文章になっていてよい。	

【制度の実効性について】		
129	「絵にかいたもち」に終わらせないよう、条例制定後の具体的取組が重要である。(大人11件、子ども11件)	この条例を実効性あるものとするため、条例制定後には、第7章「子どもの権利の保障の検証」に規定している「子どもの権利委員会」を設置し、この委員会において、子どもの権利の保障状況を検証していきます。また、第6章「施策の推進」では、子どもの権利に配慮した施策を総合的に推進するための「推進計画」を策定することとしています。
130	条例を作るからには、文章で終わらせるだけでなく、実効性のあるものにすべきである。(大人2件、子ども23件)	
131	条例を作っても、大人がそれを守らないことが考えられるのではないか。(子ども4件)	
132	条例を制定し、地域、教育関係者、親など、大人へ強く働きかけを行い、浸透させてほしい。(大人5件、子ども1件)	
133	学校など教育機関の関係者を始めとする大人が考えていく指針になればよりよい。(大人2件)	
134	条例が制定された後、条例について、理解し、協力いただけるよう、より密なかかわり、情報交換が必要になると思う。(大人2件)	この条例は、子どもの権利の保障を進めるための基本的な考え方を定めるものであり、条例制定後に、具体的な計画や施策、事業を展開していくこととなります。お寄せいただいた様々な提案については、具体的な事業を検討する際の参考とさせていただきます。
135	子どもの権利を保障するため、市が率先して、具体的に活動するチームを作って、実施すべき。(大人2件)	
136	この条例を札幌の取組に終わらせず全国へ普及させていく市の姿勢が必要である。(大人1件)	ホームページを始め、様々な機会を通して条例の広報を行っていきたくと考えています。
137	この条例の実施にかかわって、道庁側とのパイプ確立は？市単独では大変だと思う。(大人1件)	この条例は、原則として札幌市内において、子どもの権利の保障を進めることを目的としています。ただ、市立以外の学校・施設が多数あり、また、札幌市民である子どもが、市外の学校等に通学するような場合も考えられることから、市立以外の学校・施設や近隣市町村等に対しても、条例制定に関して周知に努めていきたくと考えています。
138	特に教育への不当な介入をせず、きちんとした予算の裏付けをとってほしい。子どもの生活基盤の安定 - 親の生活の安定 - 社会福祉の充実が前提だと考える。(大人1件)	子どもの参加・意見表明の機会の保障については、例えば、地域の行事等を考えた場合、これまで、大人だけを対象に行っていた行事でも、目的や趣旨が子どもの参加に適するものであれば子どもの参加しやすいものへと工夫していくことなどが考えられます。また、子どもが参加することに対し、それぞれの実施主体の責任において、子どもの参加等の促進に努めていただきたくと考えています。なお、この条例では、特定分野に具体的な財政援助を規定することは適さないと考えています。施策や事業を行う際に、必要に応じ、適切な予算を計上することになると考えています。
139	子どもが地域行事に参加し、学校施設や市の施設を使用して行事を計画するための手続き、予算の裏付けはどうなるのか。(大人1件)	
140	子ども、保護者、教員等により、学校や教育委員会に対する評価を実施することで、子どもの権利条例の実効性が生じる。(大人1件)	子どもの権利の保障状況を検証する機関として、第7章「子どもの権利の保障の検証」に、「子どもの権利委員会」を設置することを規定しています。

141	教育現場で混乱が生じるのではないか。(大人1件)	子どもが一日のうちの多くの時間を過ごす学校は、子どもの権利を考える上でとても重要であり、関係部局や施設関係者との連携の上、子どもの権利の保障に努めてめていきたいと考えています。
142	条例は教育との関係が極めて重要になるのではないか。(大人1件)	
143	規定している権利を具体的に保障してほしい。自由な環境の中で学ぶ小学生と対照的に、中学生は規則と規律にしばられている。また、学力の両極化が進み、学力をつけさせるという学校本来の目的が忘れられている。(大人1件)	
144	学校・教員の理解協力がなく、この条例は機能しない。教育課程に取り入れて、そのことを外部で監視する必要がある。(大人1件)	子どもが、子どもの権利を正しく理解するためには、学校現場での学習も大切になると考えています。今後、その具体的な方法等について、関係部局と連携して、検討を進めていきたいと考えています。なお、子どもの権利の保障状況を検証する機関として、「子どもの権利委員会」を設置することを規定しています。
145	<p>その他意見等 (大人4件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例により、子どもの権利を明確にすることは、地域全体で子どものことを考えていくとする姿勢をしっかりと根付かせるきっかけになる。 ・様々な市民の意見を聞いた上で、条例を実効性のあるものにしてほしい。 など 	
[その他各種意見について]		
146	制定の時期にこだわらず、色々な角度からの議論が必要ではないか。(大人4件)	条例制定に当たっては、懇談会や出向き調査、意見交換会を実施するとともに、ニュースレター等を通して内容の周知に努めてきました。また、条例素案の意見募集においても、学校や施設関係者、地域で子どもにかかわる取組をされている団体等をはじめ、広く市民の皆様にご意見をいただいたところです。条例制定後も、子どもの権利の保障について、継続的に検証するための仕組みを設けていきます。
147	札幌の子ども「最善の利益」を守る、この一点で市民が真剣な議論を交わし、市民に協力をすすめる場を提起していただきたい。(大人1件)	
148	条例の制定を一步ずつ進めていってほしい。制定した後に問題が生じた場合は、柔軟に対応すれば良いと思う。(子ども1件)	
149	少子化問題は、安心して子どもを産み、育てる環境がつかられていないことにも起因している。札幌市の条例を今決定する時、行政が先に立って、「やらされている」と感じる条例であれば、市民の理解は得られにくい。(大人1件)	この条例の前文には、子どもの最善の利益の観点を踏まえて子どもと真摯に向き合うことの大切さなどを盛り込んでいます。また、条例制定に当たっては、検討委員会が、出向き調査や懇談会、意見交換会などにより、市民意見や子どもたちの実情把握に努めてきたほか、子ども委員会においても議論するなど、市民参加の条例づくりに努めています。
150	子どもの権利条例は、各自治体で制定するより、「北海道」として制定してはどうか。(大人1件)	条約の理念に基づき、札幌の現状等を踏まえ、市として条例を制定することに意義があると考えています。
151	<p>その他意見等 (大人7件、子ども9件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例は、具体的な施策を進める上で大きなよりどころになるだろうと期待する。 ・条例を早く作ってほしい。 ・子どもの権利を保障するためには、大人を取り巻く環境を変えることが大切である。 ・札幌市の子ども、市民の願いが、素案第3章「子どもにとって大切な権利」に大きく結実しようとしていることを喜ぶ。 など 	

ウ) 検討プロセスに関する意見 99件 (大人68件、子ども31件)

	意見の概要	札幌市の考え方
152	市民の意見が広く取り入れられるような条例を、市民の立場に立って作ってほしい。(大人4件)	懇談会や出向き調査、アンケート、フォーラム等により、子どもたちの実情や市民意見の把握にできる限り努め、そうしたことをもとに、条例に盛り込む内容の検討を行ってきました。また、条例素案に対する意見募集についても、約26万部の資料を作成し、市内学校の児童生徒、保護者、関係団体等にご案内したのをはじめ、広報さっぽろや新聞への掲載等様々な媒体によりお知らせし、たくさんの方からのご意見をいただいています。
153	子どもたちが自分たちで安全に生活できるように、「自分たちで考え、つくる条例」であれば、さらに良くなる。(大人1件)	
154	限定された一部の人により制定作業が進められているのではないかと。子どもの意見、聞き取り調査もあったが極めて限定された枠の中にすぎない。(大人1件)	
155	札幌市が権利条例制定に取り組んでいることについて、子どもを持つ親にさえほとんど周知されていない。現段階で条例を制定することは拙速であり、更なる周知と、もっと多くの意見を聴取する努力をすべき。(大人1件)	
156	条約が浸透していない。条約の理念を、全市民にもっと分かりやすく知らせ、広げることが条例制定に先立ってとても重要。(大人5件)	これまでもパンフレットの配布やパネル展の実施など、条約の普及啓発に取り組んできたほか、条例の制定過程においても、ニュースレターの発行、ホームページでのお知らせ、広報さっぽろ等、様々な手法により広報、普及に取り組んできました。児童・生徒の皆さんにも周知が図られるよう、各学校に対しニュースレターの掲示を依頼しているほか、条例素案の意見募集に際しては、市内の小・中・高・養護学校に資料を送付し、多くのご意見をいただいています。
157	条例の制定過程が市民に伝わるよう、一層努力してほしい。(大人2件、子ども9件)	
158	意見の募集期間が1ヶ月間では全く短いと思う。条例制定の経過や内容などをもっと多くの人に知らせながら進めてほしい。制定に当たって、札幌市における、これまでの子どもの権利にかかわる実態、学校現場などにおいて、「子どもの権利条約」が、どう実践され、推進されているかを明らかにしてほしい。(大人1件)	これまでの条例制定過程においては、広報さっぽろやニュースレターの発行、ホームページのほか、フォーラムやパネル展等により広報に努めてきました。募集期間については、札幌市の要綱に基づき、期間を設定しています。札幌市では、意見募集を実施する政策案や参考資料は、原則として、ホームページのほか、主管課である子ども未来局、区役所、区民センター、まちづくりセンター等において閲覧・配布しておりますが、より多くの皆さんからご意見をいただくため、児童会館や図書館等においても配布しました。
159	意見の集約の仕方について、市民や子どもへの周知が少ない。回覧板や広報さっぽろ、新聞等のマスメディアの活用、素案資料を手に入りやすい所に置くなど、広報、PRの方法に工夫が必要。(大人5件、子ども1件)	
160	子どもの権利は、親と子のみならず、地域の方々にも知ってもらわなければならないので、この冊子を全戸配布するなどの努力が必要になるのではないかと。(大人1件)	
161	なぜ、子ども向けだけの学校配布なのか。ぜひ詳しい大人向けの資料も一緒に配っていただきたい。(大人1件)	

162	条例の普及に教育委員会との連携が必要。(大人2件)	<p>これまでも、懇談会や出向き調査、フォーラム等の開催のほか、ニュースレター等を通して、条例の内容の周知に努めてきました。また、条例素案の意見募集においても、学校や施設関係者、地域で子どもにかかわる取組をされている団体等をはじめ、広く市民の皆様に資料を配布し、ご意見をいただきました。今後とも、学校現場を所管する教育委員会を始め、様々な部局と連携し、条例の普及に努めていきたいと考えています。</p>
163	学校などの育ち学ぶ施設、PTAを始めとする関係機関、関係団体、地域への理解を深めるような取組を徹底すべきである。(大人6件、子ども1件)	
164	本条例の必要の可否については、もっと早い時点で市議会に諮るべき。(大人1件)	市議会においても、様々な機会を通して議論いただいています。
165	「市民論議が不足している」のを補うため、条例案発表後、市民アンケートを実施してはどうか。(大人1件)	ご意見のとおり、子どもの権利に関する市民への理解度を把握することは意義があることから、今後、市民に対するアンケート等の実施について検討していきます。
166	「子どもの視点に立った情報発信」を掲げていながら、子ども委員は小学校5年生以上で構成されており、10歳以下の子どもたちの意見を取り入れておらず、ただ形式のみを整えようとして見える。もっと時間をかけて練り上げる必要を感じる。(大人1件)	<p>子どもの意見を取り入れる方法は様々あり、今回の条例制定においては、「子ども委員会」において、「子どもにとって大切な権利とは何か」や「権利の侵害からの救済」について話し合いを行い、これを条例づくりの参考としました。なお、子ども委員会の取組内容は、議論内容をまとめた「子どもの権利提案書」やホームページ等を通して、ご覧いただけます。</p> <p>また、素案に対する意見募集においては、子ども用のパンフレットを作成し、小・中学生に配布するなど、できるだけ子どもの意見を取り入れる工夫を行ってきたところです。</p>
167	条例づくりについて、もっと子ども自身が参加できるよう工夫すべきである。(子ども4件)	
168	子ども委員会がどのようなことをしているのかわからない。(子ども3件)	
169	子どもの権利の問題に子ども自身が参加することや、委員などに役割が与えられ、主張することはおかしい。(大人1件)	<p>この条例を制定するに当たり、子どもの考えを参考にするのはとても大切なことと考えています。このことにより、条例制定に対する子ども全体の関心を引き起こすことや、子ども自身が自らの権利や責任について考えるきっかけにもなると考えています。</p> <p>また、意見を聞くということは、その意見にそのまま従うということではありません。子どもの最善の利益を考え、年齢や成長に応じて判断することが、大人に求められることと考えています。</p>
170	小学生など未成年の意見を参考にすべきなのか。(大人1件)	
171	<p>その他意見等 (大人33件、子ども13件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの市の条例制定にない、多くの子どもや保護者の意見を聞くことの姿勢を評価する。 ・条例づくりが、これまでになく市民に開放され、直接、間接に市民参加が実感されたことが評価できる。第3章にも子ども委員会の提案が生きている。 ・議会と市民が一体となってこの条例を制定することが必要と考える。 ・子どもの意見を取り入れて条例の内容を検討していることは、良いことだと思う。 ・子ども委員会の活動はとても良いことだと思う。(子ども) など 	

エ) その他感想等 1,079件 (大人138件、子ども941件)

	意見の概要	札幌市の考え方
172	新たな条例によりどの程度の支出増が見込まれるのか、または支出削減されるのかが不明である。現行法令に基づき行っている業務との優劣関係が不明。(大人2件)	この条例では、特定分野に具体的な財政援助を規定することは適さないと考えています。施策や事業を行う際に、必要に応じ、適切な予算を計上することになると考えています。また、条例は、法体系上においては、法律より下位に位置しており、現行の法令に抵触しない限りにおいて有効です。
173	環境の整備の保障のための予算の拡大を考えてほしい。(大人2件)	
174	子どもたちが自分たちの思いや考えを提案する場を設け、様々な経験や学ぶ機会を提供できるよう、地域や行政等の取組が大切。(大人3件)	この条例では、第3章「子どもにとって大切な権利」に「参加する権利」を、さらに、第4章第4節「参加・意見表明の機会の保障」において、行政、育ち学ぶ施設、地域等における子どもの参加の促進等を規定しています。この条例の制定により、様々な場面で、子どもの参加・意見表明の機会が拡充できるよう努めていきたいと考えています。
175	子どもの参画を促進することが最も重要な課題である。参加の経験を繰り返し、大人になった時、まちづくりの担い手に育っていくと思う。(大人1件)	
176	子ども自身が自由に発言できる場を作り、育てていくことが大切である。(大人1件)	
177	条例素案のように、子どもたち一人一人が意見をもち表明することができれば素晴らしいが、それができない子どもが多いというのが現状。(大人1件)	
178	異年齢が共に過ごすことで、目上を敬う気持ちや、小さいもの、弱いものに自然と愛情を育む心を、大人が教えていくべきだと思う。(大人1件)	異年齢間のかかわりを含め、子どもが健やかに成長・発達するためには、様々な触れ合いがとても大切です。そうした経験を通して、他人を尊重する心などを身に付けていくものと考えています。
179	子どもの権利は、確かに大切であるが、少子化対策のために、その子どもが生まれやすい環境(小児科の充実等)を整えることも、もっと重要だと思う。(大人1件)	この条例は、札幌の子どもにとって大切な権利を規定するとともに、子どもが生活する様々な場面における権利の保障を定めるものです。少子化対策については、「札幌市次世代育成支援対策推進行動計画(さっぽろ子ども未来プラン)」に基づき、実施しています。
180	「障害者自立支援制度」の施行により、ますます、障がいのある子どもに対する差別や不利益を受けることになるのではないかと。(大人2件)	障害者自立支援法の趣旨は、障がいのある方が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、必要なサービスにかかわる給付その他の支援を行うことにより、障がいのある方の福祉の増進を図ることにあります。その意味からしますと、この制度が差別や不利益につながるとは考えておりません。

181	参考資料として、関係機関、施設、制度などの一覧表を付して公布し、その徹底を図るべき。(大人1件)	<p>素案資料については、できる限り多くの人が読みやすいよう、資料の量が極端に多すぎないように抑えながら、条例制定の目的や意義についての要点を掲載しています。条例制定後は、いただいたご意見の趣旨も参考にし、広報・普及に努めていきたいと考えています。</p> <p>この条例は、子どもの権利の保障を進めるための基本的な考え方、理念等を定めたものであり、条例制定後、教育、福祉を始めとする子どもに関する様々な施策を行う上で、この条例を一つの指針として取り組んでいくこととなります。</p>
182	子どもの権利条例に基づき、学童保育所に対する支援を充実してほしい。(大人3件)	
183	児童の健全育成を担う「児童会館」について、「子どもの権利」として札幌市の条例なりに最低基準を設けるなど法的な後ろ盾を整備してほしい。(大人1件)	
184	子どもを育てる親で、子育てに悩み自信をなくしている方も多くいるようなので、子育ての支援や相談窓口も適切に設置してほしい。(大人1件)	
185	条例を制定するだけでなく、保育園、児童会館、学童保育などについて、どのような保育が望まれているのか、保育の質の部分についても、目を向けてほしい。(大人1件)	
186	障がいのある子どもたちへの支援を、金銭面も含め拡大してほしい。(大人1件)	
187	子どもたちのためにという目的をもって条例を制定するのであれば、空き教室が目立つ学校施設の有効活用を考えてほしい。(大人1件)	
188	いじめ等で学校に通えなくなったケースも多々ある。フリースクールのように、そういった子どもたちを支援していく施設も必要だと思う。(大人1件)	
189	教育環境諸施策等の充実を望む(私立高校の助成、就学援助等)。(大人3件)	
190	この事業のために、無駄な税金を浪費しないように、常に経費等を公表してほしい。(大人1件)	<p>札幌市では、全予算事業を評価の対象として、「行政評価制度」を実施しています。この制度では、施策や事業の取組状況や経費等を公表し、市政運営の現状や課題、さらに見直しの検討過程を市民の皆様に積極的に情報提供しています。</p>

191	パンフレットは、少し難しく、分かりにくかった。(子ども19件)	<p>この条例は、子どもの権利の保障を進めるための基本的な考え方、理念等を定めたものであるため、やや抽象的な内容も含んでいます。</p> <p>素案資料については、できる限り多くの人に読みやすいものとするため、資料の量が極端に多くなりすぎないように抑えながら、条例制定の目的や意義についての要点を掲載しています。また、子どもにも理解しやすいようイラストを用いた子ども向けの資料も作成しました。</p> <p>条例制定後、パンフレットなどを作成する際にも、いただいたご意見などを参考に、分かりやすいものとなるよう努めていきたいと考えています。</p>
192	「子どもの権利条約」の訳文も参考につけてほしい。(大人1件)	
193	全体的に、活字が多く、難しい感じがする。イラストやイメージキャラクターを使うなど、見やすさ、読みやすさに工夫があれば、もっと興味をひき、大人も感心を持って目を通すと思う。(大人2件)	
194	もう少し分かりやすく書いてほしい。パンフレットだけではなく、もっと積極的にアピールした方が良いのではないかと思う。(大人3件)	
195	分かりやすい文になっていて良いが、キャッチフレーズ的なものがあると、子どもも理解しやすい。(大人1件)	
196	権利を保障するための、具体的な仕組みや相談窓口等も記入してあったほうが良い。(大人4件)	
197	子ども向けのパンフレットの記載には多くの事項が割愛されており、素案の全体構造や内容がなかなか理解できない。(大人1件)	
198	パンフレットの字を大きくしたり、もっと絵を入れるなど、子どもが読みやすい工夫が必要だと思った。(子ども10件)	
199	低学年用のパンフレットを作ってほしい。(大人3件、子ども10件)	
200	もっと実例を使うと分かりやすくなると思った。(子ども1件)	
201	保護者用の記入用紙は封をするようになっているのに、子ども向けはそのまま回収というのはどうかと思った。(大人1件、子ども1件)	
202	<p>その他感想等 (大人94件、子ども900件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市、学校、親、地域が、どのように子どもにかかわり、どうやって子どもたちを守っていくのかを、話し合う機会が持てると良いと思う。 ・この条例は、子どもの権利を保障するための大人の責任条例であると思う。 ・今回の条例案は、今の子どもたちとその保護者や指導者へ向けてのメッセージであると強く感じた。 ・子どもの権利や条例のことがよく分かった。(子ども) ・子どもはたくさんの権利があることが分かって、驚いた。(子ども) ・子どもが安心して生活できるまちになるように、大人に頑張ってもらいたい。(子ども) ・この取組が札幌市だけではなく、ほかの市町村や世界にも広まってほしい。(子ども) ・子どもの権利を保障する役割を家族にも教えて、心がけていきたい。(子ども) ・世界の中には、戦争に狩り出されたり、餓死するなど、とてもつらい環境で生きている子どもがいるので、その状況が改善するよう、様々な取組を行うことが必要だと思う。(子ども) ・最近、子どもが狙われる事件が多いので、その対策をしっかりと行ってほしい。(子ども) ・もっと伸び伸びとした学校生活を送れるように工夫してほしい。(子ども) ・公園など子どもが遊ぶ場所を増やしてほしい。(子ども) ・大人は、もっと子どもの話を聞いてほしい。(子ども) ・体育館や図書館、動物園などの施設をもっと増やしてほしい。(子ども) ・将来の夢を実現するために、大人は支えてほしい。(子ども) など 	

2. 前文に関する意見 108件 (大人99件、子ども9件)

	意見の概要	札幌市の考え方
203	「子どもは未来のために存在する」という視点に偏っているのではないか。子どもの権利が、現在の子ども、大人、社会に対して意味を持つ、という視点が不十分である。(大人1件)	ご意見の趣旨については、前文にある「子どもが権利の主体」、「自由に表明し自分にかかわることに参加することができる」、「子どもは社会の一員として尊重され、大人とともにまちづくりを担っていく」などに盛り込んでいます。
204	「子どもたちを二度と戦火にさらさない」という趣旨を入れるべき。(大人1件)	「平和」に関する規定については、前文にある「日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にす日本国憲法があります。」という箇所に盛り込んでいます。
205	平和と環境を大切にす視点を明記するべき。(大人1件)	
206	過去に人権軽視が存在していた事実に対する反省と決別の意志表示を明記すべき。(大人1件)	札幌においても、いじめや虐待など様々な要因で子どもの権利が侵害されている事実があり、そうしたことを踏まえ、前文において平和な社会を築き、基本的人権を大切にすしていくこと、あらゆる差別や不利益を受けないことなどを盛り込んでいます。
207	子どもが、社会の様々な矛盾やゆがみの影響(負担や被害)を受けてきたという事実認識について触れるべき。(大人1件)	
208	子どもが現在置かれている状況を具体的に記載するとともに、その現状を踏まえて、子どもが意見表明することの重要性を述べてはいかかが。(大人1件)	子どもが現在置かれている状況を具体的な文言として条例に表すことは適さないと考えますが、子どもが意見を表明する意義については、「子どもが社会の一員としてまちづくりに参加すること」、「大人が子どもの最善の利益を判断・確保するために子どもの意見を聞くこと」などであり、その趣旨を前文に盛り込んでいます。
209	「子どもの権利を守るためには、おとなの権利も守られなければならないこと」を触れるべき。(大人1件)	社会において日常的に子どもの権利が保障されるためには、保障を推進する立場にある大人自身も基本的人権が保障されていなければならないのは言うまでもありません。しかし、この条例は、子どもの権利とその保障について定めたものであり、大人の権利について直接的に言及することは、必ずしも適切ではないと考えます。大人は現行法令のもとで、自らの権利の行使、確保を行うことが可能と考えています。
210	子どもが読んでも分かる平易な表現にしてほしい。(大人1件、子ども1件)	条例の表現については、正確に記述し、多様な解釈をもたらさないようにする必要もあり、必ずしも平易な表現になっていない部分もありますが、条例全般に渡っていわゆる「ですます体」を用いるなど、親しみやすい表現になるよう努めています。今後、条例の解説パンフレット等を作成する際にも、できるだけ分かりやすい表現に努めていきたいと考えています。
211	「世界へ羽ばたく可能性」とあるが、すべての子どもが世界に羽ばたくわけではないので、表現を変えるか、削除するべき。(大人3件、子ども2件)	子どもも大人も同じく、一人のかけがえのない存在として尊重されなければならない。そして、子どもは将来にわたって、また、あらゆる場面で無限の可能性を秘めている存在であるということ、比喩的に「未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた」と表現しています。なお、「世界へ」とは、国際的な意味での「世界」だけではなく、「子どもが生きる社会(世界)すべて」という趣旨で用いています。
212	「子どもは...かけがえのない存在」とあるが、この表現は、子どもだけを特別扱いしているように思えるので、「かけがえのない同じ人間として今を生きています」のように修正するべき。(大人1件)	
213	「未来と世界へ」は、「未来の世界へ」の方がよい。(子ども2件)	

214	「日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にす日本国憲法があります。」とあるが、平和な社会や基本的人権の尊重は国民自身の意思に基づくものであり、当該部分は「わたしたちは、平和で基本的人権を尊重する社会を希求し、その国民の総意を規定した日本国憲法があります。」と修正すべき。(大人1件)	日本国憲法は、基本的人権の尊重と平和主義を掲げる日本の最高法規であることから、平和への誓いと子どもの権利を保障していくという理念を表すことが大切と考え、規定しています。 なお、教育基本法は、教育における根本理念を規定したものでありますが、子どもに関する法律としては、他にも児童福祉の基本法である児童福祉法などがあり、これらとのバランスを考慮した結果、「日本国憲法と子どもの権利条約に基づく」と規定しています。
215	子どもが、世界の中で生きていることを考えると、「日本国憲法」について言及する必要はないので、削除すべき。(大人2件)	
216	「教育基本法に基づく」旨も言及すべきではないか。(大人13件)	
217	「誰もが生まれたときから権利の主体であり」とあるが、「誰もが生まれたときから将来をはぐくむ人格を持ち、可能性を持った人間であり」と修正すべき。(大人1件)	ご意見の趣旨については、前文1段落目の「すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。」という部分に含まれていると考えています。
218	子どもの個性を認めない訳ではないが、子ども期は、「自分を確立する」時期であり、「自分らしく」と断定しないほうがいいのではないかと。「自分らしく」という箇所は削除すべき。(大人1件)	成長・発達の段階によっては、自分らしさの確立段階に違いがあることも考えられます。しかし、子どもが様々な経験を経て大人になることを考えると、むしろ、子ども期に自分らしさを大切にすることこそ求められているのではないかと考えています。
219	「自分らしく」とあるが、この文言は、幼児には該当しないのではないかと。(大人1件)	
220	「あらゆる差別や不利益を受けることなく」とあるが、現実には不可能ではないかと。(大人1件)	あらゆる差別や不当な不利益を受けることがない社会を実現することが大切であり、そのために、市民及び市が一丸となって努力することが求められると考えています。
221	「権利を正しく学び」とあるが、「正しい」という表現は、人によりその視点が異なる場合もあるので、「正しく」を削除すべき。(大人2件)	子どもが権利を行使するに当たっては、自分の権利だけではなく、他の人にも権利があり、それを尊重する必要があることを学ぶことが重要と考えています。この趣旨を、市民に分かりやすく示すため、「正しく学ぶ」という表現を用いています。
222	「権利を正しく学び」とあるが、「正しい」理解は非常に難しいので、「豊かに学び」とか、「深く学び」などという表現の方が良いのではないかと。(大人1件)	
223	「感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます」とあるが、現実には、大人でもその実現は困難であるので、このことについて言及するのであれば、検討が必要である。(大人1件)	ここでは、基本的な考え方として、自分のかかわることに参加することができることを規定していますが、このことは、子どもの健やかな育ちにとって、とても意義があると考えています。
224	「こうした経験を通して」とあるが、「経験」と「体験」は区別するべきではないかと。「こうした体験を通して、...身につけ経験となる」と修正してはどうか。(大人1件)	様々な体験などを経て「経験」として身につけ、それによって他の人も大切にしなければならないことを学ぶと考えられます。このことをできるだけ短く、分かりやすい言い回しで表現したものです。

225	「自分が大切にされている」とあるが、「自分が生きていく上で大切にされている」に修正すべき。(大人1件)	ご意見の趣旨をできるだけ簡潔な表現とするため、「自分が大切にされている」としています。
226	「自分が大切にされていることを実感すると」とあるが、実感するという前提でしかお互いを尊重しない、と解釈される場合があるので修正すべき。(大人1件)	ご指摘のように、「実感すると」という表現の場合、前後関係を示していると解釈できる可能性もあることから、「実感し」という表現に修正しています。
227	「自分が大切にされていることを実感すると、...他の人も大切にしなければならないことを学びます」とあるが、根拠がないのではないか。(大人2件)	
228	「自分にかかわることに参加できる」とあるが、これは、「かわりのないことには参加しない」理由にされる懸念がある。(大人1件)	
229	「義務」には、「権利を行使する際に生じる他者との関係性のなかでの制約(法的な義務)」と、「倫理的・道徳的な義務」とがある。前文では、前者にのみ触れているが、権利と対比される義務だけではなく、義務の本質である後者の大切さについても、しっかりと述べていただきたい。(大人1件)	子どもが権利を行使するに当たっては、「自分の権利が尊重されることと同様に他の人の権利も尊重すること」などを、子どもが正しく理解することが大切であると考えています。この趣旨を明確に示す必要があると考え、第3章冒頭において、総括的に権利行使に伴う子どもの責任を、追加して規定することにしました。 また、子どもが社会のルールなどの「道徳」を身に付けることは大切であり、子どもの権利の学習の機会等を通して、学んでいく必要があると考えています。
230	「子どもたちにも社会のルールを守ることを求める必要がある」という趣旨を規定すべき。(大人1件)	
231	「子どもは未熟で未経験なことが多く、他者からの意見を聞く態度が必要」という趣旨を明記すべき。(大人1件)	
232	「立派な意見、忠告には従う義務があること」または、「人間とは自覚的に他者を大切にしながら生きてゆくこと」を追加すべき。(大人1件)	
233	権利を主張する反面にある義務や責任についても規定すべきである。(大人1件)	
234	いじめや虐待を受けた場合に、自己を守るためにどう行動すればよいか、そして、それがどれほど大切なことかを、子どもに知らせる内容を規定すべき。(大人1件)	
235	「大人は、...支えていく責任があります」とあるが、ここでは、大人の責任について述べるよりも、大人への支援や、大人への支援に関する市の役割や姿勢について言及すべきではないか。(大人1件)	前文は、子どもの権利の保障を進めるというこの条例の目的を踏まえ、子どもの権利の行使の仕方、大人の責務などを盛り込み、子どもの権利の考え方を総括的に表しています。 なお、子どもの権利の保障を進めるためには、子どもにかかわる大人への支援も重要なことであり、この趣旨を第4章第6節「子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援」において規定しています。

236	<p>「子どもの言葉、表情、しぐさなどから、気持ちを十分受け止める」とあるが、「十分受け止める」とは、どのような趣旨か、明確な表現に修正すべき。(大人1件)</p>	<p>子どもは、成長や発達段階が異なることから、乳幼児など言葉を発せられなかったり、うまく表現できない場合が考えられます。そのようなことを踏まえ、子どもの本当の思いを受け止める努力が求められるという意味で、「十分受け止める」と表現しています。</p>
237	<p>「言葉や表情、しぐさから、子どもの気持ちを十分受け止め」とあるが、「子どもの気持ちを十分受け止める」という判断そのものが、大人によって異なる場合があり、そのことを検討しない限り、大人の責任について規定する意味を持たないのではないか。(大人1件)</p>	<p>前文では、大人が子どもと接するに当たって持つべき、基本的な考え方などを示しています。大人は、子どもと接する具体的な場面や状況に応じ、子どもの最善の利益を念頭に置いた判断をすることが求められます。</p>
238	<p>「他の人を大切にすることを養うこと」に重点をおくべきである。素案では、「あなたたちは自由であり、自分を大切にしよう」という視点に集中しており、「自由には必ず責任が伴うこと、自分と同じように他人も尊重しなければならないこと」といった視点が軽視されている。「子どもにとっての最善の利益は何か」ということを、もっと掘り下げて、真剣に考えるべきである。(大人1件)</p>	<p>「子どもの最善の利益」は、大人が子どものことについて決める際の判断の基準として重要であることから、第1章「総則」に加え、前文にも盛り込むこととしています。</p> <p>また、権利を行使する際には、自分の権利と同様、他の人の権利を尊重することが大切であることを分かりやすく示す必要があると考え、第3章「子どもにとって大切な権利」の冒頭部分において、その趣旨を追加して規定することにしました。</p>
239	<p>子どもに関することは子ども主体で考え、子どもにとって最も良いことを決めるという「子どもの最善の利益」の考え方について、前文もしくは目的において言及すべき。(大人1件)</p>	
240	<p>「しぐさ」という表現について、対象に高校生が含まれることを考えると、「行動」に修正すべき。(大人1件)</p>	<p>前文は、特に子どもに親しみやすい表現とすることに心がけました。なお、第4章第1節「家庭における権利の保障」の「保護者の責務」においては、「しぐさなど」という表現を用い、「行動」の意味を捉えられるような表現にしています。</p>
241	<p>親の適切な指導や教育の大切さについてしっかりと規定してほしい。子ども期のしつけや教育は、子どもの権利と対立するものではなく、互いに補完し合う関係にあることを明記するべきである。(大人1件)</p>	<p>子どもが成長・発達していく上での大人の役割として、適切な指示、指導を行う意味でのしつけや教育は、もちろん大切です。この趣旨は、前文や第1章「総則」に示していましたが、より明確にするため、第4章第1節「家庭における権利の保障」において、「保護者が年齢や成長に応じて適切な支援を行う」などの規定を盛り込んでいます。</p>
242	<p>「子どもの権利を大切にすることは、…励ますことです」とあるが、文の構造がはっきりしていないので、「子どもの権利を大切にすることは、…自信と誇りをもって生きていくことにつながります」に修正すべきではないか。(大人1件)</p>	<p>ここでは、子どもの権利の保障を進めることで、子どもが生きていくことを支援、応援するという、より積極的な意味合いを明らかにするため、「励ます」という表現を用いています。</p>
243	<p>「子どもの権利を大切にすることは、…それによって子どもは、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育っていきます。」とあるが、根拠がないのではないか。(大人1件)</p>	<p>子どもの権利を正しく学び、行使することは、その過程において、自分自身が大切にされていることを実感することによる自己肯定感を体得し、そのことにより、他人にも権利があり、それを尊重する大切さを身に付けることにつながると考えられます。こうした経験の積み重ねによって、自ら考え判断し、自分の行動に責任を持ち、自立した社会性のある大人へと成長することができると考えています。</p>

244	「子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りを持って生きていくように励ますこと」とあるが、「自分で選べない、自信や誇りが持てない」ことの原因がイメージされていないのではないか。困っている子どもたちに、どのようなメリットが保障されるのか、ということが見えてこない。(大人1件)	条例を制定することで、子どもの権利の理解や子どもの参加などが、家庭、育ち学ぶ施設、地域など札幌市全体に進められ、自分らしく生き生きと過ごすことや様々な経験を通して子どもが自立した社会性のある大人へと成長・発達することを支援する環境が進められると考えています。
245	「子どもの視点に立ってつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります」とあるが、論理の飛躍があるので、修正すべき。(大人2件)	子どもの視点に立ってつくられたまちは、市の子どもにかかわる施策の全般に子どもの視点を取り入れること、子どもを社会を構成するパートナーとして認め、まちづくりへの参加を積極的に進めることなどが実現されたものであると考えています。こうしたことを実現するためには、この条例の理念を市民全体で共有し、子どもの育ちを支えていく意識の醸成が求められます。一般的に、大人より社会的に弱い立場にある子どもにとっても住みよいまちであるなら、大人にとっても住みよいものであると言えるのではないかと考えています。
246	「子どもの視点に立ってつくられたまち」とあるが、子どもの考えや意見の大部分は、近親の大人の考えや意見ではないか。施策の意思決定に弱者の視点を含めることには賛成であるが、様々な背景や根拠が含まれている「子どもの視点」を一つにくるることには、配慮が必要と思う。(大人1件)	子どもの視点を取り入れる際には、施策の内容や子どもの発達段階に応じた参加の手法、それに伴う情報提供の工夫など、より適切に反映するための配慮が大切であると考えています。
247	「子どもは大人のパートナー」と明記した方が良い。(大人1件)	社会を構成するに当たっては、必ずしも大人と子どもとの関係だけではなく、様々な関係のもとで成り立っています。子どもは、その社会を構成する一員であるという意味から、「社会の一員」という表現を用いています。
248	前文には、「子どもの権利に関する条約」、「児童の権利に関する条約」と、2つの表現が混在しているので、「子どもの権利」に表現を統一すべきではないか。(大人2件)	前者は「子どもの権利に関する条約」という意であり、後者は「条約名」を示しています。ご指摘のような誤解を防ぐため、前者を「子どもの権利に関して」と修正することにしました。
249	「日本国民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し」という文言を、前文の最後の適切などところに入れたら良いと思う。(大人1件)	伝統や文化的価値はもちろん大切なことですが、子どもの権利の保障にかかわることは、広く全般に及ぶことから、この条例の理念の基本となる「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき」と表現しています。 なお、第3章「子どもにとって大切な権利」では、「豊かに育つ権利」として、「様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと」を規定しています。
250	前文に、「国際都市札幌として、国際性あふれる子どもの成長を願い実現していく」と盛り込み、条例が、外国人の学校教育受入れを想定していることを明確に表現すべきである。(大人1件)	前文は、日本国憲法や子どもの権利条約の理念のもと、子どもの権利の保障を進めるという基本的な考え方を示したものであり、個々の具体的な事柄を表現しているものではありません。
251	その他意見・感想等 (大人33件、子ども4件) ・前文に、「子どもは権利の主体」と明文化しているところが、とても良いと思う。 ・前文の「あらゆる差別や不利益を受けることなく」という表現がよいと思った。差別は、様々なことが原因で起こって、そして、受けた人をとてつらくさせるので。(子ども) ・子どもの権利は与えられるものではなく、行使するものなので、前文に、「子どもが自分の権利を正しく行使できる」と盛り込まれているところが、とても素晴らしい。 ・前文にある、「自分の行動に責任を持ち、他の人の権利も大切に」ということは、子どもが自分の権利を間違っ捉えないために、必要なことだと思う。 など	

3. 第1章「総則」に関する意見 68件（大人58件、子ども10件）

	意見の概要	札幌市の考え方
【目的について】		
252	目的に、「自らの意思で」とあるが、子どもは、大人の庇護(保護・監督)のもとで教えられながら成長、発達するものであり、「自らの意思」という表現は修正すべき。(大人3件)	成長・発達過程にある子どもには、「自らの意思」が最大限尊重されますが、大人の判断で子どもを指導する場合も考えられます。このことから、「自らの意思」という表現については、「子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達する」と修正しています。
253	目的に、「自らの意思で」とあるが、この表現は、社会のかかわりの中で子どもが成長・発展することを否定するものなので、「子どもが自らの意思が大切にされる中で」と修正すべき。(大人1件)	
254	自由だけでなく、健康なども含めて自分を大切にすべきなので、目的には、「自らの意思でのびのびと」の後に「健やかに」という文言を追加すべき。(大人1件)	ご意見の趣旨は、「伸び伸びと成長・発達する」に含まれるものと考えています。また、第3章「子どもにとって大切な権利」には、「豊かに生きる権利」として、「健康的な生活を送ること」を規定しています。
255	「子どもの権利の保障を図ること」という記載は、前文の表現に合わせて、「子どもの権利の保障を進める」と修正すべき。(大人1件)	素案では、子どもの権利条約、日本国憲法においてすでに保障されている「子どもの権利」について、その札幌市での定着を促すという意味で、「保障を図る」としていましたが、分かりにくいという指摘も踏まえ、前文の表現と合わせて、「子どもの権利の保障を進める」と修正しています。
256	「子どもの権利の保障を図ること」という記載について、「図る」という表現が分かりにくいので、「子どもの権利を保障すること」と明記すべき。(大人2件)	
257	目的に、「子どもは未来であり、子どもが生きいき過ごしている街は大人も生きいき過ごせる街になる」という視点を盛り込むべき。(大人1件)	ご意見の趣旨は、前文にある「子どもの視点に立つてつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとまります。」という部分に含まれているものと考えます。
258	「子どもの権利」は、「おとなの権利」でもあることを、目的等で触れてほしい。(大人1件)	この条例の第3章で規定する「子どもにとって大切な権利」は、誰もが生まれながらに保障されている基本的人権のうち、子ども期特有の権利を分かりやすく明示したものです。この条例の中で、大人の権利について直接的に規定することは、適さないと考えています。
259	条約の根底にある「子どもは権利の保持者」という考え方について、その趣旨を規定すべき。(大人1件)	ご意見の趣旨は、前文にある「誰もが生まれたときから権利の主体」という部分に含まれているものと考えます。
260	条例の目的に関して、市または市民が子どもをどのように位置づけるか、どのように市政参加等できるかを明確にした方がよい。(大人1件)	この条例では、前文に規定しているように、子どもを保護の対象としてだけでなく、自ら権利を行使する主体として捉えています。また、市政への参加の視点については、第4章第4節「参加・意見表明の機会の保障」において規定しています。

261	<p>その他意見・感想等（大人6件、子ども1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的に定める内容は、とても良いと思う。 ・子どもが自分の意見を持つことは、「学ぶ権利、参加する権利、条例を知り行使する権利」につながることに思う。 など 	
【定義について】		
262	<p>「権利を認めることが適当である者」とあるが、具体的に何を指すのか、明確にするべき。（大人7件、子ども1件）</p>	
263	<p>子どもの定義が18歳未満となっているが、18歳、19歳は子どもか大人かはっきり分らないないので、20歳未満としてはいかがか。（大人2件、子ども6件）</p>	<p>この条例では、子どもの権利条約に基づき、原則18歳未満を子どもと定義しています。なお、「その他これと等しく権利を認めることが適当である者」とは、教育活動に支障のないよう配慮する余地を残すため、例えば、18歳の高校3年生も含まれると考えます。</p>
264	<p>子どもの定義を19歳未満にしたほうが良いと思う。（子ども1件）</p>	
265	<p>子どもの定義で、「権利を認めることが適当である者」とあるが、誰が認めるのかを明確にするべき。（大人2件）</p>	<p>この部分は、客観的に、その権利の性質上、権利を認めることが適当である者は、この条例の適用を受けることを意味しており、その者が条例の適用を受ける者であるか否かを具体的に誰かが認めるものではありません。例として、18歳となった高校3年生などは、同じく高校に在学している18歳未満の者と区別して条例の適用を除外する必要はない場合に、その18歳の者も条例の適用を受けることを表わしています。</p>
266	<p>子どもの権利条約の前文に、「児童は、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする」とあることから、子どもの定義に、「胎児」を含めるべきである。（大人1件）</p>	<p>妊娠中の母親を保護、支援することはとても大切ですが、現時点では、民法上、原則として胎児は権利能力を持たないことから、この条例における子どもの定義には含まないものと考えます。</p>
267	<p>幼稚園児と高校生とが同じ「子ども」として定義されているが、このことにより運用上は極めて難しい事態になるのではないか。（大人1件）</p>	<p>この条例では、子どもの権利条約に基づき、低年齢児から高校生を含めて「子ども」と定義していますが、実際の運用に当たり、大人には、子どものそれぞれの発達段階に応じて、子どもの思いを受け止め、こたえていくことなどが求められます。</p>
268	<p>「育ち学ぶ施設」の定義がはっきりしないので、具体的にどのような施設を指すのか記載すべき。（大人2件）</p>	<p>「育ち学ぶ施設」の施設名を具体的に列挙すると多数に上ることから、この条例では、「児童福祉法に定める施設」、「学校教育法に定める学校、専門学校、各種学校」と示しています。</p> <p>なお、「児童福祉法に定める児童福祉施設」として、保育所、児童養護施設、母子生活支援施設、児童会館などが、また、「学校教育法に定める学校」として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護学校などが挙げられます。このほか、「その他の施設」としては、上記施設・学校に類するものとして、民間のフリースクール、民間施設方式児童育成会などが含まれます。</p>

269	「育ち学ぶ施設」「施設関係者」という表現は、子どもには分かりづらいので、「学校及び施設」、「施設職員・先生」などの表現に修正すべき。(大人2件)	
270	「学校」は、18歳未満の子どもに共通するものなので、「育ち学ぶ施設」一般とは別に、独立して表現すべき。(大人2件)	「学校」は、子どもが多くの時間を過ごす大切な学ぶ場ですが、「保育所」、「児童会館」などの児童福祉施設も、子どもにとって大切な育つ場です。このことから、これら子どもにかかわる施設を「育ち学ぶ施設」として、一括して規定しています。
271	「育ち学ぶ施設」という表現について、学校教育と福祉両面を含む表現にするべき。(大人1件)	
272	「育ち学ぶ施設」という表現について、「子どもたちが生きる場所」や「生きる場」などの表現に修正すべき。(大人1件)	
273	育ち学ぶ施設を「通学し、通所し、または入所する施設」と定義することにより、子どもがそうした施設に通わなければならないかのような印象を与える。不登校の問題を解決する上でも、表現を見直すべき。(大人1件)	ご意見のとおり、「育ち学ぶ施設」は、子どもたちが毎日を「生きる場」であります。子どもの「生きる場」としては、このほか、家庭、地域なども挙げられます。保育所や学校などの施設は、「生きる場」という視点とともに、子どもの「育つ場」、「学ぶ場」としても重要な場であることから、このような表現を用いています。
274	保護者の定義について、祖父母は「その他の」に入っているのかもしれないが、例示として明示すべき。(大人1件)	この条例では、子どもの権利の保障を進める上で重要な役割を担う学校、施設等を明確に定義する必要があると考え、子どもが入所や通所、または通学している施設を「育ち学ぶ施設」と規定しています。
275	「事業者」とは誰かを定義すべき。(大人1件)	「その他の親に代わり子どもを養育する者」としては、様々な理由から、親に代わり、親としての役割を果たす者を想定しています。具体的には、里親又は保護受託者、親権代行者などが考えられます。なお、親権代行者としては、例えば、親自身が未婚の未成年者であり、親権を行使できない場合には、祖父母等が該当します。
276	「市民」の定義がないが、「市民」に「子ども」は含まれるのかどうか、第4章に規定されている「地域住民」との区別も含め、明確に規定すべき。(大人2件)	市内において、営利、非営利を問わず、一定の目的を持って活動する団体が該当します。
277	その他意見・感想等 (大人1件) ・「育ち学ぶ施設」の定義について、学校の位置付けが突出することなく、様々な施設を同列に捉えている点が好ましい。	この条例においては、市内外に住む多くの方が、子どもたちに直接かかわっていることから、住所要件を厳密に捉える必要がないと考え、「市民」の定義付けは行っていません。ご意見のとおり、各項目における「市民」という言葉に、子どもを含む場合、含まない場合がそれぞれありますが、この範囲については、個々の文脈に基づき、それぞれ解釈可能と考えています。 なお、第4章第2節で用いている「地域住民」という表現は、主として、「育ち学ぶ施設」にかかわる地域の住民が対象となることから、分かりやすい表現とするため、「地域住民」という語句を用いています。

【責務について】		
278	責務について、関係する人や機関の連携が重要なので、「お互いに連携して」という記載を加えるべき。(大人1件)	関係する人や機関の連携はとても大切な視点ですが、この総則部分においては、個々の立場にある人が、それぞれ「子どもの最善の利益」は何かを判断し、子どもの権利の保障を進める旨の規定をする必要があると考えています。
279	「保護者、育ち学ぶ施設の設置者・管理者・職員、事業者、市民並びに市は」という主語では、例示が狭くあいまいさが残るので、修正するべき。例えば、福祉関係者、医療関係者、行政関係者等を明示するべき。(大人1件)	ご意見のとおり、子どもの育ちには、福祉関係者、医療関係者、行政関係者をはじめ、すべての人が関係しますが、第1章「総則」では、これらをまとめて明示する必要があることから、総括的な規定としています。
280	親の責務、役割について、文言上不明。親の指示指導、保護の権限をバランス上明示すべき。(大人1件)	親など保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であり、子どもの発達段階に応じて、適切な指示、指導などの支援を行う責任があります。この趣旨を明確にするため、第4章第1節「家庭における権利の保障」において、「年齢や成長に応じて適切な支援を行う」ことを追加して規定することにしました。
281	すべての子どもが正しく自分の権利を学び判断主張するためには、大人の指導が必要であり、その意味から子どもの権利は、子育てする親や先生、指導者の側の問題である。この指導する側の大人がどうあるべきかを示す、という視点が必要ではないか。(大人1件)	前文、第1章「総則」の「責務」では、「何が子どもにとって最も良いか」ということを示す「子どもの最善の利益」を考慮することを、大人の責務として規定しています。ご意見の趣旨については、第4章第1節「家庭における権利の保障」において、「年齢や成長に応じて適切な支援を行う」と規定しています。
282	市民の役割ばかりでなく、行政がなすべきことをしっかりと明記することが大切。(大人2件)	子どもの権利の保障は、行政が担う役割も多くありますが、毎日子どもとともに過ごす保護者、育ち学ぶ施設関係者、さらには、地域で子どもとかわる市民の役割も、とても大きいと考えています。
283	<p>その他意見・感想等 (大人7件、子ども1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを取り巻く大人の役割はとても大切であるので、条例に責務を設けることは、とても意義があると思う。 ・事業者の責務を明文化したところは、とても良いと思う。 ・「他の公共団体等に協力を要請し、働きかけを行う」ことを行政の責務とした点は、とても良いと思う。 など 	

4. 第2章「子どもの権利の普及」に関する意見 291件 (大人153件、子ども138件)

	意見の概要	札幌市の考え方
【広報及び普及について】		
284	広報や普及を具体的にどのように進めるか、示してほしい。(大人5件)	この条例では、多くの市民の方にご理解いただける基本的な考え方を示す必要があり、広報に努めること、子どもの権利に関する学習等により普及に努めることなどを規定しています。
285	マスコミを活用するなど、積極的な周知が必要である。(大人1件、子ども5件)	具体的な取組としては、ホームページやニュースレター等による広報や出前講座、研修会等の開催、さらには、「子どもの権利の日」を設定し、事業を行うことなどで、広報・普及に努めていきたいと考えています。
286	条例制定後は、広報、ホームページなどで周知するほか、啓発のために冊子を作り、各施設に配布してほしい。(大人1件、子ども8件)	また、このたびお寄せいただいた具体的な提案についても、今後の参考にさせていただきたいと考えています。
287	地域で子どもの権利を保障する取組を進めるために、モデル地区を選定し実践していくと良い。(大人1件)	ご意見のように、子どもたちに身近な地域において、この条例の理念を広めるための取組を行うことは、とても意義があると考えています。具体的に、どのような方法が最も適しているか、いただいたご意見も参考に、検討を進めていきたいと考えています。
288	子どもと深くかかわっている大人が、子どもの権利について正しく学び、理解することが大切である。それによって、保護者や地域の方々が一体となって、共通認識のもとで、子どもを育てていく必要がある。(大人2件)	
289	この条例が守られるように大人や子どもが理解することが大切であり、分かりやすく広めるべきである。(子ども18件)	大人にも子どもにも分かりやすく広報することは、とても大切であり、その趣旨に沿った情報発信に努めていきたいと考えています。
290	多くの札幌市民がこの条例のことを知ることができるよう工夫してほしい。(大人26件、子ども19件)	「子どもの権利の保障を進める」という考え方が広く普及するよう、例えばイラスト等を用いたリーフレットを作成するなど、分かりやすく、親しみやすい広報を行うための検討を進めます。
291	子どもの権利について詳しく知ることができる場を提供してほしい。(大人3件)	市民が子どもの権利について身近に感じてもらえる機会の提供はとても大切であると考えています。具体的には、出前講座や研修会、フォーラム、パネル展等を積極的に開催するとともに、新たに設ける「子どもの権利の日」において、親しみやすいイベント等を開催できるよう、検討を進めます。
292	他の市町村にも広まるように、アピールしてもらいたい。(大人1件)	市外から札幌市へ、札幌市から市外へ通勤・通学する子どもも数多くいることから、この条例の理念を他市町村に広げることがとても大切であると考えています。 このことから、第1章「総則」の「責務」において、「市が他の公共団体に子どもの権利が広く保障されるよう協力を要請する」と規定しています。
293	子どもにとって大切な権利や権利の保障について定める内容よりも、普及について定める内容が先にあることが理解できない。(子ども1件)	子どもの権利の広報・普及については、子どもにとって大切な権利や、生活の場における権利保障など、すべての項目を総括する位置付けであるため、第1章「総則」の次に項目を設けています。

294	条例の趣旨を、子どもを育てる家庭、特に保護者に広めることが大切である。(大人5件)	この条例の趣旨を、子どもを育てる保護者に周知することは、最も大切なことの一つであると考えています。ご意見のように、子育て支援関係の施設等にも、広報・普及に努めていきたいと考えています。
295	子育ての支援をする施設にも、分かりやすくPRしてほしい。(大人1件)	
296	教師、PTAに対して、学校において、子どもの権利を学び、広めていくように指導するべき。(大人1件)	子どもが多くの時間を過ごす学校を始めとした育ち学ぶ施設についても、この条例の積極的な広報・普及に努めていきたいと考えています。
297	もっと多くの大人がこの条例を理解するための取組を進めてほしい。(大人7件、子ども7件)	子どもを支える大人が子どもの権利について学び、理解を深めることは、とても大切であると考えています。この条例では、市は、積極的に広報・普及に努めるとともに、市民が子どもの権利に関する学習を行う際に、必要な支援を行うこととしており、このことにより、子どもの権利の理解促進につながるものと考えています。
298	条例を守らなければならないのは、大人の側だという意識を、すべての市民が持つことが大切である。(大人3件)	
299	子どもが自分自身にしっかりと責任を持つためにも、大人が、きちんとこの条例の意図を理解し、子どもを導いていく必要があると考える。(大人1件)	
300	子ども自身に、子どもの権利がどういうものか、自分の権利と同時に、他の人の権利も守らなければならない大切さを、理解し、知ってもらうことが大切だと思う。(大人2件)	子どもは、自分の権利と他人の権利を正しく学び、行使することによって、自分で考え判断し、他人のことも考えられる、自立した社会性のある大人へと育てていくものと考えています。 このことから、子ども期における、子どもが持つ権利の学習は欠かせないものであり、積極的に広報・普及や学習の支援に努めていきたいと考えています。
301	子ども自身にこの条例の意味を知らせることが重要だと思う。(子ども5件)	
302	子どもの権利を、子どもに分かりやすく知らせるための工夫をしてほしい。(大人4件)	子どもに分かりやすく子どもの権利を周知することは、子どもの視点に立った情報発信の観点からも欠かせないものと考えています。ご意見のように、年齢に応じた広報や子どもからの意見を聞くなどの取組も、検討していきます。
303	子どもに対しては、年齢にあった方法で啓発していくことが必要であり、今後そのあり方について、子どもの意見を取り入れて検討してほしい。(大人1件)	
304	子ども自身が権利を知ることが大切なので、学校で何度も繰り返して教えてほしい。(大人5件)	子どもが、子どもの権利を正しく学ぶ上で、毎日の多くの時間を過ごす学校をはじめとした育ち学ぶ施設で、権利に関する学習等を行うことはとても大切です。
305	小学校入学時から、学校や、家庭を通じて、子どもが権利について考えたり話し合う機会が多くなると良いと思う。(大人1件)	札幌市としても、育ち学ぶ施設の設置管理者等と連携し、子どもの権利の広報・普及に努めていきたいと考えています。
306	その他意見・感想等 (大人6件、子ども9件) ・広報や普及活動によって、市民の意識が変わっていくことに期待している。 ・子どもの権利を普及することで、大人の意識改革を進めてほしい。 ・「条例をつくって終わり」とならないよう、根気強くPRしてほしい。 ・虐待やいじめなどを受けている子どもを減らすためにも、この条例を広めてほしい。 など	

[子どもの権利の日について]		
307	子どもの権利の日は、11月20日ではなく、条例の公布日または施行日にすべきではないか。(大人1件)	この条例では、平成元年(1989年)に国連総会で「子どもの権利条約」が採択された記念の日である11月20日を「子どもの権利の日」としています。既に条例を制定している他市町村でもこの日を選定している例が多く、将来的には、他市町村と連携した事業を実施することも可能になると考えています。
308	なぜ、子どもの権利の日が11月20日なのか、疑問である。(子ども1件)	
309	子どもの権利の日の前後には、「週間」、「月間」を設け、広く啓発するべき。(大人1件)	子どもの権利の日は11月20日としていますが、ご意見のように、事業の実施の際には、子どもの権利の日を中心とした一定の期間内を「週間」や「月間」と定め、様々な事業を展開することも考えられます。
310	子どもの権利の日を休日にしてほしい。みんな自分たちには権利を持っているのだと自覚し、より良いまちづくりに貢献できると思う。(子ども22件)	子どもの権利の日を休日にするのは、他の公共団体等との兼ね合いなどを考えると、実現は困難であると考えています。なお、子どもの権利の日にふさわしい事業を実施する際には、11月20日に限定せず、子どもを含む多くの市民が参加しやすい日時に実施することを検討しています。
311	子どもの権利の日を設けて事業を行うことは良いことだと思うが、その日を学校の休業日にはしないしてほしい。(大人1件)	
312	子どもの権利の日を設ける必要性はないのではないか。(大人1件、子ども1件)	子どもの権利を多くの市民の方に認識していただき、その関心を高めるためには、「子どもの権利の日」を設定し、様々な事業等を展開することが、有効な手段の一つであると考えています。
313	子どもの権利の日に行う事業について、その事業に参加させる対象者を明確にしてほしい。(大人1件)	子どもの権利の日に実施する事業は、原則として、子どもを含めた多くの市民が参加できるように検討していきたいと考えています。その際には、子どもが主体となる事業を企画するなどの視点はとても大切であると考えています。
314	子どもの権利の日には、子どもが中心となった事業を実施していただきたい。(大人2件)	
315	子どもの権利の日にはどのようなことをするのか、示してほしい。(大人1件、子ども6件)	
316	子どもの権利の日に行う事業は、各地域に根ざした取組を行うべきである。(大人1件)	
317	お祭りやライブ、図書館での催しなど子どもが参加したり、楽しめるイベントを開催すべき。(子ども12件)	
318	子どもの権利の日に行う事業について、学校現場の負担を増やさない、コストパフォーマンスにも優れた取組を望む。(大人1件)	子どもの権利の日の事業を開催するに当たっては、育ち学ぶ施設との連携が効果的な取組の一つになると考えています。
319	子どもの権利の日に行う事業について、子どもの自己主張や身勝手な考え方を正当化するものになるのではないかと懸念している。(大人1件)	子どもの権利の日の事業などに子どもが参加することを通して、子どもが自分の権利や他者の権利を正しく学ぶ機会が増えると考えています。ご意見のようなことを少なくするためにも、このような取組を積極的に行っていききたいと考えています。
320	その他意見・感想等(大人3件、子ども7件) ・たくさんの方が子どもの権利について考える機会が増えるので、子どもの権利の日を作ることに賛成である。 など	

[学習等への支援について]		
321	「必要な支援」とはどのような支援なのか、具体的に示すべき。(大人2件)	ここでは、子ども、大人それぞれが子どもの権利を学習する際に必要となることについて、市が支援することを規定しています。 例えば、子どもに対しては、学校をはじめとした育ち学ぶ施設において、子どもの権利に関するパンフレット等を活用した学習の支援を、大人を含めた市民に対しては、出前講座や研修会、フォーラム等を通じた学習の支援などが考えられます。
322	家庭、施設での学習の支援について、もっと具体的に示してほしい。(大人1件)	
323	子どもの権利の学習というのは、ただでさえ余裕がない授業に、どうやって入れるのか。一度学んで終わりというわけにもいかないと思うから、定期的にするべきだとは思ふ。(子ども1件)	子どもが多くの時間を過ごす学校を始めとした育ち学ぶ施設において、子どもが持つ権利を正しく学ぶことは、とても大切なことと考えています。市は、子どもが、権利を学び、行使する経験を通して、お互いに権利を尊重しなければならないことを身に付けるために、育ち学ぶ施設の設置管理者等と連携し、学習等への支援を行う必要があると考えています。
324	学校で子どもの権利の学習を行うためには、多くの学習時間が必要であり、指導方法の確立や現行の教育内容、領域との統合が大きな課題となる。一方的に実践課題が増えていくことについては、強い危惧を覚える。(大人1件)	
325	現状の市の教育のなかで、「子どもの権利に関すること」が不十分であるとは思えない。(大人1件)	
326	学校が、子どもの権利に関する学習に取り組む上での、具体的な柱を規定するべきである。(大人1件)	
327	学校における権利学習が、現場任せにならないように、市の支援が必要である。(大人1件)	
328	学校現場で、子どもが子どもの権利を学習する機会を定期的に持っていただきたい。(大人9件)	
329	子どもの権利を学校で教える際には、どの指導時間帯で行うか、発達段階(低学年、中学年、高学年)に応じた指導内容等を検討する必要がある。(大人1件)	子どもが毎日の多くの時間を過ごす学校を始めとした育ち学ぶ施設で、権利に関する学習等の支援を受けることはとても大切です。 札幌市としても、育ち学ぶ施設の設置管理者等と連携し、子どもの権利の広報・普及、権利に関する学習等の支援に努めていきます。
330	子どもに、権利に関する学習を行う際は、自分だけではなく相手にも権利があること、相手の権利を尊重しなければならないことを教える必要がある。(大人8件)	
331	お互いの権利を話し合っ、自分の権利だけではなく、相手、他人の権利も考えることを学びたい。(子ども2件)	
332	子どもが自分の権利のみを主張せず、お互いの権利を尊重するということを正しく理解するよう、子どもが繰り返し学習するための学習プログラムの作成が重要である。(大人1件)	

333	権利に関する学習を行う際は、権利のほかに、義務、責任感、自主性なども合わせて教えることが望ましい。(大人1件)	
334	子どもに対し、権利や義務について教育することはとても大切である。(大人4件)	
335	権利に関する学習を行う際は、権利とともに、人として「やるべきこと」「守るべきこと」を子どもに教えていくことを、「必要な支援」として規定してほしい。(大人1件)	
336	子どもが我がままにならないために、学校の道徳の授業などで、モラルというものをきちんと教えるべきだと思う。(子ども1件)	
337	子どもの権利に対する学習は、大切なことである。たくさんの人にこの条例の内容を学ばせるべき。(子ども12件)	<p>子どもが権利を行使する際には、「自分の権利が尊重されるのと同じように、他の人の権利を尊重する必要があること」などを正しく身に付けることが必要であると考えています。このことから、子どもがこれらのことを学習するに当たっての市の支援について、規定しています。</p> <p>子どもの権利の保障を進める立場にある大人が、子どもの権利について学び、理解を深めることは、とても大切であると考えています。この条例では、市は、積極的に広報・普及に努めるとともに、市民が子どもの権利に関する学習を行う際に、必要な支援を行うこととしており、このことにより、子どもの権利の理解促進につながるものと考えています。具体的な学習等の場の提供としては、いただいたご意見を参考にさせていただくとともに、出前講座や研修会、フォーラム等の積極的な開催に努めていきたいと考えています。</p>
338	条約があることをもっと社会全体に、また、これから子どもを育てていくであろう子どもに教育する必要がある。(大人1件)	
339	大人が子どもの権利について学習できる場の充実を願う。(大人9件)	
340	すべての市民が、子どもの権利についての理解を深めるために、保育所、幼稚園、児童養護施設、児童相談所、各学校、町内会単位で学習の機会を設けてほしい。(大人1件)	
341	保護者が、子どもの権利について学ぶことが求められる。(大人1件)	
342	子どもを産む前のこれから親になる人たちに、子どもの権利を学ぶ機会を提供してほしい。(大人1件)	<p>この条例の趣旨を、子どもを育てる保護者にお伝えするとともに、子どもの権利に関する学習を支援することは、とても大切であると考えています。今後、その効果的な方法について、検討していきます。</p>
343	学校現場で、子どもに権利を教えることが大切なので、教師に対し、子どもの権利に関する講習を義務づけていただきたい。(大人5件)	<p>学校を始めとした育ち学ぶ施設の職員が、子どもの権利についての理解を深めることは、とても重要なことです。このことから、第4章第6節「子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援」では、育ち学ぶ施設の設置管理者の責務として、職員に対し、子どもの権利に関する研修機会の提供に努めることとしています。</p>
344	<p>その他意見・感想等 (大人12件、子ども1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもも大人も、子どもの権利について知り、学ぶことが、子どもの権利の保障を進める上でとても大切である。 ・小学校、中学校、高校でパソコンを使用する前提となる、マナーやルールを子どもたちに教えることが必要だと思う。 ・子どもの権利とはどのようなものなのか、大人に教えてもらうことが大切だと思う。 など 	

5. 第3章「子どもにとって大切な権利」に関する意見 801件（大人346件、子ども455件）

意見の概要		札幌市の考え方
【第3章全般について】		
345	権利、自由だけでなく、責任、義務についても、子どもに理解させられるような条文にすべき。(大人3件)	権利の行使に当たっては、自分の権利が尊重されることと同様に他の人の権利も尊重することが大切です。このことを分かりやすく示すために、第3章冒頭において、総括的に権利行使に伴う子どもの責任を追加して規定することにしました。
346	権利の濫用にならないように、自己中心的な行動を慎む責務を包括的に規定すべきである。(大人3件、子ども2件)	
347	権利の濫用防止や他者の権利の尊重に関する子どもの責務、責任について、個別の権利ごとに規定するべきではないか。例えば、「子どもは の権利があります。『ただし、ほかの人に迷惑をかけるはなりません』『ただし、安全を守り、きまりに反しないこと』」などとすべきである。(大人1件)	
348	現状では、子どもにとって大切な権利が多いし、似たような項目もあるので、簡潔になるよう整理すべきではないか。(大人3件)	この条例で定める「子どもにとって大切な権利」は、子どもの権利条約や日本国憲法などによって子どもに保障されている権利の中から、札幌の状況を踏まえ、特に大切にされるべき基本的な権利を規定したものです。 なお、ご指摘の趣旨を踏まえ、子どもにできるだけ分かりやすく示すという観点から、条例素案に比べ、一部の項目を修正しています。
349	「安心して生きる権利」と「自分らしく生きる権利」は、別々にしなくてもよい。「安心して自分らしく生きる権利」というように、一つにまとめてはいかがか。(大人1件)	
350	素案で示されている子どもの権利について、権利として保障することに疑問がある内容が含まれているので、再検討するべきである。(大人1件)	
351	言葉があいまいだと思うので、もう少し権利の意味を具体的に記載するべきだと思う。(大人1件、子ども4件)	
352	現状では、子どもにとって大切な権利は少し抽象的すぎる。もう少し内容をしぼり、実現可能な権利を規定すべきである。(大人1件)	
353	子どもにとって大切な権利については、すでに条約や憲法、児童福祉法等の法律によって、抽象的とは言え、普遍的な表現によって規定されているので、あえて条例の中で規定する必要はないのではないか。(大人1件)	
354	年齢に応じて細分化した権利を規定し、それを実現する方法を考えるべきである。(大人1件)	
355	子どもを「幼年期」「少年期」「青年期」に分類し、子どもにとって大切な権利の区別をしていただきたい。中学生以上については、行政中心で権利を進めると同時に、教育機関等で義務を守らせる必要がある。(大人1件)	この条例では、子どもの権利条約に基づき、原則18歳未満を子どもと定義しています。また、子どもの権利行使のあり方、それに対する大人の支援の内容は、子どもの成長や発達段階によって異なりますが、こうした違いにかかわらず、乳幼児から18歳になるまでのすべての子どもが健やかに育つことができるための大切な権利を、子どもに分かりやすい表現で定めています。

356	行政が子どもの権利をどう保障するのか、明確にすべき。(大人1件)	子どもの権利の保障の仕組みは、第4章「生活の場における権利の保障」において、家庭、育ち学ぶ施設、地域とともに、行政における権利保障の仕組みを定めています。
357	記載されている権利がすべて守られるのか、疑問である。(子ども2件)	子どもの権利の保障を進めるためには、市民全体で子どもの権利の考え方を共有し、理解することが必要です。第2章「子どもの権利の普及」に示しているように、市民に対し、様々な形での広報・普及や学習等への支援に努めていきたいと考えています。
358	条例で権利を保障しても、現実には、子どもの権利を守るかどうかは親の考えによって決まると思うので、実効性は低いと思う。(子ども1件)	
359	子どもの権利について、現実には保障するのは難しいと考える。何を基準に権利が守られているか否かを見極めるかを、明確に示すべき。(大人2件)	ご意見のとおり、実際の権利行使の場面においては、権利が保障されているかどうかの客観的な基準を設けることは難しいと考えていますが、この条例の理念を正しく理解していただくための広報・普及に努めていきたいと考えています。なお、第7章「子どもの権利の保障の検証」では、子どもにかかわる施策を、権利保障の観点から調査、審議する「子どもの権利委員会」の設置を規定しています。
360	ここに書いてある権利は当たり前のことであり、世界の食べることができない子どもにこそ保障してあげるべきである。(子ども1件)	世界では、戦争や飢餓などによる権利の侵害に苦しむ子どもがいますが、日本においても虐待やいじめなどに苦しむ子どもが少なくありません。また、子どもは、未熟な弱い存在であり、「生きる権利」「守られる権利」も大切ですが、一方で、やがて大人になる存在として、「成長・発達する権利」を有していることも重要な側面です。
361	子どもにとって大切な権利について、家庭、学校、地域の関係機関(つまり大人)が指導していくべきことで、当たり前のことばかりであり、規定する必要性を感じない。(大人3件)	このような子どもの権利を市民全体が理解し、子どもの権利の保障を進めていくことが大切であると考えています。
362	権利とは言えないことまでも定めている。権利とは何かについて、示すべきである。(大人1件)	ここで規定する「子どもにとって大切な権利」は、子どもたちが自分らしく生き、伸び伸びと成長・発達するために、札幌の現状に基づき、子どもに分かりやすい表現で規定したものです。なお、前文には、日本国憲法及び子どもの権利条約に基づいて条例を制定することを規定しています。
363	権利とは何かについて、規定すべき。例えば、「リヤドガイドライン(少年非行の防止のための国連指針)」など、子どもの権利条約に関連した国際ガイドラインで定める子どもの人権を本条例における子どもの人権とみなす」と定義するべきである。(大人1件)	
364	4つの各権利の冒頭文に、「子どもは、...できます」とあるが、可能性を示す「生きることができます」ではなく、必要性を示す「生きるため」とすべきではないか。(大人2件)	この条例は子どもにとって非常にかかわりが深いことから、子どもにとって大切な権利は何かということ、分かりやすい表現で示すことを心がけて規定しています。
365	条約の根底にある考え方は、「子どもは権利の保持者」であることなので、規定の表現を、「~することができる」ではなく、「~する権利の保持者である」と修正すべきではないか。(大人1件)	

366	子どもの権利をもう少し増やしても良いと思う。(子ども6件)		
367	「学校で差別なく遊べる権利」がほしい。(子ども1件)		
368	「外国で学ぶ権利」「就学義務」の規定が存在しないが、外国人を含めたすべての子どもには、「学校で学ぶ権利」「就学権」があることを明記する必要がある。(大人1件)		
369	「すべての子どもは、生まれ育つ地域の学校に通うことができる権利」を入れてほしい。市及び施設設置管理者は、すべての子どもが通える条件を整えなければならない。(大人1件)		
370	「人々を、できごとのなすがままに動かされる客体から、自分たち自身の歴史を作り出す主体に変えていくもの」という学習権を入れてほしい。(大人1件)	この条例では、日本国憲法や子どもの権利条約においてすでに定められている子どもの権利について、札幌の子どもたちが、毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達するために特に大切な権利として、子ども委員会の提案などをもとに、規定したものです。	
371	例えば不審者情報について警察がすぐに対応してくれるような、子どもへの犯罪を抑制・防止する権利を規定するべき。(子ども1件)		
372	「人間らしく生きて働けること、共に生きることを学べる権利」を入れてほしい。(大人1件)		
373	子どもが侵害されやすい「内心の自由」についての記載がないので、入れてほしい。(大人7件)		
374	「自分に関することについて必要な情報を知り、それを管理する権利」を入れてほしい。(大人1件、子ども1件)		
375	「犯罪を犯した子どもの権利」について、はっきり示すべき。(子ども1件)		
376	災害時の生活基盤や教育の確保などに関する「緊急時の権利」を規定するべき。(子ども1件)		「安心して生きる権利」や「豊かに生きる権利」の「学ぶこと」などに、ご意見の趣旨は含まれていると考えています。
377	「世代間で意見の分かれる事柄について、時間をかけて丁寧に伝達され、理解を深めていく権利」を入れてほしい。(大人2件)		ご意見の趣旨については、「参加する権利」に「意見を表明すること」を盛り込んでおり、この権利行使を通して、大人との対話を積み重ね、理解を深めていくものと考えています。
378	「安全で安心して心地よい環境(自然・社会)の中で暮らせる権利」を入れてほしい。(大人1件)		「安心して生きる権利」や「豊かに生きる権利」にその趣旨を盛り込んでいます。
379	「札幌市すべての人が平和に暮らせる権利」がほしい。(子ども1件)		
380	「学校でトイレに行っても安心な権利」を入れてほしい。学校でトイレに行ったばかりにいじめにつながるケースがあるほか、学校でトイレに行くのが嫌で朝ごはんを食べなくなったという話も聞くので。(大人1件)	「豊かに生きる権利」の「健康的な生活を送ること」にその趣旨を盛り込んでいます。	

381	「安全な食を持てる権利」を入れてほしい。(大人1件)	「安心して生きる権利」の「自分を守るために必要な情報や知識を得ること」や「豊かに生きる権利」の「健康的な生活を送ること」などにその趣旨を盛り込んでいます。
382	「食に関する権利」を入れてほしい。健全な心と身体は正しい食習慣に起因するので。(大人1件)	
383	「学校に行かない子どもが学習する権利」を入れてほしい。(大人1件)	
384	「子ども・保護者は学び育つ場を自ら選ぶことができる権利」を入れてほしい。市は、子育て、教育について、子ども、保護者の考え方を最大限に尊重しなければならない。(大人1件)	
385	「社会で働くことを学ぶ権利」を入れてほしい。(大人1件)	
386	「読み、書き、そろばんの基礎的学力と、自ら学び、自ら考える力を子どもたち一人一人の心身の発達に応じて身につけることができる権利」を入れてほしい。(大人1件)	
387	<p>その他意見・感想等 (大人55件、子ども103件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもにとって大切な権利が、「子ども委員会」を中心に子どもの視点に立って考えられているところが良いと思う。 ・権利を大切にされなかった子どもは、権利を大切にできる大人になれないと思う。 ・条例によって、今まで以上に子どもの権利の保障が図られると良いと思う。(子ども) ・子どもに権利があることは理解できるが、それを保障するための「役割」があることは意外。(子ども) ・大きく4つの種類に分かれているので、単純に覚えられると思った。(子ども) など 	
【安心して生きる権利について】		
388	「安心して生きる権利」を具体的に実効性を持たせるための対策や活動について示すべきである。(大人9件、子ども11件)	この条例で定める「子どもにとって大切な権利」を保障する上での基本的な考え方については、第4章「生活の場における権利の保障」に規定しています。「安心して生きる権利」を含め、大人が、家庭、育ち学ぶ施設、地域等のそれぞれの場面において、子どもの権利の保障に努めることがとても大切であると考えています。
389	「命が守られ…」は、冒頭文の「子どもは、安心して生きることができます」と同じ内容なので、削除するか、冒頭の文を、「命が守られ、安心して生きることができます。」と修正してはどうか。(大人1件)	ここでは、人間一人一人の尊厳の源である命が、平和と安全のもとに守られ、安心して暮らせることを規定しています。子どもが安心して生きるためには、この平和と安全が、すべての事柄の前提になると考えています。なお、ご指摘のとおり、一部重複する部分がありましたので、「命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと」と修正しています。
390	「命が守られ…」について、「平和」は不要ではないか。(大人1件)	
391	「命が守られ…」とあるが、「平和」や「安全」とはどのようなことなのか、具体的に示すべきではないか。(子ども1件)	

392	「 かけがえのない存在として…」とあるが、一人の人間として、自分の行動に責任を持つことのほうが、むしろ大事なのではないか。(子ども1件)	ここでは、子ども一人一人が大切な存在として、愛情を持って育まれることを、「安心して生きる権利」として規定しています。ご意見のとおり、子どもが自分の行動に責任を持つことはとても大切であり、この趣旨は、前文等に規定しています。なお、「かけがえのない存在」という表現については、次に続く「愛情を持ってはぐくまれる」と一部趣旨が重複すると考えられることから、削除しています。
393	「 かけがえのない存在として…」とあるが、「かけがえのない存在として」という文言は必要ないと思う。(大人1件)	
394	「 いじめ、虐待、体罰など…」に、「子どもを取り巻くあらゆる犯罪や危険な場所などから守られる」という趣旨も追加するべきである。(大人1件)	ここでは、子どもに対する重大な権利侵害であるいじめ、虐待、体罰等から、精神的にも肉体的にも守られることを「安心して生きる権利」として規定しています。なお、この章で定める「子どもにとって大切な権利」は、やや抽象的な表現もありますが、できるだけ分かりやすい、親しみやすい表現となるよう心がけています。
395	「 いじめ、虐待、体罰など…」をもう少し強調すべきではないか。(子ども5件)	
396	「 いじめ、虐待、体罰など…」とあるが、体罰は必要な場合もあるので、「感情にまかせてたたくなどの暴力をふるったりしてはいけません」と修正するべき。(大人1件)	
397	「 いじめ、虐待、体罰など…」とあるが、これが過剰に利用され、教育の幅が狭くなるのではないかと懸念している。(大人1件)	子どもを育てる上で、適切な指示、指導の意味でしつけを行うことは大切なことですが、それを逸脱し、肉体的、精神的苦痛を及ぼす「体罰」を子どもに行うことは、どのような理由であれ、あってはならないことと考えています。
398	「 いじめ、虐待、体罰など…」とあるが、体罰は必要な場合もあるので、「同意なく体罰を振るわない」と修正するべき。(大人1件)	
399	「 いじめ、虐待、体罰など…」について、「権利」として規定する必要はないと思う。権利として定めなければ何もできない、というのはおかしいと思う。(子ども1件)	心や体が守られることは、人間にとって基本的な権利です。特に、いじめ、虐待、体罰は、子どもたちの日常最も身近な存在から受けるものであり、その後の成長・発達にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、子どもにとって大切な権利の一つとして規定しています。
400	「 いじめ、虐待、体罰など…」について条例で権利を保障しても、起こらないとは限らない。実効性が低い。(子ども4件)	この条例を実効性あるものとする有効な方法の一つに、広報・普及が挙げられます。特に、いじめ等の問題については、未然防止が重要であることから、「子どもにとって大切な権利」について広報・普及を行うなど、この趣旨を理解していただくための取組を積極的に進めていきたいと考えています。
401	「 障がい、民族、国籍、性別…」について、「合理的な理由なしに、区別されたり、順番をつける、不利益な扱いを受けるなどの差別をされないこと。」に修正するべき。(大人3件)	ここでは、障がい、民族、国籍、性別等を理由として、あらゆる差別や不当な不利益を受けないことについて、基本的な考え方を包括的に示したものです。
402	「 障がい、民族、国籍、性別…」について、このような権利があっても、結局は差別を防ぐことはできないと思うので、条例として設けるだけでなく、すべての人に自覚をもってもらう取組が必要である。(子ども1件)	ご意見のとおり、これらの差別や不利益を未然に防ぐための有効な手段として、広報・普及が挙げられます。また、第4章第5節「子どものそれぞれの状況における権利の保障」では、あらゆる差別や不当な不利益を生じさせない、又はなくすための市民及び市の役割も規定しています。

403	「障がい、民族、国籍、性別…」とあるが、出入国管理問題では、「子どもが可哀想だから母親と一緒に」という理由で、不法滞在者の強制出国を妨げている事例が多くあり、今後多発する可能性が大きいのではないかと。(大人1件)	不法滞在の問題は、「出入国管理及び難民認定法」において、その詳細を規定しています。この条例により、法律の運用に支障が生じることはないものと考えています。
404	「自分を守るため…」 「気軽に相談でき…」について、具体的な表現に修正するべきではないかと。(大人1件)	第5号に定めていた「必要なこと」の趣旨は、子どもが、自分の身を守るために必要となる情報や知識を得ることを意味しています。また、第6号に定めていた「必要な支援」とは、権利侵害に悩み苦しんでいる子どもが、気軽に相談でき、適切な支援が受けられることを意味しています。これらのことから、ご指摘の趣旨を踏まえ、分かりやすい表現とするために、「自分を守るために必要な情報や知識を得ること」、「気軽に相談でき、適切な支援を受けること」に、それぞれ修正いたします。
405	「気軽に相談でき…」のなかには、「自分を守るため…」も含まれているので、「気軽に相談でき、自分を守るために必要な支援を受けること」などの形で、一項目にしてはどうか。(大人1件)	
406	「自分を守るために必要なことを知ること」について、表現がわかりにくいので、「自分自身を守るために必要なことがらを知ること」と修正するべきである。(大人1件)	
407	「自分を守るため…」について、自分を守るために、我がままな言い訳をするなどの懸念がある。(大人1件)	
408	「自分を守るため…」について、気軽に相談でき、必要なときは助けを受けることができる場所を具体的に示してほしい。(大人1件)	子どもが権利を行使する際に基本となる考え方として、「他者の権利を尊重する必要があること」、「社会全体のルールを守り、迷惑にならないようにすること」などがあり、この趣旨を正しく理解いただくための支援に努めていきたいと考えています。
409	「気軽に相談でき…」について、相談先や支援を受けるための具体的な方法について示すべきである。(大人2件)	
410	「気軽に相談でき…」とあるが、実際は、相談しようかどうか迷うことは、気軽に相談できないものなので、その辺を考えてほしい。(子ども4件)	
411	<p>その他意見・感想等 (大人40件、子ども86件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して生きる権利が実現するよう、家庭、学校、行政などが一体となって子どもの権利を保障する必要がある。 ・「命が守られ、平和と安全のもとに安心して生きていけること」は、最近、子どもに対する事件などが多いから、とても大事だと思う。(子ども) ・「いじめ、虐待、体罰などを受けないこと」や「障がいなどで差別を受けないこと」は、とても大事なことであった。(子ども) ・安心して生きる権利によって、いじめや虐待、差別を受けている人が少しでも減ったら良いと思う。(子ども) ・安心して生きる権利を行使することができず困っている子どもがいらないかどうか、周囲の人は気を配る必要があると思う。(子ども) など 	

【自分らしく生きる権利について】		
412	「個人の行動」を優先するあまり、団体行動や共通認識を図るための活動が、学校現場などで混乱や制約を受けることのないよう、十分に留意する必要がある。(大人1件)	
413	事業所において、企業の規律保持、労務管理にそごをきたすおそれも考えられる。(大人1件)	
414	「自分らしく生きる権利」について、「自分らしく」とか、「大切にされる」という言葉のみではなく、「善悪」や「ルール」について明記すべきである。(大人3件)	
415	「自分らしく生きる権利」は、すべての項目について、子どもが我がままになる要素がある。このことから、権利の内容に、条件や制限をつけるなど、悪用されないように細かい配慮をする必要がある。(大人4件)	
416	「自分らしく生きる権利」を利用して非行に走る子どもが出てこないか心配。(子ども1件)	
417	「自分らしく生きる権利」を認めると、我がままな子どもを助長するのではないかと危惧している。ルールやマナーがあつてこそ、権利として成り立つはずであり、この権利の掲載には疑問である。(大人7件)	
418	「自分らしく生きる権利」について、子どもは「自分を確立する」時期であり、まだ「自分らしく」と断定しない方が良いと思うので、「個人として尊重されて生きる権利」に修正するべきである。(大人1件)	
419	「自分らしく生きる権利」にある項目は、大人になったときに保障されるとは考えられないので、子どものときも保障しない方が良いのではないかと思います。(子ども2件)	
420	個性には外見的な個性もあると思うので、制服や、髪の色などに関する学校の規則の中には、自分らしく生きる権利に反するものがあるのではないかと。(子ども1件)	私たちの日常生活は、他者との関係性の中で営まれていることから、「自分らしく生きる権利」があるからといって、自分のことだけを考えても良い訳ではありません。このことから、社会のルールを実践するうえでの一定の基準となる「校則」が定められています。
421	「自分らしく生きる権利」にあるように、あまりにも子どもを保護すると、社会に出たときに生き残れるか不安である。子どもは、多少は他の人と競争する意識があつた方が、前進できるのではないかと思います。(子ども1件)	「自分らしく生きる権利」を保障することは、必ずしも子どもを保護することと同義ではありません。これらの権利を保障することにより、子どもの主体性を認めるとともに、権利の行使を通して、自分で考え判断し、自分の行動に責任を持ち、他の人の権利も尊重することにつながります。自立した大人に成長・発達するために、とても大切な権利であると考えています。

422	「自分らしく生きる権利」は、とてもあいまいだと思うので、もう少し具体的に示すことはできないか。(大人2件)	ここでは、札幌の子どもにとって、自分らしく生きるために大切なことは何かということについて、子ども委員会での議論や寄せられたご意見等を踏まえ、分かりやすくその基本となる権利を規定しています。
423	「自分らしく生きる権利」は、現実には実現できていない場面が多いので、強調してほしい。(大人2件)	
424	「ありのままの…」は、甘やかしにつながったり、勘違いをする子どもが増えると思う。(大人1件、子ども3件)	
425	「ありのままの…」について、自己主張が強くなりすぎると、いじめられる原因になると思う。(子ども1件)	
426	「ありのままの…」とあるが、「ありのままの自分を大切にし、学びあい、豊かになる権利」に修正するべきではないか。(大人1件)	
427	「ありのままの…」とあるが、項目を残すならば、「自分の個性を尊重されること」と修正すべきではないか。(大人1件)	
428	「ありのままの…」とあるが、自らの成長・発達の否定、社会的な存在としての人間否定にもつながることから、「ありのまま」を削除し、「自分を大切にすること」とすべき。(大人1件)	
429	「ありのままの…」とあるが、「ありのまま」が必ずしも良い状態とは思えない。「改めなければならない自分がある」ということも、子どもに意識させるべきではないか。(大人1件)	
430	「他人と比較されることなく…」とあるが、この規定を削除し、「個性や他人との違いが認められ、一人の人間として尊重されること」に含むと解釈するのが良いと思う。(大人2件)	子どもは、一人一人の性格、能力、外見などが異なりますが、そのありのままの個性に自信を持ち、大切にしてほしいという思いから、素案では、自分らしく生きる権利として、「ありのままの自分を大切にすること」を規定していました。しかしながら、「努力しなくても良い」という解釈が生じるおそれがあることのご指摘などを踏まえ、世界中でたった一人しかない自分を大切にしてほしいという願いを込めて、「かけがえのない自分を大切にすること」と修正しています。
431	「他人と比較されることなく…」とあるが、学校での勉強、家庭での兄弟姉妹など、必ず比較が起きるものであり、条例が実効性を持つかどうか疑問である。(大人3件、子ども9件)	
432	「他人と比較されることなく…」とあるが、比較自体を否定することは、子どものためになるとは考えられないので、「意味もなく他人と比較されないこと」と修正するべきである。(大人2件)	
433	「他人と比較されることなく…」とあるが、これは、区別と差別の区分けができておらず、子どもの将来への期待を否定することにつながるのではないかと懸念している。(大人1件)	
434	「他人と比較されることなく、自分のペースで生きること」とあるが、「他人と比較されることなく」過ごすことは、比較のみに左右されない判断力を身に付ける機会を奪うことにもなりかねないと懸念する。(大人1件)	
435	「他人と比較されないこと」「個性が尊重されること」について、実行している子どもや、理解している大人は少ないと思うので、子どもにも大人にも、周知するべきである。(子ども2件)	

436	「自分が思ったこと感じたこと…」とあるが、表現してよいことと悪いこともあるので、項目として掲載すべきではないと思う。(子ども2件)	
437	「自分が思ったこと感じたこと…」とあるが、いじめている子どもは、ますます助長するだけではないか。弱い立場の子どものことを考えた権利にしてほしい。(大人4件)	ここでは、自分が思ったことや感じたことを話したり、文章に書いたり、絵に描いたり、歌を歌ったり、演じたりすることなどを通して自由に表現することは、自分らしく生きるために大切なことであるという趣旨で規定しています。なお、これらの権利を行使する際には、他の人の権利を尊重することが大切であり、第3章の冒頭に、総括的に、この趣旨を追加して規定しています。
438	「自分が思ったこと感じたこと…」とあるが、この権利を行使する際には、他者に対する配慮が必要であり、そのことについて示すべきである。(大人2件)	
439	「自分が思ったこと感じたこと…」とあるが、現在、学校では日の丸、君が代が入学式、卒業式で行われており、この権利が守られていないのではないかと、思う。大人が、子どもの思いをつぶさないようにしてほしい。(大人2件)	各学校における学校行事については、学校教育法、これに基づく施行規則、学習指導要領等に基づき、指導を行っているところです。
440	「個性や他人との違い…」について、いわゆる「悪い子」でも、権利だけ主張するおそれがあるので、「責任」を明示してほしい。(大人1件)	ここでは、個々が持つ内面や外見的違いにかかわらず、一人の人間として人格を尊重されることが大切であるという趣旨を、自分らしく生きるために大切な権利として規定しています。
441	「個性や他人との違い…」とあるが、この文言だと、「自分自身が他の人の個性や他人との違いを認めることができ」と解釈される場合もある。(大人1件)	
442	「プライバシー…」について、もう少し具体的に書いてほしい。(子ども3件)	
443	「プライバシー…」とあるが、家庭内でプライバシーの保護を徹底すると逆に危険な場合もありうるので、「他人に対して」といった文言を補足して修正すべき。(大人1件、子ども1件)	プライバシーの侵害は、子どもの自尊心を傷つけ自信をなくしたり、自分を否定的にとらえたりする要因ともなることから、プライバシーが守られることを権利として規定しています。ただし、ご意見にもあるように、最善の利益の観点から、子どもに悪影響を及ぼすと判断される場合、大人は、子どもにその理由を明らかにするなど、子どもの権利の保障を進める上で何が大切か、子ども自身と対話を行うことが求められます。
444	「プライバシー…」とあるが、子どもが、友人のことや学校のことを聞いても、「プライバシーだから自分に都合の悪いことは言わない」と言うのではないかと、危惧している。(大人2件)	
445	「プライバシー…」を認めると、教師や親の子どもへの持ち物検査などができなくなり、子どもを叱責できなくなることを危惧している。(大人1件)	
446	<p>その他意見・感想等 (大人32件、子ども70件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分らしく生きる権利について、子どもが自分自身を認め、肯定する感覚をしっかり持てるようにしなくてはいけないと思う。自分を認めることによって、周りの人の個性も受け入れるようになるのではないかと。 自分らしく生きる権利について、子どもが自分のことばかり考えるようになることのないよう、人を思いやる気持ちや心も大切にしてほしいと思う。 自分らしく生きる権利はとても大切だと思うが、人のことも考えなくてはいけないと思う。(子ども) 「自分らしく生きる権利」について、この権利が認められるためには何が大切か、自分の意見を主張する場はどのようなところか、といった情報を子どもに提供してほしい。 など 	

【豊かに育つ権利について】		
447	「豊かに育つ権利」について、「豊かさ」については様々な理解があると思うが、条例によって一定の枠組みを行うことへの懸念がある。(大人1件)	ご意見のように、「豊かさ」については様々な解釈ができると考えますが、子ども一人一人がこれらの権利を行使することによって、様々な経験を通して、それぞれ自分らしい豊かさを追求することが可能となり、このことは、子どもの健やかな育ちにおいて、とても意義があると考えています。
448	「豊かに育つ権利」は、「個人の行動」を優先するあまり、団体行動や共通認識を図るための活動が学校現場などで混乱や制約を受けることのないよう、十分に留意する必要があると思う。(大人1件)	「豊かに生きる権利」を行使する際も、他の人の権利を尊重することがとても大切です。このことから、第3章の冒頭に子どもの責務として、総括的にこの趣旨を規定しています。
449	「豊かに育つ権利」を認めると、何でも許されると勘違いする、我がままな子どもが増えるのではないかと危惧している。(大人2件)	
450	「 学び、遊び、疲れたら休むこと」とあるが、現実には勝手に休むことなど認められる訳ではないので、権利として載せるべきではないと思う。(大人4件、子ども14件)	ここでは、学ぶ権利、遊ぶ権利、休息する権利をそれぞれ豊かに育つ権利として規定しています。「学ぶこと」は、成長・発達過程にある子どもにとって、保障されなければならない最も重要な権利の一つです。また、友達との交流などを通して「遊ぶこと」により、多くのことを学ぶことができます。さらに、適度に「休息すること」は、健やかな成長・発達にとって欠かせないことです。なお、お寄せいただいたご意見のなかで、素案の「疲れたら休む」という表現が、「疲れたと感じたらいつでも自由に休むことができる」という誤解につながるとの指摘を踏まえ、「休息すること」に修正することにしました。
451	「 学び、遊び、疲れたら休むこと」のうち、「疲れたら休む」について、誤解を招く表現なので、修正すべきである。(大人7件)	
452	「 学び、遊び、疲れたら休むこと」について、「疲れたら」の表現に違和感があるので、「よく遊び、よく学ぶ、楽しく過ごす。」に修正すべきである。(大人1件)	
453	「疲れたら休む」とあるが、周囲の人から見れば十分休んでいるように見えても、実際は不十分な場合もあるので、休む時間の最低限度を条例で示すべきである。(子ども1件)	
454	「 学び、遊び、疲れたら休むこと」について、子どもの権利条約のように、「学ぶ権利」と「遊ぶ・休む権利」は別個の権利として分けて示すべきではないか。(大人2件)	
455	「 学び、遊び、疲れたら休むこと」について、「一人一人の条件や状況にあわせた環境で学ぶこと」、「安心、安全な環境の中で遊ぶこと」、「一人一人の状態に合わせ、疲れたら休むこと」など、分けて規定するべきである。(大人1件)	
456	「 学び、遊び、疲れたら休むこと」とあるが、勉強ばかりで大変なので、もっと遊ぶ権利を強調してほしい。(子ども2件)	

457	<p>「 学び、遊び、疲れたら休むこと」「 自分に関係することを、年齢や成長に応じて自分で決めること」は、これほど自由にしていよいのか、疑問である。修正すべきではないか。(大人1件)</p>	<p>ご指摘いただいた権利について、すべてが子どもの思い通りという訳ではなく、子どもの健やかな成長・発達に際しては、制約が伴う場合も考えられます。このことから、これらの権利の趣旨を正しく伝えるために、広報・普及に努めていきたいと考えています。なお、「自分に関係することを、年齢や成長に応じて自分で決めること」について、成長・発達する段階にあっては、すべてのことを自分で決めることができる訳ではないことから、ご指摘を踏まえ、より分かりやすくするために、「適切な助言等の支援を受け」という表現を加えています。</p>
458	<p>「 健康的な生活をおくること」に実効性を持たせるため、「食育」に関する取組を充実してほしい。(大人1件)</p>	<p>ここでは、近年朝食を取らずに学校に行く子ども、夜更かしをし、睡眠不足の子どもが目立つことから、このようなことが少なくなるよう、健康的な生活を送ることを、子どもにとって大切な権利として規定しています。なお、ご意見にある「食育」に関する取組はとても大切な視点であり、札幌市では「札幌市食生活指針」を策定し、健やかな体と豊かな心を育てる「食育」を進めるための取組を進めています。</p>
459	<p>「 自分に関係することを…」とあるが、子どもは自己中心的になりがちなので、「保護者のアドバイスを参考に」などのくだりがあった方が良い。(大人3件)</p>	<p>ここでは、子どもが自分で考え、判断する力を身に付けていくために、自分に関係することを、年齢や成長に応じて自分で決めることを権利として規定しています。なお、ご指摘のように、成長・発達段階によっては、子どもだけであらゆる物事を決めることができる訳ではなく、大人の適切な助言等の支援を受ける必要があることから、この趣旨を加えて規定することにしました。</p>
460	<p>「 自分に関係することを…」とあるが、このことが実現するためには、大人のサポートがとても大事だと思う。(大人3件、子ども1件)</p>	
461	<p>「 自分に関係することを…」について、「自分に関係することを、自分で決めること」に修正すべき。(大人1件、子ども1件)</p>	
462	<p>「 自分に関係することを…」について、現実的には金銭的な問題は必ずあるので、「権利」として規定することは不適切ではないか。(大人2件)</p>	
463	<p>「 自分に関係することを…」について、例えば子どもが売春を自分で決めるなどの事態が出てこないか不安である。(大人1件)</p>	
464	<p>「 夢に向かってチャレンジ…」とあるが、失敗したときには必ず責められるので、権利としては意味がないと思う。(子ども2件)</p>	<p>ここでは、人は成功だけではなく、失敗の中からも多くのことを学ぶことから、自分で決めた夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジができることを、豊かに育つための権利として規定しています。</p>
465	<p>「 様々な芸術、文化、スポーツ…」とあるが、家庭や学校でお金がかかって困る場合は、市から補助を出したり、イベントを増やすなどの対策をしてほしい。(子ども1件)</p>	<p>ここでは、子どもの感性を豊かにするために、芸術、文化、スポーツに触れ親しむ権利を規定しています。これらのことに親しめるような様々な機会を提供することが、市民及び市に求められると考えています。</p>
466	<p>「 夢に向かってチャレンジ…」や「 様々な芸術、文化、スポーツ…」について、これを認めようにも費用がかかるので、子どものときはもっと安く、色々なことに参加できるようにしてほしい。(大人5件)</p>	

467	「札幌の文化や雪国…」は、いくら札幌市の条例とは言え、具体的すぎると思うので、修正すべき。(大人1件)	ここでは、札幌の子どもにとって貴重な財産である札幌の独自の文化や雪国の暮らしを学ぶ権利、自然と触れ合う権利を定めています。この権利は、札幌独自の文化や、厳しく、しかし豊かな札幌の自然環境などの恩恵を受けて、札幌の子どもたちがたくましく育ってほしいという願いを込めて規定しています。
468	「地球環境の問題…」は、大人と子どもを問わず取り組むべき義務であり、権利として規定するべきではない。(子ども2件)	ここでは、子どもが、地球環境の問題についての大切さと、それに関する知識を学び、自ら環境保全のために行動できるよう育っていく権利があることを規定しています。地球環境の問題は、子どもたち自身が、未来において幸せに暮らしていくための最も重要な問題の一つであると考えています。
469	「地球環境の問題…」について、子どもが学ぶのは地球環境の問題だけではないし、権利というよりも義務を示すような規定になっているので、修正すべき。(大人3件)	
470	「札幌の文化や雪国…」について、学校で「札幌の文化や雪国の暮らし」を学ぶことはあまりないので、「札幌の歴史や地域の歴史を正しく学び」に修正してほしい。(大人1件)	
471	「札幌の文化や雪国…」とあるが、スキー授業を増やしたり、もっと雪と遊べるようなシステムを作ることも考えてほしい。(子ども3件)	子どもが豊かに育つために「札幌の文化や雪国の暮らし」「地球環境の問題」などについて学ぶことはとても大切ですが、このことについては、学校等で学ぶことだけでなく、家庭や地域等においても、お祭りなどの地域における行事や雪遊び、除雪経験等の様々な機会を通して、子どもが学ぶことを保障する必要があると考えています。
472	「地球環境の問題…」という素案に示されている権利を実現するため、学校での授業の充実や大人の支援が必要である。(子ども5件)	
473	「地球環境の問題…」は、「様々な芸術、文化、スポーツ…」、「札幌の文化や雪国…」に含めてはいかがか。(大人2件)	子どもが豊かに育つためには、様々な経験が必要であり、札幌の子どもにとって特に大切なものとして、これらの権利を定めています。「札幌の文化や雪国の暮らし」「地球環境の問題」は、今後の札幌を担う子どもたちにとって欠かせない権利であると考え、それぞれ規定しています。
474	<p>その他意見・感想等 (大人21件、子ども51件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然の中で遊ぶことは、札幌の子どもには制限があるが、とても大切なことだと思う。(子ども) ・「札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ親しむこと」や、「地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること」は、知識として役立つと思うので、とても良いことだと思う。(子ども) など 	
【参加する権利について】		
475	「参加する権利」について、意見を言うからには、当然のことながら他の意見にも耳を傾けることが社会のルールであることを子どもたちがしっかり分かるように規定すべきである。(大人1件)	ご指摘のように、意見を表明する際には、他の人の意見を表明する権利を尊重する必要があります。このことは、子どもが権利を行使するあらゆる場面で共通の考え方であることから、第3章の冒頭に子どもの責任として、総括的にこの趣旨を追加して規定しています。

476	「参加する権利」について、「自分にかかわることに参加することができます」とあるが、「あらゆる場」に参加することは困難だと思う。(大人1件)	子どもが社会の一員として意見を表明し、参加することは、健やかな成長・発達にとってとても大切です。この条例では、「子どもにとって大切な権利」として規定するとともに、このことを促進するために、第4章第4節「参加・意見表明の機会の保障」において、行政、育ち学ぶ施設、地域における役割を定めています。
477	子どもは、自分の意見を言いづらいので、まわりが子どもの意見を聞き入れる環境を作るようにしてほしい。(子ども9件)	
478	「あらゆる場で、自分の思いや考えを…」は、子どもの意見が正しいとは限らず、実効性は低いと思うので、権利として規定するべきではない。(大人1件、子ども2件)	
479	「表明した自分の思いや考え…」について、子どもの意見を聞き、実行しなければならないということの規定しており、現場の教員にとって、日常の教育活動を停滞させ、生徒の指導を困難にするものと考えられる。「子ども自身が健全に育つことを自身で阻害する可能性がある」と大人が判断する場合は、この限りではありません。」と修正するべきである。(大人1件)	ここでは、子どもが表明した意見は、年齢や成長に応じて適切な配慮がなされることを規定しています。実生活においては、子どもにとって最善の利益とは何かを判断した結果、子どもの意見を受け入れることができない場合もあるかもしれませんが、その際には、大人は、その理由を丁寧に子どもに説明することが求められます。
480	「表明した自分の思いや考え…」とあるが、子どもの意見を尊重することが、本当に社会や子どもにとって良いことだとは思えない。(大人2件)	
481	「参加する権利」とに、「思いや考え」という表現が出てくるが、これは参加するための権利であるので、「思いや考え」という表現は分かりにくい。「意見」という言葉を用いれば良いと思う。(大人1件)	素案において「思いや考え」と定めた趣旨は、子どもといっても0歳から18歳まで幅広く、例えば乳幼児のように、自分の意見を十分に表現できない場合があることから用いたものです。一方、参加に際して、自分の考えを述べる権利があることを明確に表す必要もあり、ご指摘の趣旨を踏まえ、「思いや考え」を「意見」と修正しています。
482	「適切な情報提供や支援…」について、子どもが自由に意見を表明するためには、自分が置かれている環境や判断の前提となる情報にアクセスする排他的な権利がなければ、判断に必要な情報を獲得することはできない。このことから、「知る権利」と明記するべきである。(大人1件)	ここでは、子どもが自ら考えたり、参加するために、分かりやすい情報提供などの支援が受けられることを、権利として規定しています。なお、この章で定める「子どもにとって大切な権利」は、やや抽象的な表現もありますが、できるだけ分かりやすい、親しみやすい表現となるよう心がけています。また、この権利の保障を進めていくため、第4章第4節「参加・意見表明の機会の保障」において、行政、育ち学ぶ施設、地域における役割を定めています。
483	「適切な情報提供や支援…」とあるが、子どもが教えられる情報には、限りがあるのではないかと思います。(子ども1件)	
484	「適切な情報提供や支援…」について、これを実現するためには、それなりの手立てが必要である。(大人1件)	
485	「参加する権利」に、「情報提供」と「支援」という表現があるが、この両者の違いが分からないので、「情報提供などの支援」と修正するべきである。(大人1件)	
		ご指摘のように、「情報提供」は「支援」の中に含まれることから、「情報提供等の支援」と修正しています。

486	「 仲間をつくり、集まること」は当たり前なので、必要ないと思う。(子ども2件)	
487	「 仲間をつくり、集まること」とあるが、子どもが勝手に集まり、責任の持てないことに参加するのではないか、と危惧している。(大人3件)	ここでは、子どもが既存のものに参加するだけではなく、子ども自らが仲間をつくり、集まって、企画・実施ができることを権利として規定しています。この権利を行使する際も、他の人の迷惑にならないこと、他の人の権利を尊重することが大切であり、この趣旨を正しく伝えるため、広報・普及に努めていきたいと考えています。
488	「 仲間をつくり、集まること」について、集まることだけを認めても、子どもの集団などにおける「子どもの自治」が承認されなければ意味が無いので、「子どもの自治が社会から承認され、大人が子どもの自立的決定に不当に介入しない」という権利も併せて記載すべきではないか。(大人1件)	子どもの権利条約でも、集会や結社の権利については、公共安全や道徳、他者の権利の保護などの一定の制約のもと、保障されています。ご意見の趣旨は、「仲間をつくり、集まること」に含まれているものと考えています。
489	「 仲間をつくり、集まること」について、これが実効性を持つために、子どもが集まる拠点となる施設(東京「子どもの城」のような施設)を作ることを、規定するべきである。(大人1件)	子どもが遊びや活動を通して友達を見つけ、人間関係を作り合える場はとても大切であることから、子どもが安心して過ごすことができる「居場所づくり」に関する規定について、第4章第3節「地域における権利の保障」に設けています。
490	<p>その他意見・感想等 (大人14件、子ども23件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「参加する権利」について、この趣旨を市民に知らせるとともに、具体的な仕組みづくりに取り組んでほしい。 ・「参加する権利」を規定することによって、子どもの視点が取り入れられて、様々なことが発展するきっかけになると思う。(子ども) など 	

6. 第4章「生活の場における権利の保障」に関する意見 1,305件（大人531件、子ども774件）

ア) 第4章全般に関する意見 36件（大人26件、子ども10件）

	意見の概要	札幌市の考え方
491	第4章全般に「保障に努める」という表現が用いられているが、積極的な表現に変えてほしい。(大人6件)	例えば、「子どもの権利の保障に努める」を「保障する」とした場合、具体的な場面によってはどのような状態が、子どもの権利が保障された状態なのか、判断が難しい場合があります。むしろ、常に努力していく意味から、「努める」のほうが適切であると考えています。
492	第4章に、「市民及び市は」という主語が見られるが、「市」を先に記載すべきではないか。(大人2件)	この条例では、市民の役割、市の役割がどちらもともに大切であると考えています。第4章で規定する事項は、主に子どもにかかわるすべての市民が関係し、その役割がとても大きいことから、「市民」を先に記載しています。
493	第4章には、「義務」という言葉が入っていない。子どもの権利は、権利を受け止める者の義務があって実現されるものであるから、行政、市民、事業者等の責務について、「義務」という文言を用いて、規定すべきである。(大人1件)	ご意見の趣旨については、行政、市民、事業者等の役割という形で、第4章の各該当部分において掲載しています。また、第1章「総則」の責務に、全体を総括する形でこの趣旨を規定しています。
494	第4章の冒頭に、子どもの権利を保障するに当たっての総括規定を設けるべきである。それぞれの立場のおとなの連携・協力が重要であるが、「監視社会」にならないことに留意するという趣旨の規定があると良い。(大人1件)	子どもの権利の保障を進めるに当たっての総括規定は、第1章「総則」の責務に設けています。また、この条例は、子どもの権利の保障を進める上での基本的な考え方や仕組みを明らかにしたものであり、市民の行動等を監視するものではありません。
495	子どもの権利の実現のための、市の財政的措置についての規定がないが、条例で市の財政的措置の根拠について、明記すべきである。(大人1件)	直接的な財政措置の根拠についての規定は設けていませんが、第6章「施策の推進」では、子どもの権利に配慮した施策を推進する旨の規定を設けており、推進計画の策定や具体的事業の実施に際しては、必要な財政的措置を講ずることとなります。
496	子どもに、「宗教を選択する権利」を保障し、社会と養育者への義務として、「子どもの宗教的自由権の尊重」、「判断力を低下させた状態で帰依させたり金銭を要求したり労働させるなどの反社会的宗教からの子どもの保護」を明記すべき。(大人1件)	第4章「生活の場における権利の保障」では、第3章に規定している「子どもにとって大切な権利」を受けて、子どもにかかわる大人が、真に子どもの権利の保障を進めるためにどのようなことが求められるかを、総括的に定めています。
497	働く意欲があっても定職を得られない現状を打開することは、大人の役割であることから、「就業し、働き続けることのできる社会の形成」を権利保障として位置づけるべきである。(大人1件)	
498	第3章の「自分らしく生きる権利」は、全然保障されていないのが現実なので、第4章で、その役割をもう少し詳しく載せるべきだと思う。(子ども1件)	「自分らしく生きる権利」を具現化する規定としては、第4章第3節「地域における権利の保障」のうち、「地域における子どもの居場所」において、その趣旨を掲載しています。
499	第4章第1節、第2節に掲載されている「子どもの言葉、表情、しぐさなど…」の部分が、家庭や育ち学ぶ施設だけでなく、子どもにかかわるすべての大人の基本姿勢として定着する努力をすべきである。(大人1件)	この条例では、前文においてご意見と同様の規定を盛り込んでいますが、これに加え、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者である保護者、さらには、子どもが多く時間を過ごす育ち学ぶ施設の関係者の役割についても、同様の規定を設けています。

500	家庭、育ち学ぶ施設における権利保障の場面では、関係者の努力でも不足が見られる場合には、(行政が)一時費用を立て替えても、速やかな子どもの権利保障、救済措置が必要になるのではないか。(大人1件)	この条例が実効性のあるものとなるよう、第7章「子どもの権利の保障の検証」において、条例制定後の権利の保障状況について検証を行うための仕組みを規定しています。
501	第4章に規定する項目のそれぞれに実際の効力が発揮されるよう、市民が声を上げて行政に要求し、自らも行動することが求められる。(大人1件)	
502	<p>その他意見・感想等 (大人10件、子ども9件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭、学校や施設、地域などのあらゆる場面で、大人が子どもの権利保障を実現することが大切であると思った。 ・子どもの権利を保障するためには、とりわけ家庭環境などにおいて、大人の意識を変えることが大事であると感じた。 ・第4章に挙げていることをみんなが意識することによって、虐待及び体罰の禁止、いじめの防止につながると良い。(子ども) など 	

イ) 第1節「家庭における権利の保障」に関する意見 309件 (大人107件、子ども202件)

	意見の概要	札幌市の考え方
【第1節全般について】		
503	家庭における権利の保障について、「保護者の役割」、「虐待及び体罰の禁止」とも、もう少し具体的に記載すべきだと思う。(大人2件)	この条例に規定する各項目については、子どもの権利の保障を進めるための基本的な考え方を示しています。今後、この条例に基づき、具体的な施策や取組を進めていくことを検討していきます。
504	市では、家庭における権利の保障についてどのような対策を行うのか、児童相談所の機能がどうなるのかなど、具体的に示すべき。(大人1件)	
505	虐待同様、中絶についても少なくなるよう、規定すべきである。(大人1件)	中絶を少なくすることは、胎児の命を守ることであり、大切なことではありますが、民法上、原則として胎児は権利能力を持たないことから、この条例では、ご意見の趣旨の規定はしていません。
506	家庭における権利の保障について、「性による差別的扱いの禁止」の条文も設けるべきである。(大人1件)	ご意見の視点については、第3章「子どもにとって大切な権利」の「安心して生きる権利」において差別されない権利を、また、第4章第5節「子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障」において、あらゆる差別や不当な不利益を受けないように、お互いの違いを認め、尊重し合う社会の形成に努める旨の規定を設けています。
507	<p>その他意見・感想等 (大人2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭における権利の保障を規定することは、大切なことだと思う。 など 	
【保護者の役割について】		
508	保護者の役割が、施設関係者の役割に比べ弱い印象を受けた。「こたえていくよう」という部分の表現を、もう少し具体的にできないか。(大人2件)	子どもは、0歳から18歳まで幅広く、例えば、乳幼児など、言葉をうまく発することができない場合においても、表情、しぐさなどから思いを受け止め、そして、子どもの最善の利益は何かを判断し、こたえていく責任を有しています。この趣旨を表す必要があると考え、このような表現としています。
509	意思表示の未発達な乳幼児の基本的な人権を守る義務をもっと明確に位置づけてほしい。(大人1件)	
510	「しぐさ」という表現について、対象に高校生が含まれることを考えると、「行動」に修正するべきではないか。(大人1件)	

511	保護者が子どもの権利を悪用することのないよう、「保護者の役割」をもっと具体的に記載すべきだと思う。(大人2件、子ども1件)	
512	保護者の役割の中に、「子どもと一緒に過ごす時間を設け、子どもの話を聞くこと」という責任を加えるべき。(大人1件)	子どもの権利保障を進めるに当たって、保護者の役割は大変重要であることから、市民に分かりやすく、その役割を表現するため、「第一義的な責任を有する」「言葉や表情、しぐさなどから思いを受けとめ、こたえていく」という規定に加え、「年齢や成長に応じて適切な支援を行う」という趣旨を加えています。
513	保護者の役割の中に、「良心を持って子どもに接する」という責任を加えるべき。(大人1件)	
514	保護者の役割の中に、「保護者は、子どもと同時代を生きる生活者として、共同の取組を通して子どもの理解に努める」ことを加えてほしい。(大人1件)	
515	親以外の保護者であっても、親同様の愛を持つことで、子どもは育つのだと考え、文中には「無償の愛」という言葉を入れるべきである。(大人1件)	
516	現在の保護者は、当たり前のできていないので、ポイ捨ての禁止、地下鉄等での携帯電話の禁止など、当たり前のモラルを求めているかがか。(大人1件)	
517	保護者の役割の中に、地域とのつながりの大切さが理解されるような内容が盛り込まれると良い。(大人1件)	この条例では、保護者自身の道徳心について直接規定していませんが、保護者の考え方や行動が、子どもに大きな影響を与えるという意味で、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であるという認識を持つことが大切であると考えています。
518	各家庭、各保護者の個々の責任のみを強調するのではなく、保護者がネットワークにつながり、共同して学び、子どもの教育に携わり、社会の子どもをみんなで育てるという発想が重要ではないか。(大人1件)	
519	教育を学校任せにしている保護者が多いので、「保護者の役割」として、子どもの教育に参加することを明記すべき。(大人1件)	ご意見のとおり、保護者が地域の市民を始めとした様々なネットワークをもとに子どもを育てる趣旨は、とても大切なものと考えています。この条例の普及や施策の推進の際に、検討する必要があると考えています。
520	保護者の役割として、「だめなことはだめ」としっかり言うことを責任として明記すべき。(大人1件、子ども1件)	
521	「親は子どもの話を聞き意見をし、また子どもはその意見にきちんと反論できる。」を入れてほしい。親の言うことは絶対で、逆らってはいけないものだと思っている人も多いから。(子ども1件)	この条例では、「保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者」と規定していますが、ご意見のように、家庭教育における適切な指示、指導等の重要性を分かりやすく表すため、「年齢や成長に応じて適切な支援を行う」という規定を加えることにしました。
522	家庭のことは、家庭で話し合う必要があると思うので、あまり突っ込まない方がよいのではないか。(大人1件、子ども1件)	子どもが親などの保護者に意見を言い、その意見が「子どもの最善の利益」の観点から受け入れられない場合、保護者はその理由を誠実に説明する責任があります。場合によっては、それに対して、さらに子どもと保護者が対話を積み重ねる必要があるかもしれません。このように、大人と子どもが対話を重ね、そして子どもの成長・発達を支えるという視点はとても大切であり、保護者の役割には、この趣旨を含めて規定をしています。
		家庭のことは家庭で話し合うことが第一ですが、保護者は子どもの成長を支える第一の責任者であること、虐待等の事件が少なくないことなどから、「家庭における権利の保障」を規定し、子どもの権利の保障を進める上での基本的な考え方を明らかにしています。

523	<p>その他意見・感想等（大人13件、子ども20件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の中での、親として行う義務をしっかりと守っていかなければならないと感じた。 ・「子どもの話を聞いてやる」と、「子どもの話を聞く」ことの違いを子どもにきちんと話すことから始めるべきである。 ・親が子に対し「無関心」、「過干渉」にならず、愛情や関心を持つことが大切。そういう環境づくりをしてほしい。 ・子どものいたずらなどを減らすため、あまり甘やかしすぎない方が良いと思う。（子ども） ・家族がもっと触れ合う時間を増やすなど、親子関係の改善を図るべきだと思う。（子ども） など 	
【虐待及び体罰の禁止等について】		
524	<p>「市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努める」とあるが、どのような救済をするのか明確にしてほしい。（大人2件、子ども2件）</p>	<p>迅速で適切な救済とは、札幌市児童相談所を中心に、関係機関などと連携し、虐待を受けた子どもの保護や自立支援、心身のケアなどについて積極的に取り組むことなどを意味しています。</p>
525	<p>子どもが虐待を受けていることを周りの人たちが気づき、そのことを相談できる環境整備をこれまでに以上に整えるべきである。（大人1件）</p>	
526	<p>子どもの安否確認が必要な場合、職員が家の中に入れる権限を与えたりするなど、第三者が介入できるようにするべき。ただし、対象家庭へのアフターケアも必要。（大人1件）</p>	
527	<p>虐待、体罰の範囲を明確にしてほしい。（大人9件）</p>	<p>児童虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」第2条で定められており、その内容は次の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体的虐待 身体に傷を負わせたり、または傷を負わせるおそれのある暴行を加えたり、生命に危険を及ぼすような行為をすること。 ・性的虐待 子どもにわいせつな行為をすること、またはさせること。 ・心理的虐待 言葉による脅かしや拒否的な態度などで子どもの心を傷つける行為をすること。 ・ネグレクト 健やかな発達を損なう不適切な養育、監護の怠慢、養育の拒否、あるいは子どもの安全に対する重大な不注意や、子どもに無関心でいること。
528	<p>虐待及び体罰について、もっと細かく規定すべきである。（大人6件、子ども8件）</p>	
529	<p>虐待の定義に、「性的」「就労」を規定するべきである。（大人1件）</p>	
530	<p>言葉の暴力や言葉の虐待もとても傷つくので、それを踏まえた条例にしてほしい。（子ども2件）</p>	
531	<p>精神的暴力も虐待の中に入るのではないかな。細かく定めたほうが良い。（子ども1件）</p>	
532	<p>親が子どもをしかることは、体罰にあたるか、しつけにあたるかを明確にする必要がある。（大人2件、子ども10件）</p>	<p>ここでいう体罰とは、親が教育上の目的で、適切な指示、指導である「しつけ」の範囲を超え、子どもに肉体的苦痛を与えることです。</p>

533	何度言っても聞かない場合、ある程度の体罰は必要なので、「体罰の禁止」を掲載すべきではない。(大人8件、子ども16件)	親など保護者が、子どもの最善の利益を考慮し、適切な指示、指導の意味で「しつけ」を行うことは、とても大切なことですが、これを逸脱し、肉体的苦痛を与える「体罰」を子どもに行うことは、子どもの成長にとって悪影響を及ぼすおそれがあり、あってはならないことと考えています。さらに、「しつけ」の名の下に過度の「体罰」が行われ、それが「虐待」につながる場合も考えられることから、「虐待の禁止」に加え、「体罰の禁止」を明確に規定しています。
534	体罰の禁止については、それぞれの家庭でしつけの考え方に違いがあるので、一概に否定すべきではない。(大人9件)	
535	親がたたくのは、体罰ではなく、しつけである。(子ども19件)	
536	体罰行為をすべて禁止するのは疑問。どこまでの体罰ならよいか、明記すべき。(大人2件)	
537	あまり、厳しい内容のものにすると、体罰などについて過敏に反応する人も出てくると思うので、そのことも考えたほうが良い。(子ども1件)	
538	いじめ、虐待、体罰を受けた子どもにもその被害を受けるに至った要因があるので、本人が改善しない限り効果がない。(子ども1件)	
539	虐待及び体罰を未然に防ぐ方法を検討すべき。(大人4件、子ども1件)	ご指摘のように、虐待に対する対応としては、起きてからだけではなく、未然にいか防止するか、ということが重要です。そのために、この条例の趣旨を市民に広く周知するとともに、未然防止としてどのような対策が求められるか、検討を進めていきたいと考えています。
540	虐待を未然に防ぐために、親に対しての救済活動などをどうするのか疑問である。(大人1件)	
541	虐待防止は、何よりも重要な対策が必要であり、通報探知システムの構築なども盛り込んでいただきたい。(大人1件)	
542	救済と心身の回復は同義ではないことから、「心身の回復に努める」という言葉を入れてほしい。(大人2件)	「救済」という言葉の中には、「心身の回復」「心のケア」なども含まれると考えています。
543	虐待からの権利侵害の回復のため、「自ら意思決定できるよう、十分な情報を提供し、じっくり子どもの意見に耳を傾ける制度を設ける」と規定し、公私の活動の支援を明記してはいかがか。(大人1件)	
544	虐待の項目は、条例に盛り込まなくても、他の法律で対応できた方がよい。(大人1件)	児童虐待は、どのような理由であれ、決してあってはならないこととして、法律等で禁止されています。また、市民の通告義務も法律で課されています。この条例では、子どもの権利の保障を進める上で必要となる、基本的な事柄を定めています。児童虐待は、近年、とても深刻な問題となっていることから、虐待の禁止等について改めて規定しているものです。
545	虐待については、それに気づいた人は、報告の義務があると明示した方がよいと思う。(大人1件)	
546	この項目が載っても、虐待される子どもの数がゼロになることはありえないと思うので、もっと子どものことを考えて条例を作してほしい。(子ども2件)	
547	しつけと虐待・体罰を見分けることは難しいと思う。時間・お金はかかってしまうが、すぐに市が家庭に介入すべきではないと思う。(子ども1件)	
548	虐待については、親に自覚がなかったり、実際に虐待をしているかどうか分からないので、掲載しても無駄だと思う。(子ども1件)	

549	第1節2②には、「虐待」とともに、「体罰」も必ず入れてほしい。(大人6件)	家庭の中で起こる体罰について、現実的に市が個別に対応を行うことは困難であるため、この規定には含めていません。ただし、虐待のおそれがあると判断された場合には、市として迅速な救済が必要です。
550	主語が、親、学校、市のみになっているが、街中でのお店でも子どもを守る、という姿勢を持たせるのが大事だと思う。(子ども1件)	虐待に対する対応は、全市民が重要な役割を担っており、法律上も、虐待の疑いがある場合、市民は通告する義務が課せられています。ご意見のように、街中のお店も子どもを見守るとも大切な場所ですので、この条例の趣旨について、広報に努めていきたいと考えています。
551	虐待に対する対策をもっと強化したほうが良いと思う。(子ども13件)	ご意見の事柄について、十分配慮し、虐待に対する迅速で、適切な対応に努めているところです。今後とも、子どもにかかわる関係機関や団体などと密接な連携のもとに対応を行っていききたいと考えています。
552	虐待及び体罰の禁止等について、関係機関はさらに迅速で適切な救済に努めてほしい。(大人5件)	
553	虐待などは、家庭の中では「しつけ」と言われ、それ以上の介入をするのは限界がある。プライバシーの問題もあるので、相談した際の行政サイドの適切な対処や救済を切に望む。(大人1件)	
554	虐待及び体罰の禁止について、児童相談所等との連絡を密にして虐待等について厳しい対応をしてほしい。(大人1件)	
555	虐待された側に対してのケアはもちろんのこと、虐待をした方への対応もとても大切。(子ども1件)	
556	「迅速に対応する」ではなく、子どもが相談できる専門の心理カウンセラーがいる場を作るべき(児童会館にでも)。児童相談所よりもずっと地域に密着した施設が必要だと思う。(子ども2件)	虐待に対する対応は、地域全体で取り組むという視点がとても大切です。札幌市では、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年育成委員など、地域で活動する市民に対して研修を行い、児童虐待予防地域協力員を養成しており、今後ともこの取組を続けていきたいと考えています。
557	虐待については、もっと地域の人たちとのつながりを強化すると良いと思う。(子ども2件)	
558	虐待した保護者の罰則・取り締まりを強化すべき。(大人1件、子ども9件)	児童虐待防止法に基づき、市民や関係機関等との連携のもと、早期発見、早期対応の取組に一層努めていきたいと考えています。
559	虐待の通報などの呼びかけ、気軽に相談できる環境づくり、予防、発生した場合の対応など、いじめ、虐待などへの取組を徹底すべき。(子ども14件)	虐待等を行う大人にならないようにするためには、この条例や児童虐待防止法の趣旨についての周知、広報が欠かせません。子どもを含めた市民に適切な情報提供等をしていきたいと考えています。
560	虐待や体罰が起きないために、大人も子どもも、条例の内容をしっかりと理解することが大切である。(大人1件、子ども3件)	
561	その他意見・感想等(大人4件、子ども68件) ・虐待はとても残酷なので、「虐待をしない」という項目があるのは、とても良いと思う。(子ども) ・ニュースでよく虐待のことが出ているけれど、親の気持ちが分からない。やめてほしいと願っている。(子ども) ・子どもは大人のストレス解消道具ではない。また、子どもは大人が「育てる」ものではなく、子ども自ら「育つ」もの。子どもの未来を大人が決める権利などない。(子ども) など	

ウ) 第2節「育ち学ぶ施設における権利の保障」に関する意見 357件 (大人61件、子ども296件)

	意見の概要	札幌市の考え方
【第2節全般について】		
562	学校教育と社会教育をまとめて表現されているが、この節では分離することが大切。学校教育のあり方を検討しなければ、子どもの権利は守られない。(大人1人)	第1章「総則」で定義している「育ち学ぶ施設」には、「児童福祉法に定める児童福祉施設」として、保育所、児童養護施設、母子生活支援施設、児童会館などが、また、「学校教育法に定める学校」として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護学校などが挙げられます。社会教育施設は含めていませんが、地域における子どもの権利保障において、重要な役割を果たすと考えています。
563	「思想、信条の自由(内心形成)」を保障する具体的な条文を入れてほしい。例えば、学校などで、「君が代斉唱を強制されないこと」など。(大人2人)	この節で定める各項目は、子どもの健やかな成長・発達にとっても大きな役割を担う育ち学ぶ施設において、子どもの権利の保障を進める上での基本的な事柄を内容としています。この条例の趣旨を、子どもに関する施策や事業の中にどのようにいかしていくか、引き続き検討を進めていきます。
564	「市及び施設設置管理者は、すべての子どもが生まれ育つ地域の学校に通うことができる条件を整えること」、「市は子育て・教育についての子ども・保護者の考え方を最大限に尊重しなければならないこと」を加えてほしい。(大人1人)	
565	育ち学ぶ施設における権利保障として、「セクハラ問題」について明記してほしい。(大人1人)	
566	健全な心と身体は正しい食習慣に起因することを踏まえ、食に関する規定を追加するべきである。(大人1人)	
567	育ち学ぶ施設における権利の保障の中に、不登校の子どもへの支援があったら良いと思う。(子ども1件)	
568	障がいのある子どもについて、小学校でも各施設の専門家の先生にかかわってもらうなど、厚い対応を行っていただきたい。(大人1人)	
569	市のかかわる施設、学校等については、管理職にとどまらず、これらの規定を具現化するための担当者を置くなど、工夫が必要ではないか。(大人1人)	
570	学校においては、少人数学級の実現や心理カウンセラー、ソーシャルワーカー等の配置をすべき。(大人3人)	
571	育ち学ぶ施設における権利保障として、「性による合理的理由のない差別、序列、順番を設けることの禁止」を明記してほしい。(大人1人)	
572	第2節全般の「施設設置・管理者」という主語は、公立学校に限定すると誤解されるので、可能な限り、「札幌市は」という表現に改めるべきである。(大人1人)	

573	学校における権利保障について、もっと分かりやすく記載してほしい。(大人1人)	「学校」は、子どもが多くの時間を過ごす大切な学ぶ場ですが、「保育所」、「児童会館」などの児童福祉施設も、子どもにとって大切な育つ場であることから、これらを含めて「育ち学ぶ施設」とし、第4章第2節で、包括的にその役割を規定しています。
574	<p>その他意見・感想等 (大人4件、子ども3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4章第2節は、とても大切なので、ぜひ進めていただきたい。 ・学校や体罰についての規定がきちんとしているので良い。 ・育ち学ぶ施設における権利保障を実効性のあるものとするためには、「市・関係機関・地域」のつながりが必要不可欠であり、より一層、連携と関係づくりに努める必要があると感じた。 など 	
【施設関係者の役割について】		
575	育ち学ぶ施設関係者の役割として、「教え、指導すること」を明記すべき。(大人1件)	子どもの成長・発達に際して、教え、指導することのほか、助言、支えなど、様々な形で子どものかかわりによって、子どもの権利の保障を進めていくことが求められると考えています。
576	育ち学ぶ施設関係者の役割として、「子どもの心を傷つけないような言葉がけをする」、ということを入れてほしい。(大人1件)	育ち学ぶ施設においては、子どもと施設関係者との信頼関係がとても重要であり、日ごろから子どもの悩みについて相談にのり、対話や声かけを行うなど、積極的な行動が必要であると考え、その役割を規定しています。
577	「相談に応じて対話などを行う」程度でよいか。相談には応じるけど、話をしてみるだけという印象を受ける。(大人1件)	
578	施設関係者の役割として、「思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行う」とあるが、この場合、子どもの嘘や大人の感情が混ざり合い、うまくいかない場合も多々あるのではないか。(大人1件)	
579	<p>その他意見・感想等 (大人9件、子ども12件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の役割、育ち学ぶ施設関係者の役割にある、「思いを受け止め、こたえていくよう努めること」の一文は、本当にそのとおりだと思う。(子ども) ・施設関係者は、良い雰囲気づくりに積極的に取り組んでほしいと思う。(子ども) など 	
【開かれた施設づくりについて】		
580	施設側からの情報提供だけでなく、直接参加することを明確に保障すべき。(大人1件)	より良い育ち学ぶ施設づくりを目指す上で、施設関係者と子ども、保護者、地域住民が、ともに課題を考え、支え合うことはとても大切です。このことから、開かれた施設づくりを進めるため、施設関係者が情報を提供し、意見を聴き、協力を受けることを規定しています。
581	開かれた施設づくりについては、各学校において、取組姿勢に差があるので、前向きに検討してほしい。(大人1件)	
582	まずは、「君が代、日の丸」の指導に自由に自己決定できるかということなど、自分たちの施設で、自由に話し合う場が必要ではないか。(大人1件)	教育課程における指導内容については、学習指導要領などの法令等に基づいています。これらの範囲の中で、子どもの意見を聞いたり、話し合う場を設けることは、とても大切であると考えています。
583	<p>その他意見・感想等 (大人1件、子ども2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との対話を進めるなど、開かれた施設づくりを進めていってほしい。 など 	

【いじめの防止について】		
584	いじめの防止について、もっと対応策を具体的に規定すべき。(大人1件、子ども29件)	この条例では、子どもの権利の保障を進める上で、基本的な考え方を規定しています。子どもが、生き生きと育ち学ぶ施設での生活を送ることができるよう、より一層の対応に努めていきたいと考えています。
585	表面上いじめがなくなっても、裏でいじめは出てくると思うので、それについての対策も考えてほしい。(子ども3件)	
586	いじめの文言について、「大小にかかわらずすべてのいじめの問題」と記載してはいかがか。(大人1件)	大小を問わず、すべてのいじめに関する問題を規定する必要があることから、簡潔に、「いじめの防止」という表現にしています。
587	いじめの防止について、未然の対応についてもしっかりと規定してほしい。(大人3件、子ども1件)	それぞれの育ち学ぶ施設において、いじめの起きにくい環境づくりや、発生後の迅速で適切な対応が図られるよう、この条例の趣旨の周知に努めていきたいと考えています。
588	気軽に相談できる環境づくり、予防、発生した場合の対応など、いじめ、虐待などへの取組を徹底するべき。(子ども19件)	
589	いじめについてすべての原因はすべての人にあると思う。改善は不可能に近いと思う。(大人1件、子ども3件)	いじめは、どのような状況でも引き起こされてはならないものです。札幌市としては、条例を制定することにより、「いじめをしてはいけない。」「いじめられている場合は、勇気をもって声に出す。」など、誰もが理解できることの周知を徹底していきたいと考えています。すべての子どもたちが、いじめの問題について真剣に考え、ともに議論していくきっかけとなるのではないかと考えています。
590	条例でいじめが本当になくなりほしくないと思う。人々の話し合いの場を多くしたりした方が良いと思う。(子ども1件)	
591	いじめられる側に問題がある場合も考えられるので、本当の意味での「最善の利益」を考えてほしい。(子ども3件)	
592	心理カウンセリング室に行くことで「私はいじめられています！」ということになり、より一層いじめの激化につながりかねない。(子ども1件)	
593	「いじめに関係する子ども」には、いじめを行う子どもも入るのかわからない。(子ども1件)	
594	いじめの問題について、組織改善や罰則規定の強化、アンケート調査、ガイダンスの配布、学校の対応のあり方の説明等、まず、大人の側の意識改革を行うことが必要である。(大人1件)	「いじめに関係する子ども」には、いじめを行う子どもも含まれています。
595	いじめに対する対策をもっと強化した方が良い。(子ども8件)	
596	いじめられている人は、本人からはそのことを言い出せないなので、いじめの発見について対策を考えてほしい。(子ども2件)	
597	いじめられて不登校になった人を助けるための対策を強化してほしい。(子ども1件)	
598	学校で、いじめを解決するための「子ども会議」を設けてはどうか。(子ども1件)	

599	いじめは、同じ年頃の友達同士で話ができるとリフレッシュできて、解決に向かうと思う。(子ども1件)	いじめなどの問題を解決するために、まわりの友達の存在やいじめを許さないという強い気持ちを持つことはとても大切です。この条例の趣旨を広報・周知し、社会全体がいじめの起きにくい、または相談しやすい環境になるよう、努めていきたいと考えています。
600	いじめられた場合、「やめて」という勇気を持てるようになれば良いと思う。(子ども1件)	
601	いじめ、虐待などを行うような人間にならないように育てることも大事だと思う。(子ども1件)	
602	いじめを先生ができるだけ早く発見してほしい。(子ども3件)	いじめはあってはならない重大な権利侵害であり、学校の先生などの育ち学ぶ施設職員を始めとした、子どものまわりの大人の役割は極めて重要です。いじめの防止や適切な対応が図られるよう、この条例の趣旨の広報、周知に努めていきたいと考えています。
603	先生は、いじめがあった場合は、しっかりと怒ってほしい。(子ども1件)	
604	いじめのない社会にするためにも、相手のことを少しだけでも考えてあげることが大切だと思うので、そのようなことをたくさんの人々に伝えてほしい。(子ども1件)	
605	いじめは子どもだけの問題ではないので、先生や親など大人が守ってほしい。(子ども3件)	
606	いじめについて大人がかかると、いじめの悪化につながるケースもある。いじめに立ち向かうことの大切さを教育していくことが大人の役目ではないか。(子ども2件)	
607	誰にも気づかれないところでいじめにあっている人が多いので、もっとまわりの大人は気にかけてほしい。(子ども3件)	
608	<p>その他意見・感想等 (大人3件、子ども56件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめをなくす」という項目に賛成。学校でいじめがなくなるようにしてほしい。(子ども) ・相談しやすいような環境づくりなど、いじめに対する対応はとても重要なので、項目掲載に賛成。(子ども) ・いじめの問題は気づかれないことが多く、本当に解決できるか不安である。(子ども) など 	
【虐待及び体罰の禁止等】		
609	育ち学ぶ施設における体罰の禁止について、どこまでが指導やしつけでどこからが体罰になるのか判断しづらいので、示してほしい。(大人2件、子ども8件)	育ち学ぶ施設の関係者は、法令により体罰、虐待が禁止されています。ここでいう体罰とは、施設関係者が教育上の目的と称して与える肉体的苦痛を、虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」第2条で定められている身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトを指します。
610	育ち学ぶ施設における、虐待、体罰のなかには言葉づかいも含まれるのか、示してほしい。(大人2件)	
611	先生による生徒への体罰はもちろん、精神的な虐待も決して許されない。(大人1件、子ども1件)	

612	虐待及び体罰の禁止に関する規定をもっと強調してほしい。(大人2件、子ども8件)	この条例では、子どもの権利保障を進める上で、基本的な考え方を規定しています。この条例などにに基づき、育ち学ぶ施設における体罰などの防止に努めていきます。
613	細かい規定などを作ると良いと思う。先生の生徒に対する、差別や指導といった体罰、先生のイライラをぶつけること、女子生徒に対し、不愉快な言葉を言ったり、接し方をすることなど。(子ども2件)	
614	学校での指導として、ある程度の軽い体罰は必要ではないか。(大人3件、子ども22件)	育ち学ぶ施設で勤務する職員を始め、すべての大人には、決して手を上げるなどの体罰によらない適切な方法で子どもに対して指示、指導などを行うことが求められると考えています。
615	あまり、厳しい内容のものにすると、体罰などについて過敏に反応する人も出てくると思うので、そのことも考えたほうが良い。(子ども1件)	
616	<p>その他意見・感想等 (大人3件、子ども88件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育ち学ぶ施設における虐待、体罰の禁止はとても大切であると思う。 ・少し問題を間違っただけで叩いてくる先生がいると聞くので、やはり体罰やいじめのない社会が望ましいと思う。(子ども) ・項目の掲載はとても良いと思うが、虐待や体罰は減らないと思う。また少し難しい点もあると思う。(子ども) など 	
【関係機関等との連携と研修について】		
617	「保護者に対する研修」または、「保護者が気軽に相談できるような機関」も設けるべきである。(子ども1件)	ご意見のとおり、保護者に対する支援はとても重要であり、第4章第6節「子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援」において、「保護者の子育てに対する支援」を設け、その趣旨を規定しています。
618	子どもは過ちを侵すものであり、その子どもの心に寄り添って、力づけるための先生の研修、情報交換などに力を入れてほしい。(大人1件)	子どもの権利侵害を防止し、救済するためには、連携や研修がとても大切であることから、施設設置管理者の役割として、その機会を設けるよう努めることを規定しています。
619	育ち学ぶ施設における虐待について、横との連携をしっかりとって対応すべき。(大人1件)	
【事情等を聴く機会の設定について】		
620	事情等を聴く機会の設定について、当たり前のことなので、今さら条例で定める必要はないのではないか。(大人1件)	この規定は、施設設置管理者が子どもに対して、停学、退学、退所、義務教育における出席停止などの不利益な処分等を行う際には、本人から事情等を聴き、適正な手続を行うことを保障するものとして規定しています。なお、この条例でいう不利益な処分等の状況は一樣ではないと考えられることから、努力規定としています。
621	不利益な処分等を行おうとするときに、事情等を聴く機会を設けることは「努めること」ではなく、「絶対」でなくてはならないと思われる。(子ども1件)	
622	<p>その他意見・感想等 (子ども1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事情等を聴く機会の設定は子どものために良いと思う。(子ども) 	

エ) 第3節「地域における権利の保障」に関する意見 211件 (大人74件、子ども137件)

	意見の概要	札幌市の考え方
【第3節全般について】		
623	地域において、色々な年代の子どもたちがかわりあえる交流の場を具体的に示してほしい。(大人2件)	札幌市内には、子ども会や連合町内会単位に結成される青少年育成委員会において、文化、スポーツ活動等のレクリエーションなど、地域の特性をいかした様々な活動を通して、子どもたちの健全育成を行っています。このほか、地域の町内会では、地域の状況に合わせたお祭りなど、様々な年齢層の子どもたちが触れ合うことができる行事を実施しており、これらの活動がより活発化されるよう、まちづくりセンターにおいて様々な支援を行っています。
624	地域社会が協力して親へ支援するとともに、家庭、学校ではできない体験機会の提供を行うことが望まれる。(大人1件)	地域では、それぞれの地域の課題を自ら解決するための様々な活動が行われており、この中には子育て家庭を支援する活動や子どもの見守り活動なども数多く含まれています。札幌市では、町内会を始めとした地域の活動を積極的に支援することとしており、引き続き、自主的な活動が活発化するよう、まちづくりセンターを通じた支援を進めていきます。
625	地域や市民の役割について、もう少し表現を強めるべきではないか。(大人2件)	この条例は、多くの市民の方にご理解いただけるよう、子どもの権利の保障を進める上での基本的な考え方を定める内容としています。具体的には、条例制定後、地域において様々な取組が進められるよう、今後、検討を進めていきたいと考えています。
626	「市民」の役割が相当に大きいですが、その実効性をどう図るか。単なる規定でなく、計画(仕組み)、実施(取組)について別途規定する必要があるのではないか。(大人1件)	
627	社会通念上の約束ごと、道徳、善悪の区別等を第4章第3節「地域における権利の保障」内に加えてほしい。(大人1件)	ご意見の趣旨について、子どもは、権利の行使や保護者等を始めとする大人の適切な指示・指導、さらには、人とのかかわりの中での様々な経験を通して学んでいくものと考えています。ここでは、地域は、こうした豊かな人間性をはぐくむための大切な場として位置付けています。
628	その他意見・感想等 (大人4件、子ども10件) ・大人と子どもの交流、子どもの安全を含め、地域のかかわりを深める取組が大切だと思う。(子ども) ・地域において、子どもが安心して伸び伸びと過ごせるようになってほしい。 ・地域の大人がみんなで子どもを育てていく世の中にしてほしい。(子ども) など	
【地域における市民及び事業者の役割について】		
629	その他意見・感想等 (大人2件、子ども1件) ・子どもは、多くの人との触れ合いの中で育てられ、自分は何を社会に貢献できるのかを考えることが大切だと思う。 ・事業者の視点を盛り込んだことは、とても良いと思う。 など	

【地域における子どもの居場所について】		
630	「自分らしく過ごすことのできる居場所」というのがどのような場所を指すのか、具体的に示すべきである。(大人1件、子ども1件)	<p>子どもの居場所は、地域の中で子どもたちが安心して休み、自由に遊び、活動し、友達を見つけ、人間関係を作り合うことができる場であり、こうした自分らしさを表現できる場や機会を提供することは、子どもの権利の保障を進める上でとても重要であると考えています。</p> <p>具体的な居場所の例としては、公園や児童会館などの施設だけではなく、生活の場における人間関係なども指しています。</p> <p>市民の皆様には、例えば、町内会における子ども向けの活動や子ども会活動、地域のサークルなど、子どもが安心して話ができ、自分らしさを表現できる場、いわゆるソフト面での居場所づくりの提供に努めていただきたいと思います。</p>
631	居場所づくりとあるが、整備された公園ほど子どもの遊ぶ姿が少ないので、何もしない方法も認められる文案も検討すべきではないか。(大人1件)	
632	本来、ここでいう子どもの居場所は、「家庭」であるべきではないか。わざわざ時間とお金をかけて、家庭の場を奪わないでほしい。(大人2件)	
633	「子どもの居場所づくりに努める」とあるが、市民の役割としてどのようなことをすれば良いのか、具体的に示してほしい。(大人1件)	
634	居場所は行政が作るものなのか、居場所を作ることによって、子どもの権利が保障されるものなのか、具体的に示してほしい。(大人1件)	
635	留守家庭かどうかで状況が異なるので、「家庭の状況に応じた居場所づくりに努める。」とすべき。また、児童クラブへの入所や民間への補助対象は、小学校3年生までと不公平なので、「年齢の違いによって居場所から排除されない。」とすべき。(大人1件)	
636	居場所づくりを具体的にするため、「自分らしく過ごすことのできる保育園・幼稚園・学童保育などの居場所づくりに努めることを規定します」と記載してはいかがか。(大人1件)	<p>子どもの居場所は、地域の中で子どもたちが安心して休み、自由に遊び、活動し、友達を見つけ、人間関係を作り合うことができる場として、とても重要であると考えています。この条例では、子どもの権利保障を進める上での基本的な考え方を包括的に定める内容としていますが、今後、この条例に基づき、子どもが自分らしく過ごせる居場所づくりを進めていきたいと考えています。</p>
637	「居場所づくりに」の後の文章を、「現在ある施設を存続させることを規定します。もしそれを取り壊す必要がある場合には、地域の子どもの意見も取り入れてから決定すること。」のように変えてほしい。最近、近所の公園がほとんどなくなっており、遠くまで遊びに行くのは危険。(子ども1件)	
638	子どもの放課後の過ごし方、それに伴う周囲の環境や施設の整備化をどう考えていくのか、子どもの視線で検討していただきたい。(大人1件)	
639	行政は、財政難で地域にある公有地を売却するのではなく、遊び場の確保のための努力が求められるのではないか。(大人1件)	
640	子どもからお年寄りまで気軽に立ち寄れる公園の設置を希望する。(大人4件)	
641	中高生が、放課後に遊ぶ施設が少ないのではないか。子どもが思いきり体を動かせる場所の設置を提唱すべき。(大人2件)	
642	子どもが安心して過ごせる場所を作ってほしい。地域全体で、子ども一人一人を見守るために、交流の場があればよい。(大人1件)	

643	地域における子どもの居場所として実践されている児童会館や学童保育所について、市の支援の充実に期待している。(大人3件)	ここでは、地域の中で子どもたちが安心して自分らしさを表現できる場や機会を提供することを目的に、子どもの居場所について規定しています。真に、子どもが求める居場所とは何かについて、行政も市民も、さらには、施設の関係者もともに考えることが必要であり、この趣旨について、周知に努めていきたいと考えています。
644	民間の学童保育は、留守家庭の子どもにとって、安心して伸び伸びと過ごす大切な居場所となっている。(大人1件)	
645	<p>その他意見・感想等 (大人9件、子ども19件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これから居場所を作るのであれば、子どももその居場所づくりに協力していきたいと思う。(子ども) ・子どもの居場所を増やして(充実して)ほしい(遊び場、勉強できる施設、中高生専用の居場所)。(子ども) ・一人でも寂しくないように、いつでも入れる居場所がほしい。(子ども) など 	
【地域における自然環境の保全について】		
646	もっと自然の大切さや重要性を述べるべき。(大人1件)	<p>子どもの生き生きとした成長・発達にとって、札幌の緑や水辺、雪など変化に富んだ自然環境に子どもが身近なところで触れ合うことは、とても大切であることから、この項目を規定しています。市民、市が一体となって、豊かな自然を大切にする意識を持ち、良好な自然環境の保全に努める必要があると考えています。</p> <p>具体的には、環境基本条例などに基づく施策や事業の実施により、推進していくこととなります。</p>
647	「自然環境の保全」について、もっと具体的な内容を示してほしい。(子ども2件)	
648	自然がいっぱいの公園を作してほしい。(大人1件、子ども1件)	
649	自然を増やすために、森や公園などにたくさん木を植えてほしい。(子ども3件)	
650	自然を守るために、ポイ捨てをやめるよう、呼びかけてほしい。(子ども3件)	
651	自然に触れる子どもが少ないので、少しでも多くの自然を残すよう、各地域が力を入れることが大切だと思う。(大人2件)	
652	札幌全体のまちづくり(子どもが遊べる空間、都会をコンクリートで固めない、緑化率を上げる)も、子どもたちの意見をくみ入れてほしい。(大人1件)	<p>今後の都市づくりにおいては、市民、企業、行政などが相互に役割と責任を担い合い、協働で取り組むことが求められますが、その際に子どもが市民として参加したり、子どもの視点をいかしていくことも大切であると考えています。このことから、ここでは、市政等への子どもの参加の促進や、子どもの視点に立ったわかりやすい情報発信等に努めること等を盛り込んでいます。</p>
653	<p>その他意見・感想等 (大人2件、子ども18件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今、都会で本来の自然を知らずに育っている子どもは多いから、「自然環境の保全」は、大切だと思う。(子ども) ・子どもが自然環境を破壊することもあるので、声をかけて自然を大切にしていきたい。(子ども) など 	

【安全で安心な地域について】		
654	安全で安心な地域づくりとして、もっと具体的なことを示すべきではないか。(大人1件、子ども1件)	この条例の各項目については、基本的な理念を包括的に定めることとしています。今後とも、この条例に基づき、安全で安心な地域づくりが進められるよう、努めていきたいと考えています。
655	現状、安全で安心な地域はまったく保障されていないので、もっと強調すべき。(大人1件)	
656	「支援」の内容を具体的に示してほしい。(子ども1件)	ここでは、子どもが自分自身を守るための知識や技能を修得するために、市民及び市が、子どもが本来持っている能力を引き出す環境をつくるための支援を行うことを規定しています。具体的な支援の例としては、子どもたち自身による防犯マップの作成などが考えられます。
657	子どもたちが自分で自分の身を守るための方法を教えてほしい。(子ども4件)	
658	もう少し交番が増えれば子どもたちも私たちも安心して暮らせ、犯罪も減ると思う。(大人1件)	
659	地域で子どもが安全に安心して過ごすために、子ども110番を増やしたり、コンビニに有害図書を置かないなど、対応を強化すべきである。(大人1件)	
660	安心して通学したり、生活できる街にしてほしい。(子ども8件)	地域の安全、安心のための具体的な取組を多数お寄せいただき、ありがとうございます。お寄せいただいたご意見を参考に、今後、子どもの視点に立って、どのような取組が有効であるか、検討していきます。
661	学校の先生や警察による見回りを強化してほしい。(子ども13件)	
662	携帯電話で子どもの居場所が分かるというものを、もっと増やしてはいかがか。(子ども1件)	
663	小学校では集団下校を徹底しても良いのではないか。これにより近所の子ども同士での理解が深まり、いじめなどの減少も減るのではないかと思う。(子ども1件)	
664	登下校における安全確保を徹底すべきだと思う。部活などで夜が遅いとき、暗くて危険。街灯を増やすべき。(大人1件、子ども5件)	
665	不審者対策を強化してほしい。(子ども27件)	
666	防犯ブザーを全学年に持たせるなど、具体的な取組を行ってほしい。(大人1件、子ども4件)	
667	<p>その他意見・感想等 (大人18件、子ども13件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安全で、安心して過ごせる地域づくりを進めることは、とても大切である。 ・最近、札幌市の各地で防犯パトロールなど、子どもを見守る体制が整い始めているので、このような活動をこれからも続けてほしい。 ・最近、スクールガードがいるので、通学の時は安全だと思う。(子ども) ・あまり過敏になると、逆効果になるのではないかと不安である。(子ども) など 	

才) 第4節「参加・意見表明の機会の保障」に関する意見 106件 (大人39件、子ども67件)

	意見の概要	札幌市の考え方
【第4節全般について】		
668	声の小さい子、なかなか表現できない子、無関心にさせられている子など、すべての子どもたちに、何らかの形で意見を引き出す場を保障してほしい。(大人1件)	第4章第4節に定める事柄は、ご意見の状況にある子どもたちも含め、すべての子どもの参加、意見表明の権利の保障について、仕組みを定めたものです。
669	子どもの意見を聞く機会を設けることは理解できるが、政治的意図や利益誘導を目的とした大人に利用されるおそれがあることも考慮すると、施設設置者などにあえて義務を課す必要はないのではないか。(大人1件)	子どもに大人の意見を押し付け、その意見を言わせるなど、子どもの意見表明権を利用することは、子どもの権利を否定することであり、自立した大人への成長・発達を損わせることにつながります。このようなことが起こらないよう、市民の皆様にご意見表明権の趣旨を正しく理解してもらおう努力を続けていきたいと考えています。
670	今後とも、積極的にあらゆる場面での子どもの参加、意見表明の機会を提供すべきである。(大人1件)	ご意見の趣旨はとても大切であり、市政、育ち学ぶ施設、地域での子どもの参加等の促進を規定しています。この趣旨の実践的な取組がとても大切であると考えています。
671	その他意見・感想等 (大人15件) ・あらゆる場面で子どもの「参加、意見表明」の機会を保障することは、とても良いことだと思う。 など	
【子どもの参加等の促進について】		
672	子どもの参加、意見表明に関しては、事業所側の意識も大切なので、「子どもの参加等の促進」には、「市政、育ち学ぶ施設、市民」のほか、「事業者」も入れるべきではないか。(大人1件)	ご意見のように、子どもが参加し、意見を表明する上で、事業者の意識もとても重要であると考えますが、本節では、子どもが毎日の生活と密接にかかわる市政、育ち学ぶ施設、地域における参加、意見表明について規定しています。地域での様々な取組を考えた場合、ここでいう「市民」には、個人のほか事業者も含まれると考えています。
673	参加、意見表明の機会の保障は、限定的にならざるを得ない。また、誰に意見を表明し、どう参加するのか、具体的に検討の上、規定すべきである。(大人1件)	参加、意見表明の機会は様々であるため、具体的ではなく、包括的な規定としていますが、例えば市政では、札幌市の施策について、子どもの意見を聴く機会も設けることなどが考えられます。
674	子どもの参加を実現するための具体的な取組が行政に求められているので、加えてほしい。(大人1件、子ども1件)	育ち学ぶ施設では、児童養護施設などにおける各種行事等への参加、学校などにおける児童会、生徒会活動やクラブ活動等への参加や意見を聴くことなどが考えられます。
675	市政や施設の行事・運営に対して意見を表明するだけでなく、子どもが未来の社会でよりよく生きるために、現在行われようとしている施策について、意見を表明するという観点を入れてほしい。(大人1件)	さらに、地域での例としては、芸術、文化、スポーツ活動やお祭りなど、地域のまちづくり活動に参加、意見表明する機会を設けることなどが考えられます。

676	市政への参加とあるが、子どもが気安く、そのような場に参加すべきではない。(子ども1件)	子どもが市政などに積極的に参加することで、子どもの視点に立ったまちづくりが実現するとともに、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、健やかに成長・発達することが期待されます。是非、積極的に市政に参加していただきたいと思います。
677	もっと子どもの意見が、反映されるような環境、心構え、体制を整えてほしい。(子ども4件)	あらゆる場面での子どもの意見表明、参加の機会の保障は、この条例の理念のなかで、最も大切な視点の一つです。行政はもちろん、市民にもこの趣旨を広報し、様々な場面で子どもの意見表明、参加の機会が保障されるよう、努めていきます。
678	市は、子どもが意見を表明し参加する機会が設けられていることを知らせることを努めてほしい。(子ども2件)	
679	札幌市には、行政機関として、子どもの参加に十分配慮した取組を進めていただきたい。(大人2件、子ども2件)	子どもが市政へ参加し、意見を表明することは、子どもの健やかな成長・発達を支えるとともに、子どもにもやさしいまちづくりにもつながることから、とても大切です。札幌市は、これまで子ども議会等を開催し、市政提案の場を設けてきましたが、今後もこのような機会を提供し、市政への子どもの参加を充実したものにしていきたいと考えています。
680	子どもも、大人の会議のようなものを経験したい。(子ども1件)	
681	学校授業の中で、子どもの意見表明を進めていくべき。(大人1件、子ども1件)	
682	学校での子どもの参加、意見表明について、各学校の児童会、生徒会の代表が、このことを具体化してほしい。(大人3件)	学校をはじめ、育ち学ぶ施設では、子どもが多くの時間を過ごす大切な場です。この育ち学ぶ施設において、子どもが生徒会、児童会活動などを通して意見を表明し、施設の事業・運営等に参加する機会をもつことは、とても重要であることから、育ち学ぶ施設における参加・意見表明の機会の保障を規定しています。
683	学校での参加について、児童会や生徒会活動、学級活動の活性化を図るとともに、学校を越えた学習活動や平和、政治、経済活動も尊重すべき。(大人1件)	
684	学校における校則制定・改廃等に当たっては、生徒の意見表明の機会を十分に持つことが求められる。(大人1件)	
685	障がいのある子どももない子どもも同じように、意見表明、参加の機会が保障されるよう、検討してほしい。(大人1件)	
686	地域で子どもが自由に参加できるようなスポーツ大会などのイベントを増やしてほしい。(子ども2件)	様々な年齢層で、多様な体験活動ができる地域において、子どもの参加、意見表明の機会が保障されることはとても大切であり、この条例でも規定しています。
687	町内会など地域の活動に子どもが参加できる機会を増やしてほしい。(子ども2件)	
688	選挙権、住民投票権の年齢を引き下げるべき。(子ども11件)	選挙権については、国の法律で20歳以上と規定されています。また、住民投票は、これまで札幌で行われたことはありませんが、「札幌市自治基本条例」において、市政への市民参加の方法の一つとして位置づけられており、今後、その具体的な方法を検討していくこととなります。

689	<p>その他意見・感想等（大人1件、子ども31件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色々なことに子どもが意見を言えることは、とても良いことだと思う。（子ども） ・子どもが意見を言い、参加するための仕組みをつくることは、とても良いと思う。（子ども） など 	
【市の施設に関する子どもの意見について】		
690	<p>市の施設の設置に際して、子どもの意見を尊重することは大切だと思うが、間違っただことや、自分本位の考えは大人が指摘したり、教えていくことも必要である。（大人1件）</p>	<p>子どもの意見を尊重するという事は、必ずしもその意見をそのまま受け入れるということではありません。明らかな間違いなどに対しては、大人が適切に教えていくことも必要なことです。こうしたやりとりをしながら様々な意見が出され、より良い施設づくりにつながるものと考えています。</p>
691	<p>市の施設の設置に際しては、子どもの目線に沿った、子どもの要求にあった施設づくりを行ってほしい。（大人1件）</p>	<p>市が新たに施設を設置する際には、子どもの意見を把握するよう配慮していきませんが、必ずしも、子どもの要求通りになるわけではなく、十分な情報提供、丁寧な対話などを繰り返し、子どもの視点に照らし、最も効果的な施設となるよう検討を進めていくこととなります。</p>
692	<p>子どもの意見を取り入れた施設をもっと増やしてほしい。（子ども2件）</p>	
【審議会等への子どもの参加について】		
693	<p>せっかく子どもが審議会等に参加しても、子どもの意見が取り入れられることが少なくなることが考えられる。その場合、子どもの失望は大きくなり、不安である。（大人1件）</p>	<p>子どもが審議会等に参加するときは、子どもが理解し、意見を形成し、発言しやすい環境を作ることが大切です。審議会等の参加者に対して、このことを理解していただくことも必要であると考えています。</p>
694	<p>その他意見・感想等（子ども2件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会への子どもの参加について賛成。（子ども） など 	
【子どもの視点に立った情報発信等について】		
695	<p>「情報発信等に努める」とあるが、「努力」ではなく「義務」にすべき。また、子どもが求める情報開示請求に応じる義務、子どもにとって大きな影響のある事柄について、市の説明責任についての規定を明記すべき。（大人1件）</p>	<p>ご意見のとおり、子どもが市政に参加し、意見を形成するために必要な情報を分かりやすく発信することは、とても大切ですが、情報発信の主体が市にとどまらず、また、子どものかかわる状況も様々であると考えられることから、努力義務として規定しています。</p> <p>なお、札幌市に関する公文書の公開請求については、「情報公開条例」において、その手続等が定められておりますが、公開の対象は公文書そのものであり、子どもにとって必ずしも分かりやすい情報とは言えないことから、公文書公開制度によらず、分かりやすい情報発信、情報提供に努めることが必要と考えています。</p>
696	<p>子どもの視点に立った情報発信を実現するためには、条例の内容の子どもへの周知から検討すべきであり、子どもが読みやすいものを作成することが望まれる。（大人1件）</p>	<p>条例の内容を子どもに分かりやすく伝えることはとても大切です。いただいたご意見を参考に、条例の広報・周知に努めていきたいと考えています。</p>
697	<p>どのように情報発信を行うべきか、学校を通じて子どもの意見を集約し、検討する必要がある。（大人1件）</p>	
698	<p>その他意見・感想等（大人1件、子ども5件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの視点に立った情報発信の規定は、子どもが社会に参加するためにとても良いと思う。 など 	

カ) 第5節「子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障」に関する意見 93件（大人59件、子ども34件）

	意見の概要	札幌市の考え方
699	「市民の役割」、「市の役割」の順番になっているが、主体は市にあると思うので、逆にすべき。(大人1件)	この条例は、子どもにかかわるすべての市民が関係し、その役割がとても大きいことから、「市民」を先に記載しています。とりわけ、お互いの違いを認め尊重する社会を形成するためには、市民の理解が必要であると考えています。
700	他の条項には具体的な規定がないのに、この項目だけ具体的に4項目を例示しているが、その必要はないのではないか。(大人2件)	いわゆる社会的に少数と言われる立場の子どもたちに対する差別の実態は、多様かつ深刻な場合が少なくありません。すべての市民の皆様へ、これらの差別に対する意識を持っていただくためにも、代表的な項目を例示する必要があると考え、掲載しています。
701	「障がい」の範囲に、重い難病や病弱な子どもたちも含むと解釈すべき。(大人1件)	ここでは、例示として「障がいのある子ども」という表現にしていますが、どのような状況にある子どもも、尊厳を持って生活できるよう、配慮する必要があると考えています。
702	「障がいのある子ども」の規定について、もっと具体的に分かりやすい記述とすべき。(大人2件)	この項目では、具体的な例を挙げながら、差別をなくし、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めることを規定しています。この条例に基づき、障がいのある子どもが尊厳を持って生活し、社会に参加することができるよう、取組を進めていきたいと考えています。
703	現在、学習障がいを持つ子どもへの具体的な支援やネットワークがほとんど機能していないので、この点をもっと条例に反映してほしい。(大人1件)	
704	障がいを持つ子どもの適正な教育を受ける権利、発達が保護される療育を受ける権利、家族の中で生活できる権利、必要な医療を十分に受ける権利、適正な福祉制度を受ける権利を保障し、将来、社会の一員としての生活が可能になるよう検討すべき。(大人1件)	
705	障がいのある子どもについて、互いに学ぶことが重要であり、統合教育を実現していただきたい。(大人4件)	
706	障がいの有無で差別をしないために、もっと交流の機会を増やせば良いと思う。(子ども2件)	
707	軽度発達障がいの子どものことについて、もっと頻繁に学校内や保護者、教師などへの説明会を開くべき。話を聞くことで、自分の子の障がいを認められない親や周りの人たちに、理解が深まるのではないか。(大人1件)	
708	障がい児が差別や偏見を受けることのないよう、すべての障がい児を自然に受け入れていけるような機会をたくさん作ってほしい。(大人1件)	
709	本年から施行される自立支援法により、今まで安心して通えたものが、日数を決め通うこととなるなど、不安が高まっている。障がいのある子も、健常児と同じようにしっかりと子どもの権利が保障されるように希望する。(大人4件)	

710	「アイヌ民族」に特記した標記をすること自体、差別につながるのではないか。この項目について変更を検討すべき。(大人5件)	札幌の子どもたちが、アイヌ民族の生活、歴史、文化などを学ぶ機会を保障することによって、アイヌ民族について正しく理解することが必要であると考えています。
711	アイヌ文化を学ぶことがなぜ子どもの権利の保障につながるのか、理解できない。(大人2件)	
712	「民族」という表記を訂正し、「先住・アイヌ民族の子ども権利」という項目を設けるべき。松前藩、明治政府からはじまった和人の侵略により、アイヌ民族の土地、資源、漁業、狩猟権が一方的に収奪されたが、未だに解決されず、差別と基本的人権の侵害、政治的圧迫と格差増大は恒常的に続いている現状を認識して、条例にはっきりと表記し、説明するべき。(大人1件)	第1項では、市民がお互いの違いを認め、尊重し合う社会の形成に努める責務を記載しています。どのような理由の差別もなくしていかなければならないことから、様々なことが原因となる差別について、いくつかの事例を掲げつつも、包括的に規定することが必要であると考えています。
713	アイヌ民族のことについて学ぶことは評価できるが、具体的にはアイヌ民族の方々から直接学ぶことが必要である。そのうえで、日本、北海道、札幌の歴史を、アイヌ民族側の歴史観から考察し、侵略、収奪、差別、基本的人権の侵害の事実を知らせ、それらの撤廃に向けて行動する趣旨の条例を制定すべき。(大人1件)	この項目では、いくつかの事例を挙げながら、それ以外の理由でも差別をなくすよう、市民及び市が努めることを規定しています。この条例に基づき、差別をなくし、お互いの違いを尊重し合う社会の形成に努めていきます。
714	「アイヌ民族」の学習について触れられているが、それとともに、朝鮮も含めてアジアの学習、在日外国人、日系人等についての学習も大切(大人1件、子ども2件)	
715	子どもばかりではなく、大人(親)も、アイヌ民族、多国籍の方々を理解できるような取組を考えてほしい。(大人1件)	
716	「外国籍等の子ども」の規定について盛り込まれたことは意義がある。具体的なサポート体制の整備を進めていただきたい。(大人1件)	この条例は、子どもの権利の保障を進める上で、基本となる考え方を定めています。ご意見の趣旨は、外国籍の子どもの権利の保障を進める上で、今後の参考にさせていただきたいと考えています。
717	外国人の児童・生徒のことが盛り込まれたことは意義があるが、この権利を保障するために、教育支援の充実を望む。(大人1件)	
718	外国籍の人が自国文化を学ぶことは、もちろん尊重されるべきであるが、それをなぜ行政が援助しなければならないのか、理解できない。(大人1件)	ここでは、外国籍等の子どもが、自分の国、言語、文化などを学び、表現することに配慮した取組を進めることを規定しています。このような取組を行政が進めることは、大切なことであると考えています。
719	外国人がマイノリティということで日本人より優遇されるようなことはないようにしていただきたい。(大人1件)	

720	「子どもが性別による固定的な役割分担にとらわれないこと」とあるが、これは一つの章をさくべき問題である。家庭、学校、社会で女性差別が存在する限り、「男女共同参画社会」の実現はできない。(大人1件)	
721	「性別による固定的な役割分担」の表現は、ジェンダーフリーの概念が入っており、思想的に偏向している。このことは、一般化されていないにもかかわらず使用されているのではないか。(大人1件)	<p>「男の子だから、女の子だから、こうしなければならない。」などと決めつけることは、子ども一人一人の個性や可能性を摘み取り、豊かな成長・発達が損なわれることも考えられることから、「性別による固定的な役割分担にとらわれないこと」に配慮した取組を行うことを規定しています。このことは、「男女共同参画社会基本法」、「札幌市男女共同参画推進条例」の理念にも合致するものです。</p> <p>なお、ここで規定する事柄は、画一的に、男女の違いを無くしてしまうという視点ではありません。</p>
722	性差(らしさ)は、社会(家庭)でつくられる。一人の人間として尊重されるためには、性差のすりこみ、強制があってはならない。男性の意識改革のために、公務員に育児休暇を強制的にとってもらうことも必要。(大人1件)	
723	まだ、女性に対する差別はとて多いので、なくしてほしい。(子ども1件)	
724	男子だから、女子だからという人が多いので、なくしてほしい。(子ども1件)	
725	「性的少数者」についての記載があるが、この性的少数者は、何のことを言っているのか分からない。(大人3件)	
726	「性的少数者について理解」など、男女関係を否定するようなことを述べることは、適切ではないのではないか。(大人1件)	
727	「性的少数者」という表現は、市民権を得ている表現ではないのではないか。(大人1件)	
728	「性別による固定的な役割分担」、「性的少数者」の字義が不明確である点はもとより、これらのことを子どもに理解させることについて、いまだ明確な社会的合意ができていない状況である。このことを性急に明文化することは、慎重であるべきと考える。(大人2件)	
729	果たして、「性的少数者」と言われる子どもが札幌には何人いるのか。このことは、条例に入れる内容だとは思えない。(大人1件)	

730	「家族の状況」とあるが、親が働いている子どもについて、「親が働きに出ている家庭の子どもが安心して生活できること」などを規定すべき。(大人1件)	第4章第3節「地域における権利の保障」では、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりについて規定しており、ご意見の趣旨についても含まれます。
731	それぞれの状況に応じた権利保障として、不登校の子どもたちの学習権の保障を入れるべき。(大人1件)	あらゆる差別や不当な不利益が起きないように、またはなくすような取組を積極的に進める必要があると考えており、そのなかで、市が取り組むべき項目を、例示として掲載しています。
732	「大人が子どもを学力で差別するのを禁止する」という項目を設けてほしい。(子ども1件)	
733	修学旅行に経済的理由等で参加できない生徒がいるので、そのような差別が起きないように、努力してもらいたい。(大人1件)	
734	差別をなくすために具体的にどのようなことをするのか、分かりやすく示してほしい。(子ども6件)	まずは、差別などが起きないように、そしてなくすよう、この条例の趣旨を周知、徹底するほか、差別が起きない、あるいはなくす社会をつくるため、どのような具体的な取組が考えられるか、検討していきます。
735	その他意見・感想等 (大人12件、子ども21件) <ul style="list-style-type: none"> 障がい、民族、国籍、性的少数者等について、市として権利の保障に努めるための具体的内容に踏み込んで規定していることを評価する。 差別をさせないためには、そのことを教える立場の教育者が差別をしないことが、それ以上に大切だと思う。(子ども) 子どもへの差別は、何がなんでもなくしてほしい。(子ども) など 	

キ) 第6節「子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援」に関する意見 193件 (大人165件、子ども28件)

	意見の概要	札幌市の考え方
【第6節全般について】		
736	「子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援」について、具体的な支援策の明示が必要である。(大人8件)	この条例は、多くの市民の方にご理解いただけるよう、子どもの権利の保障を進める上での基本的な考え方を包括的に規定しています。そのなかでも、「子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援」は、保護者、育ち学ぶ施設の職員、地域で子どもにかかわる市民を支援することにより、重層的に子どもの権利の保障を進めることをねらいとしています。今後、この条例に基づき、どのような支援が効果的か、具体的な取組を検討していきます。
737	「大人への支援」は、実際の社会の変革なくして、実現は困難となる。そのことについて、何がしかのコメント(注釈)があると良いのではないかと。(大人1件)	
738	家庭や子どもにかかわる施設に対し、十分な支援をすることを明記してほしい。(大人1件)	家庭の保護者や育ち学ぶ施設職員、地域で子どもにかかわる市民など、子どもの育ちや成長にかかわる大人に対しての支援はとて大切であり、第4章第6節では、保護者への子育て支援、育ち学ぶ施設職員への心に余裕を持って子どもとかわるような支援などを明記しています。
739	子どもが安心して過ごすためには、大人への支援がとても重要である。親への支援、地域、職場でのサポートも重要である。(大人2件)	
740	保護者・施設職員にとって、「心の余裕」が必要である。「大人」になる子どもたちをゆったりと見守る、今「大人」である私たちへの支援を権利として主張したい。(大人1件)	この規定は、大人の権利として定めたものではなく、子どもの育ちを支える大人への支援を行うことにより、子どもの権利を重層的に保障することを目的として規定したものです。

741	大人への支援は、「必要な職場環境の整備に努める」部分など、当然資金がかかることになるが、行政としてそのことが約束できるのか、疑問である。(大人1件)	子どもが毎日を生き生きと過ごすためには、子どもを取り巻く環境がとても大切です。特に、子どもの育ちや成長にかかわる大人がストレスにさいなまれ、ゆとりを失っているのは、子どもの権利の保障も疑わしくなります。このことから、本節では、子どもにかかわる大人に対して環境整備等の支援を行うことで、重層的に子どもの権利の保障を進めることを目的としています。こうした考えのもと、今後、具体的な施策を進めていきたいと考えています。
742	条例案は、子どもの権利を守るためには、大人の様々な環境を整備する方が先であるかのように読め、疑問である。(大人1件)	
743	その他意見・感想等 (大人27件、子ども12件) ・「子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援」を盛り込むことは、とても良いことだと思う。 ・大人の仕事を楽にすれば、ストレスもなく、体罰などもなくなると思う。(子ども) など	
【保護者への支援について】		
744	保護者への支援を、もっと強調して、具体的に示すべき。(大人15件、子ども2件)	この条例は、子どもの権利の保障を進める上で、基本的な考え方を総括的に定めています。
745	保護者への支援をより一層打ち出すために、「市は、どの保護者も安心して子育てができるよう、保護者の様々な声に充分耳をかたむけて、必要な支援に努める」と変えるべき。(大人1件)	
746	「親育ち」の視点がとても重要だと思うが、現状では少々薄い気がする。(大人1件)	保護者への子育て支援の際には、子どもの権利に対する保護者の理解が進むよう、子どもとともに保護者も育つような支援が求められると考えますが、このことは、子育て支援のなかに含まれると考えています。
747	「保護者への支援」について、保護者の子ども観の変容を支援できるよう、「子どもとともに保護者も育つような支援」とした方が良くなるのではないかと。(大人1件)	
748	施設職員への研修だけではなく、保護者への研修も強化すべき。具体的には、学校等での研修、保健センターでの研修などを行うことを規定すべき。(大人2件)	
749	「保護者への支援」について、子どもと余裕を持った対応ができるよう、地域とのつながりを大切にできるような内容にすべき。(大人4件)	ここでは、まずは市が最重要課題の一つである子育て支援について、積極的な取組を行うために、市の規定としていますが、社会全体での子育て支援の推進についても、取り組んでいきたいと考えています。
750	子育て支援については、地域全体での子育てが求められており、市民が主体である。このことから、主語は「市民及び市は」とすべき。(大人1件)	
751	保護者への支援について、小さい頃の「子育て支援」だけではなく、幅広い世代の子どもを持つ保護者への支援が求められる。(大人1件)	ご意見のとおり、乳幼児だけではなく、様々な年代の子どもを持つ保護者に対しての必要な支援を行うことが大切です。
752	保護者への支援については、市の支援だけではなく、保護者が勤務する事業者からの支援も盛り込むべきである。(大人1件、子ども1件)	ご意見のように、事業所で勤務する保護者に対して、子育てに配慮することはとても意義があるので、この視点を追加しています。

753	保護者が自分の子どもを育てるのは当たり前のことであり、行政の支援などは不要である。(大人1件)	保護者には、子どもを養育する第一義的な責任があり、大きな役割を担っています。一方、核家族化の進行などにより、子育てをするうえで、様々な悩みなどを抱える保護者も多いのではないのでしょうか。子どもは社会の宝という意識を持って、行政が保護者の子育て支援を行うことは、とても重要なことであると考えています。
754	保護者への支援としては、親への教育、子育てに対する周囲の理解と協力、親同士の相互理解などを充実させ、子育てに対するメンタル的なサポートを強化すべきである。(大人3件)	札幌市では、全市、区、地域における子育て支援体制の整備を進めており、各小学校区に1箇所以上の子育てサロンの設置を目標として、地域住民が主体となって実施する子育てサロンの立ち上げを支援しています。今後も、安心して子育てができるよう、その支援の充実を検討していきます。
755	保護者への支援としては、近所の親同士が触れ合えたり、語り合えたりできる、気軽に参加できる場が増えると良いと思う。(大人1件、子ども2件)	
756	安心して子育てしようにも、お金がかかるので、親の負担を少しでもなくすような経済的支援を行っていただきたい。(大人6件)	
757	安心して子育てができるために、子育て支援センター及び認可保育所の増設が早急に望まれる。(大人1件)	
758	保護者への支援として、具体的には、預かり保育の充実などが求められる。(大人1件)	
759	障がいのある子どもを持つ親に対しては、何をすることも人の手を借りたり、時間が倍かかったりと、毎日大変なので、もう少し全体的に支援を強化してほしい。(大人1件)	
760	父子家庭にも援助してほしい。(子ども1件)	
761	その他意見・感想等 (大人10件、子ども8件) ・保護者への子育て支援を規定することは、とても大切である。 ・少子化対策のために、保護者への支援は本当に大切だと思う。(子ども) など	この条例では、子どもの権利保障を進める上で基本的な考え方を包括的に定めています。個別の具体的な内容については、いただいたご意見などを参考に、札幌市としてどのような支援をすべきか検討していきますが、まずは、「次世代育成支援対策推進行動計画(さっぽろ子ども未来プラン)」に掲載している項目を着実に推進できるよう努めていきます。
【育ち学ぶ施設の職員への支援について】		
762	施設職員への支援について、「必要な職場環境の整備」とあるが、どのような支援をするのか、具体的に示すべき。(大人7件)	この条例は子どもの権利の保障を進める上での基本的な考え方を包括的に定めており、育ち学ぶ施設の職員への支援については、施設管理者の指針となるよう規定したものです。 具体的な支援については、ご意見の趣旨等も含め、各施設設置管理者が、それぞれの実態に照らし、自らの施設職員に対して最も効果のある支援はどのようなものかを考え、実践していくこととなります。
763	施設職員への支援について、体と心の健康があつてこそ、心に余裕を持って子どもに接することができるので、①は、「職員が心身の健康が保てるよう」とすべき。(大人1件)	
764	施設関係者への支援として、「職場環境の整備」とあるが、これだけではストレスを取り除くこともできないので、「職員も相談できる支援」とすべきである。(大人1件)	
765	施設職員への支援について、学校長が、権利条約を広げいかすためにリーダーシップをとること等、専門家としてもっと積極的に支援するよう記載すべき。(大人2件)	

766	施設職員への支援について、「職場環境の整備に努める」とあるが、施設の職員数は、明らかに不足しているので、「環境の整備(人員増を含む)」と付け足す必要がある。(大人9件)	この条例では、直接的な労働条件の整備、労使交渉に関することや、特定分野に具体的な財政援助を規定することは適さないと考えています。子どもの権利保障を進めるために、真に何が求められるかを、育ち学ぶ施設の設置管理者が、子どもの視点で考え、判断することが、最も大切ではないかと考えています。
767	子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援として、施設運営面への財政支出を強化していただきたい。(大人4件)	
768	施設職員への支援としては、職員配置の見直し、賃金、労働時間等も含めた働くルールの見直しがとても重要である。(大人5件)	
769	施設職員への支援には、研修だけではなく、「子どもの権利の理念を実践することができるよう必要な支援」を入れてほしい。(大人5件)	
770	施設職員への支援として「研修の機会」などは当然なされるべきである。ここでは、「研修の機会」以上の支援を広く、具体的に盛り込むべきである。(大人6件)	ひと言で育ち学ぶ施設といっても、事業の種類、運営主体、規模など多種多様であることから、こうした育ち学ぶ施設全般において、幅広く子どもの権利についての理解が深められるよう、子どもの権利の保障を進める上で、最も基本的で大切な事項である研修について、努力義務を規定したものです。
771	育ち学ぶ施設職員への支援について、研修だけではなく、さらに充実した支援の掲載を希望する。(大人2件)	
772	職員の研修について、「努める」という標記ではなく、「研修の機会を設ける」とはっきり示してほしい。(大人1件)	
773	「職員が心に余裕を持って」という項目は、大人が拡大解釈して、この項目をもとに何でも要求したりする心配がある。この項目の必要性は薄い。(大人2件)	
774	「職員が心に余裕を持って」とあるが、これは、「子どもの権利」を盾にとった大人の主張となる要因があり、条例の趣旨とは全く異なるので、削除するか、「子どもが、職員と必要なかわりができるように配慮すること」というように、子どもが主体となるよう変更すべき。(大人1件)	子どもが毎日の多くの時間を過ごす育ち学ぶ施設において、施設職員と豊かな人間関係を構築することは、とても大切なことです。そのためには、その施設職員が、心に余裕を持って、子どもと接することが求められます。本項では、このような視点から、真に子どもの権利の保障を進めるために、子どもに関わる大人に対して支援を行うことで、重層的に子どもの権利の保障を進めることを目的としたものであり、市民に広くこの趣旨を周知していきます。
775	施設職員への支援について、働く側ばかりに高い要求をすることを記載するより、社会全体の仕組み、働く環境等を整えることを、本当に考えてから検討すべきである。(大人1件)	
776	施設職員への研修の機会については、すでに当事者間で活発に行われているので、新たに明記する必要性はないのではないかと。(大人1件)	
777	その他意見・感想等 (大人16件、子ども2件) <ul style="list-style-type: none"> ・育ち学ぶ職員への支援を掲載することは、とても良いことだと思う。 ・施設職員への支援について、この表現で心に余裕が持てるのか、不安である。 など 	

【市民の地域での活動の支援について】		
778	「市民の地域での活動を支援するよう」という記載について、ここだけを読むと、子どもとは何ら関係のない市民活動も対象となっているように読み取れるので、「市民の地域での子どもに関する活動」という表現に修正すべき。(大人1件)	この章の名称が示すとおり、子どもの育ちや成長を支える大人の役割についての規定ですので、「市民の地域での活動を支援する」という記載で問題はないものと考えています。
779	フリースクールのような施設への支援は、「育ち学ぶ施設の職員への支援」に含まれるかどうか明確ではないので、「3. 市民の地域での活動の支援」に、「市は、子どもの権利の保障に関する活動を行う市民と連携するとともに、市民の地域での活動(『育ち学ぶ施設』の活動を含む)を支援するよう努める」としてほしい。(大人1件)	この条例は、子どもの権利の保障を進めるために基本的な考え方を包括的に定めています。今後、この条例に基づき、どのような支援などが考えられるか、具体的な検討を進めたいと考えています。 なお、具体的な支援として考えられることは、子どもの権利の保障のために活動を進める市民との連携、協力事業の開催や、情報提供を行うことなどが挙げられます。 また、いわゆるフリースクールも「育ち学ぶ施設」に含むと考えていますが、「育ち学ぶ施設の職員への支援」の項目は、施設の設置管理者が、施設職員に対して支援を行うことで、重層的に子どもの権利の保障を進めることを目的に規定しています。
780	地域で、子どもの居場所づくりなど、主体的に活動するボランティアの人たちへの支援の掲載も希望する。(大人1件)	
781	市民の地域での活動の支援について、どのような支援をするのか、具体的に示すべき。(大人1件)	
782	「市民の地域での活動の支援」について、市に頼らず、市民が地域の中で自分たちで活動をすればよいだけのことである。削除すべき。(大人1件)	
783	地域における子どもの人員に合わせた財政的援助を要望する。(大人1件)	この条例では、特定分野に対する具体的な財政援助は規定していませんが、施策や事業を行う際に、必要に応じ、適切な予算を計上することになると考えています。
784	地域で子どもにかかわる市民と連携することは良いことだが、既存の活動団体について、「官依存体質」からの脱却を進めることが期待される。(大人1件)	子どもの権利保障を進めるためには、市など行政の役割も、地域で子どもを支える市民の役割も、どちらも大切です。この趣旨をご理解いただけるよう、広報・普及に努めていきます。
785	その他意見・感想等 (大人1件) ・子どもの権利を保障するため、行政が、市民による草の根の活動を支援する必要性を感じた。	

7. 第5章「子どもの権利の侵害からの救済」に関する意見 171件（大人87件、子ども84件）

	意見の概要	札幌市の考え方	
786	いじめの問題については、学校では相談しづらいこともあるので、第三者の機関を新たに設置することが望まれる。(大人2件)	いじめや虐待などで悩み苦しんでいる子どもたちに対して、迅速かつ効果的な救済を図ることは、とても大切なことです。このことから、必要とされる救済制度を速やかに設けることを規定しています。具体的な制度設計については、救済制度に求められる機能や権限、既存の相談・救済機関との役割分担や連携等について、今後さらに調査を行い、別途検討していきます。 なお、制度に関する基本的な考え方を明らかにする必要があると考え、「子どもの最善の利益のため、公正かつ適正に職務を遂行すること」、「他の機関等と相互に協力・連携を図ること」という趣旨を追加して規定することにしました。	
787	権利侵害からの救済制度として、行政から独立した立場が尊重され、相談から勧告まで一連の権限を有する「オンブズパーソン制度」の設置を盛り込むべき。(大人37件)		
788	新たに検討される救済制度について、どのように解決するか、具体的な骨組みを提示してほしい。(大人7件、子ども16件)		
789	子どもが学校で教師等により言葉の暴力を受けた場合のために、学校以外での相談場所についての規定を設けるべき。(大人2件、子ども1件)		
790	権利侵害が起こった場合、起こした当事者に対しては、罰則規定を設けるべきである。(大人1件)		
791	救済制度の創設については、組織の新設だけを考えるのではなく、既存制度を最大限活用し、子どもにとって、より利用しやすい環境になるよう様々な角度で検討してほしい。(大人1件、子ども1件)		
792	権利侵害からの救済制度として、相談しやすいシステムづくり、気がついてあげられる人間関係が最も求められる。(大人2件)		このたびいただいたご意見も参考にし、今後、どのような救済制度が最も札幌の子どもたちの実情に合っているか、様々な方面から意見を伺い、さらに検討を進めていきます。
793	「たたかれる」など軽いことでも、すぐに相談できるような仕組みを作ってほしい。(子ども1件)		
794	子どもは相談しづらいので、無理に聞き出そうとすると、プライバシーの侵害になると思う。このような場合の対応もよく考えてほしい。(子ども1件)		
795	相談できる人はよいが、相談できない人はどうすればよいか、という対策も考えてほしい。(子ども1件)		
796	友達が困っていたら、子ども自身も相談所などに行き、代わりに相談できるような仕組みをつくってほしい。(子ども1件)		
797	救済制度については、ある程度、強い法的拘束力を持つ機関が、強制的に救済するような制度の規定が必要だと思う。(大人1件)		
798	パンフレットに、「問題を解決するようにします」と書いてあるが、「絶対に解決します」という表現の方が良いと思う。(子ども1件)		救済制度の具体的な機能や権限等については、条例制定後、検討を進めていきます。
799	「迅速で適切な救済に努めること」とあるが、もっと事前に市と関係機関が協力して防ぐべきなので、事前のことについて触れるべきではないか。(子ども1件)		

800	救済制度を新たに設けるとあるが、札幌市では、いじめ電話相談や児童相談所など、既存の救済、相談窓口があるほか、対行政であれば、オンブズマン制度も存在する。これら既存の機関の機能強化を図ることを優先すべきであり、新たな機関を作る必要性はない。(大人4件、子ども1件)	
801	救済制度は、国会での人権擁護法案の審議で見られた問題がそのまま存在する。大きな問題ばかりで、自治体で決めるものではない。(大人3件)	ご意見のように、札幌にはいくつかの相談・救済機関もありますが、子どもの権利侵害の実態は、深刻化、多様化していると考えており、このたび、子ども期の特性に配慮した救済制度を設けることとし、さらに検討を進めていくこととしましたので、ご理解いただきたいと思います。なお、具体的な制度設計については、いただいたご意見も参考に、どのような制度が最も適切なのかを、子どもの最善の利益に配慮し、検討していきたいと考えています。
802	市(学校)として、現時点でどこまでできるのかをきちんと評価すべきであり、やめるところと、新たに取組むべきところを明確にしなければ、実効性を上げることは難しいと考える。(大人1件)	
803	権利侵害に対応するだけの各機関の職員数が絶対的に不足しており、迅速で適切な救済に努めることは現時点では非常に困難な状態である。(大人4件、子ども1件)	
804	新たな救済制度について、実効性があるものを早急に作ってほしい。(大人8件、子ども9件)	
805	救済制度は、迅速で、実効性のあるきめ細かな内容となることを要望する。(大人1件)	札幌市としても、できるだけ早く新たな救済制度を設ける必要があると考えています。この条例制定後、様々な方からのご意見を伺い、どのような制度が最も適しているか、検討を進めていきます。
806	いじめや虐待などを受けている子どもが相談しやすい場を作ることが求められる。(大人1件)	子どもが相談できる場が身近にあるなど、相談のしやすさは、とても大切な要素であると考えています。いただいた意見も参考に、今後、どのような制度が最も有効か、検討していきます。
807	困ったときに相談できるところが、身近な地域にあれば良いと思う。(子ども6件)	
808	子どもを助けるのは大人なので、市民誰もが子どもを助けることができるよう、その方法を学ぶ機会を持つことが大切である。(大人1件)	
809	困っている子どもを助けるための仕組みをただ作るだけではなく、差別やいじめはよくない、ということをもっと呼びかけるべきだと思う。(子ども1件)	権利侵害の実態について、市民の皆様を理解していただく取組を進めることは、極めて重要であると考えています。この条例では、第2章に、子どもの権利の普及を挙げていますが、いただいたご意見も含め、積極的に周知に努めていきたいと考えています。
810	もっと、子どものSOSに対して、助けてくれる大人の人が増えると良いと思う。(子ども1件)	
811	救済制度の創設については、新しく設立される「子どもの権利委員会」で検討してほしい。(大人1件)	「子どもの権利委員会」では、権利保障の状況について検証をしていただく予定であり、救済制度を設けることについて検討をしていただく予定はありませんが、必要に応じて、権利委員会の意見も聴いていきたいと考えています。
812	効果的な制度を作るためには、専門家の育成、自ら手を差し伸べていく、経験豊かな人材を得ることが必要である。(大人1件)	ご意見の視点はとても有効であると考えていますが、子どもの権利侵害からの救済については、専門性が高く、様々な知識、経験を要します。まずは、すべての市民の皆様が権利侵害の実態について認識していただくなどの広報を地道に展開していきたいと考えています。
813	その他意見・感想等 (大人9件、子ども41件) <ul style="list-style-type: none"> ・いじめや虐待をされた際に、気軽に相談できる仕組みがあると、とても安心する。(子ども) ・今までは、相談できる人があまりいなかったの、気軽に相談できるようになるとうれしい。(子ども) ・子どもは、親など家庭内での話し合いや情報交換を綿密にしたら良いと思う。(子ども) ・地域や施設の人たちが、少しのことでも話し合っ、助けてくれると大変ありがたい。(子ども) など 	

8. 第6章「施策の推進」に関する意見 14件（大人10件、子ども4件）

	意見の概要	札幌市の考え方
814	「施策の推進」について、「子どもの権利に配慮した施策」ではなく、「子どもの権利を尊重した施策」とすべき。(大人1件)	札幌市の様々な施策について、子どもの権利の視点にも心を配るという意味で、「子どもの権利に配慮した」と規定しています。
815	「推進計画」について、「子どもの権利推進計画」とするなど、はっきり名称を明記すべき。(大人1件)	推進計画については、どのような内容の計画を策定するか、子どもの実情に応じて、子どもの権利委員会などで検討することとなります。名称においても、その際に検討することが適切であると考えています。
816	第6章に規定している内容について、具体的に示すべき。(大人1件、子ども3件)	推進計画の策定に当たっては、「子どもの権利委員会」から意見を求めるなど、今後検討を進めていくこととなります。具体的な内容としては、「市、家庭、育ち学ぶ施設、地域が連携した、子どもに関する施策の推進」、「子どもの参加、意見表明を推進する施策の推進」などについて、計画に盛り込むことが考えられます。
817	この条例が「絵にかいたもち」にならないためには、推進計画において、推進体制づくり、人的配置、予算措置等の具体的な施策が必要である。(大人1件)	
818	第6章について、「さっぽろ子ども未来プラン」や「新まちづくり計画」など既存の計画のなかに、子どもの権利の理念をいかしていけば十分であり、また、条例を作ることで、必然的に施策の推進に寄与するので、この章自体必要ないと思う。(大人1件)	子どもの権利に関する施策を推進する際の基準となる行動計画を策定することは、条例で定める理念を具現化し、総合的かつ計画的に事業を展開するために、有効であると考えています。なお、ご意見のように、さっぽろ子ども未来プランなど既存のプランとの位置付けをどのようにするかなども含めて、検討していきます。
819	今後発生する諸問題等を、その都度、問題を整理して「条例」の中に取り込んでいくことを通して、「条例」がより豊かなものとなっていくような仕組みが大事である。(大人1件)	必要に応じて条例改正を行うことは大切ですが、この条例を実効性あるものとするため、「子どもの権利委員会」を設置し、子どもの権利の保障の状況を検証することとしています。
820	その他意見・感想等（大人4件、子ども1件） ・条例の理念を具現化するために行動計画を作ることは、とても良いことである。 など	

9. 第7章「子どもの権利の保障の検証」に関する意見 48件（大人39件、子ども9件）

	意見の概要	札幌市の考え方
821	権利委員会が具体的にどのようなことをするかを条例のなかで規定すべき。(大人2件、子ども1件)	子どもの権利委員会では、札幌市における子どもの状況や子どもにかかわる施策について、子どもの権利の保障の観点から調査、審議します。具体的に調査、審議する事項については、市長が諮問を行います。例えば、子どもの参加、意見表明の状況や権利侵害の実態などについて、調査、審議することなどが考えられます。
822	権利委員会は、いわゆる「役所仕事」のような書面上の処理だけにならないようにすべき。(大人1件)	
823	権利委員会に「子ども」を含めるよりも、権利委員会とは別に、子どもだけで構成される「子ども委員会」を設置し、そこで子どもの意見を集約すべきである。(大人5件)	子どもの権利の保障を検証する方法としては、様々な手法が考えられますが、ここでは、子どもの権利に関する施策についての検証を行うという特殊性と子どもの視点を取り入れるという観点を踏まえ、15歳以上の子どもを含む市民の中から、市長が委員を委嘱することとしています。なお、子どもが参加しやすい雰囲気を作ることや、子どもについてのアンケートを積極的に実施することなどについても、今後検討していきたいと考えています。
824	「権利委員会」の子どもの参加について、15歳以上と限定しなくても良いのではないかと。(大人1件)	子ども委員の年齢を15歳以上としているのは、施策の実施状況の検証という、相当程度の知識、経験が求められることから、義務教育修了程度の子どもが適当であると考えたことによります。
825	委員に、15歳以下の小学生や中学生も取り入れた方が、より色々な意見を聞けるのではないかと。(子ども1件)	
826	「15歳以上の子ども」が日中の委員会に参加できるのか疑問である。(大人1件)	ご意見のとおり、子どもが参加しやすいよう調整が求められると考えていますので、どのような方法で会議を開催するか、今後、検討していきます。
827	「権利委員会」の子どもの参加について、2年も拘束するのは現実的ではない。適切な方法で子どもの意見を聞き取ればよいのであって、「15歳以上の子どもを含む」という文言を削除すべき。(大人2件)	子どもの権利委員会には、子どもの視点を取り入れることも大切であると考え、15歳以上の子どもを含む市民のうちから、市長が委嘱することとしています。また、子どもの権利の保障の状況を検証するという審議内容を考えた場合、ある程度の期間で委員就任をお願いいただく必要があると考え、2年と設定しています。
828	権利の検証機関として、学校、福祉施設、病院などに配置、派遣される制度の確立を、明記してほしい。(大人1件)	子どもの権利委員会の具体的な組織及び運営に関する必要な事項は、市長が別に規則等を定めることにしており、この条例の中では定めておりません。規則等を制定する際には、いただいたご意見についても参考にいたします。
829	市は、一定条件のもとで強制力のある調査権限があることを条例で規定するとともに、条例上の調査を妨害した者に対する罰則を明記すべき。(大人1件)	

830	「市長が委嘱する」という部分は高圧的であり、変更すべき。(大人1件)	子どもの権利委員会は、関係者や有識者、市民等の意見を行政運営に反映させることを目的に設置する委員会であり、札幌市の附属機関の位置付けとなります。附属機関の委員は、市の特別職の職員として、市長が委嘱を行います。 なお、「委嘱」という言葉に高圧的な意味はなく、「任命」という言葉を丁寧な表現にしたものです。
831	権利委員会の委員を市長が委嘱するとなっているが、市長が交代しても、変わらずに子どもの権利が尊重されていくか、少し心配である。(大人2件)	
832	委員会の委員の具体的な選定基準を示すべき。(大人4件、子ども2件)	子どもの権利委員会の委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び15歳以上の子どもを含む市民のうちから、市長が委嘱することとしています。条例制定後、子どもの権利の保障を検証するにはどのような方に委員に就任いただくかを慎重に検討していきたいと考えています。
833	権利委員会の委員は、あらゆる層から公平に偏ることのない構成となることを望む。(大人2件)	
834	権利委員会の設置について、指導者、教職員を責めたり評価したりする内容になるのではないかと。特に、調査し、審議するという規定は、問題が生じる可能性がある。(大人1件)	子どもの権利委員会は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するために設置し、そのための調査や審議を行うものです。この委員会が有効に機能することにより、条例の内容が理念だけで終わるものではなく、市民に根付いたものになると考えています。
835	国会でも取り下げられた「人権条例の人権委員会」と同義であろうが、司法から独立してこのような委員会が機能することは考えられない。(大人2件)	
836	具体的な審議内容の公開に関しては、個人のプライバシーの問題を十分考慮し、検討してほしい。(大人1件)	子どもの権利委員会については、「札幌市情報公開条例」、「札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」に基づき、運営することとなります。会議は、プライバシーに配慮した上で、原則公開とするほか、ホームページ等で、会議録等の積極的な情報提供を行う予定です。
837	この条例は子どものためにあるので、権利委員会で話されたことや決議はしっかり伝わるようにした方がよい。(子ども1件)	
838	条例制定後は、それがどのように具体化され、精神が守られているか、市民の手で見守る仕組みが必要である。(大人1件)	子どもの権利に関して、施策の充実や保障の状況の検証を行うため、市長から委嘱された学識経験のある者及び15歳以上の子どもを含む市民で構成される子どもの権利委員会を設けることとしています。
839	その他意見・感想等 (大人11件、子ども4件) ・条例制定後は、子どもの権利の保障をしっかりと検証してほしい。 ・権利委員会には、しっかり子どもがメンバーとして参加してほしい。 など	

札幌市子どもの権利に関する条例案(素案との対照表)

札幌市条例素案(平成18年7月)	札幌市条例案(平成19年2月)	備考
<p>前文</p> <p>すべての子どもは、未来と世界へはばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。</p> <p>日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にする日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関する条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にするを約束しています。</p> <p>子どもは、<u>自分の権利</u>を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感すると、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけます。</p> <p>大人は、子ども自身の成長・発達する力を認め、言葉や表情、しぐさから、子どもの気持ちを十分受け止め、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。</p> <p>子どもの権利を大切にするとは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りをもって生きていくように励ますことです。それによって子どもは、自ら考え、責任をもって行動できる大人へと育っていきます。</p> <p>子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。子どもが参加し、子どもの視点に立つてつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。</p> <p>私たちは、こうした考えのもと、ここに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。</p>	<p>前文</p> <p>すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。</p> <p>日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にする日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にするを約束しています。</p> <p>子どもは、<u>子どもが持つ権利</u>を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけます。</p> <p>大人は、子ども自身の成長・発達する力を認めるとともに、言葉や表情、しぐさから、気持ちを十分に受け止め、<u>子どもの最善の利益のために</u>、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。</p> <p>子どもの権利を大切にするとは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りを持って生きていくように励ますことです。それによって子どもは、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育っていきます。</p> <p>子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。子どもが参加し、子どもの視点に立つてつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。</p> <p>私たちは、こうした考えのもと、ここに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。</p>	<p>備考</p> <p>・「自分の権利」を「子どもが持つ権利」に修正</p> <p>・「実感すると」という前後関係を示す表現を修正</p> <p>・大人の責務として「最善の利益のために」という表現を追加</p>

札幌市条例素案（平成 18 年 7 月）	札幌市条例案（平成 19 年 2 月）	備考
<p>第 1 章 総則</p> <p>1. 目的 この条例は、子どもが自らの意思でのびのびと成長・発達していけるよう、子どもにとって大切な権利等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的とすることを規定します。</p> <p>2. 定義 条例には、「子ども」「育ち学ぶ施設」「保護者」の用語の定義を、以下のとおり規定します。 「子ども」：18 歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当である者 「育ち学ぶ施設」：児童福祉法に定める施設、学校教育法に定める学校・専修学校・各種学校、その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、または入所する施設 「保護者」：親、児童福祉法に規定する里親または保護受託者、その他の親に代わり子どもを養育する者</p> <p>3. 責務 保護者、育ち学ぶ施設の設置者・管理者・職員（以下「施設関係者」といいます。）事業者、市民、並びに市は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めること、 市は、市外においても子どもの権利が広く保障されるよう、他の公共団体等に対し協力を要請し、働きかけを行うこと、を規定します。</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>（目的） 第 1 条 この条例は、子どもが<u>毎日</u>を生き生きと過ごし、自分らしく<u>伸び伸び</u>と成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利等について定めることにより、子どもの権利の保障を<u>進める</u>ことを目的とします。</p> <p>（定義） 第 2 条 この条例において「子ども」とは、18 歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当である者をいいます。 2 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいいます。 3 この条例において「保護者」とは、親及び児童福祉法に定める里親又は保護受託者その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。</p> <p>（責務） 第 3 条 保護者、育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」といいます。）事業者、市民並びに市は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。 2 市は、市外においても子どもの権利が広く保障されるよう、他の公共団体等に対し協力を要請し、働きかけを行うものとします。</p>	<p>備考</p> <p>・「自らの意思」を「毎日</p> <p>を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと」に修正</p> <p>・文末を前文と合わせ、「権利の保障を進める」に修正</p>

札幌市条例素案（平成 18 年 7 月）	札幌市条例案（平成 19 年 2 月）	備考
<p>第 2 章 子どもの権利の普及</p> <p>1．広報及び普及 市は、子どもの権利について広報することなどにより、その普及に努めることを規定します。</p> <p>2．子どもの権利の日 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるため、「さっぽろ子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）」を設け、その日にふさわしい事業を行うこと、 権利の日は、国連で「子どもの権利条約」が採択された 11 月 20 日とすること、を規定します。</p> <p>3．学習等への支援 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域において、子どもが自分の権利、他人の権利を正しく学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めること、市民が子どもの権利について正しく学び、理解することができるよう、必要な支援に努めること、を規定します。</p>	<p>第 2 章 子どもの権利の普及</p> <p>（広報及び普及） 第 4 条 市は、子どもの権利について、広報することなどにより、その普及に努めるものとします。</p> <p>（子どもの権利の日） 第 5 条 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるため、さっぽろ子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。 2 権利の日は、11 月 20 日とします。 3 市は、権利の日にふさわしい事業を行うものとします。</p> <p>（学習等への支援） 第 6 条 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域等において、子どもが自分の権利と他人の権利を正しく学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。 2 市は、市民が子どもの権利について正しく学び、理解することができるよう、必要な支援に努めるものとします。</p>	

札幌市条例素案（平成 18 年 7 月）	札幌市条例案（平成 19 年 2 月）	備考
<p>第 3 章 子どもにとって大切な権利</p> <p>この章には、子どもが成長・発達していくために、特に大切なものとして保障されなければならない権利として、以下のものを規定します。</p> <p>1．安心して生きる権利 子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。 命が守られ、平和と安全のもとに、<u>安心して暮らすこと。</u> <u>かけがえのない存在として、愛情を持ってはぐくまれること。</u> いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。 障がい、民族、国籍、性別その他の子どもまたはその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けないこと。 自分を守るために<u>必要なことを知る</u>こと。 気軽に相談でき、<u>必要な支援</u>を受けること。</p> <p>2．自分らしく生きる権利 子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。 <u>ありのままの自分を大切に</u>すること。 <u>他人と比較されることなく、自分のペースで</u>生きること。 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。 <u>個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。</u> <u>プライバシーが守られること。</u></p>	<p>第 3 章 子どもにとって大切な権利</p> <p>（子どもにとって大切な権利） 第 7 条 この章に定める権利は、子どもが成長・発達していくために、特に大切なものとして保障されなければなりません。 <u>2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。</u></p> <p>（安心して生きる権利） 第 8 条 子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。 (2) 愛情を持ってはぐくまれること。 (3) いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。 (4) 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び<u>不当な不利益</u>を受けないこと。 (5) 自分を守るために<u>必要な情報や知識を得る</u>こと。 (6) 気軽に相談でき、<u>適切な支援</u>を受けること。</p> <p>（自分らしく生きる権利） 第 9 条 子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1) <u>かけがえのない自分を大切に</u>すること。 (2) <u>個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。</u> (3) 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。 (4) <u>プライバシーが守られること。</u></p>	<p>・ 子どもが、他人の権利を尊重する旨の規定を挿入</p> <p>・ と冒頭文とが重複するため、の「安心して」を削除 ・ の「かけがえのない存在」という表現を削除 ・ の「不利益」の前に「不当な」を挿入 ・ の「必要なこと」を具体的に表示 ・ の「必要な支援」を「適切な支援」に修正</p> <p>・ 「ありのまま」という表現を「かけがえのない」に修正 ・ 素案のと について、に統合</p>

札幌市条例素案（平成 18 年 7 月）	札幌市条例案（平成 19 年 2 月）	備考
<p>3．豊かに育つ権利</p> <p>子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。</p> <p>学び、遊び、<u>疲れたら休むこと。</u> 健康的な生活を送ること。 自分に関係することを、年齢や成長に応じて自分で決めること。 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。</p> <p>様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。 札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。</p> <p>4．参加する権利</p> <p>子どもは、自分にかかわることに参加することができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。</p> <p>家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の<u>思いや考え</u>を表明すること。</p> <p>表明した<u>自分の思いや考えが尊重</u>されること。 適切な情報提供や支援を受けられること。 仲間をつくり、集まること。</p>	<p>（豊かに育つ権利）</p> <p>第 10 条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。</p> <p>(1) 学び、遊び、<u>休息すること。</u> (2) 健康的な生活を送ること。 (3) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、<u>適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。</u> (4) 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。 (5) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。 (6) 札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。 (7) 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。</p> <p>（参加する権利）</p> <p>第 11 条 子どもは、自分にかかわることに参加することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。</p> <p>(1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の<u>意見を表明すること。</u> (2) 表明した意見について、<u>年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。</u> (3) <u>適切な情報提供等の支援を受けること。</u> (4) 仲間をつくり、集まること。</p>	<p>・ の「疲れたら休む」という表現を「休息する」に修正</p> <p>・ の自己決定の権利について、大人の「適切な助言等の支援」を挿入</p> <p>・ 、 の「思いや考え」という表現を「意見」に修正</p> <p>・ に「年齢や成長に応じる」旨の規定を挿入</p> <p>・ の「情報提供」と「支援」の並列表示を修正</p>

札幌市条例素案（平成 18 年 7 月）	札幌市条例案（平成 19 年 2 月）	備考
<p>第 4 章 生活の場における権利の保障</p> <p>第 1 節 家庭における権利の保障</p> <p>1．保護者の役割 保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、子どもの権利の保障に努めること、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、こたえていくよう努めること、を規定します。</p> <p>2．虐待及び体罰の禁止等 保護者は、養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはならないこと、 市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めること、を規定します。</p>	<p>第 4 章 生活の場における権利の保障</p> <p>第 1 節 家庭における権利の保障</p> <p>（保護者の役割） 第 1 2 条 保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、<u>年齢や成長に応じて適切な支援を行い</u>、子どもの権利の保障に努めなければなりません。 2 保護者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、こたえていくよう努めるものとしします。</p> <p>（虐待及び体罰の禁止等） 第 1 3 条 保護者は、養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。 2 市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。</p>	<p>・保護者の役割に、「年齢や成長に応じて適切な支援を行う」旨を挿入</p>

札幌市条例素案（平成 18 年 7 月）	札幌市条例案（平成 19 年 2 月）	備考
<p>第 2 節 育ち学ぶ施設における権利の保障</p> <p>1．施設関係者の役割 施設関係者は、育ち学ぶ施設が、子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めること、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めること、を規定します。</p> <p>2．開かれた施設づくり 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者（以下「施設設置・管理者」といいます。）は、子ども、保護者及び地域住民に、施設の運営等に関する情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設となるよう努めることを規定します。</p> <p>3．いじめの防止 施設関係者は、いじめの防止に努めること、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めること、を規定します。</p> <p>4．虐待及び体罰の禁止等 施設関係者は、子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはならないこと、虐待、体罰を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めること、を規定します。</p> <p>5．関係機関等との連携と研修 施設設置・管理者は、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等のために、関係機関等との連携に努めること、職員に対し、虐待、体罰、いじめについての相談、救済、防止等に関する研修の機会を設けるよう努めること、を規定します。</p> <p>6．事情等を聴く機会の設定 施設設置・管理者は、子どもに対して不利益な処分等を行おうとするときは、あらかじめ、子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めることを規定します。</p>	<p>第 2 節 育ち学ぶ施設における権利の保障</p> <p>（施設関係者の役割） 第 1 4 条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。</p> <p>2 施設関係者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めるものとします。</p> <p>（開かれた施設づくり） 第 1 5 条 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者（以下「施設設置管理者」といいます。）は、子ども、保護者及び地域住民に、施設の運営等に関する情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設となるよう努めるものとします。</p> <p>（いじめの防止） 第 1 6 条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。 2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。</p> <p>（虐待及び体罰の禁止等） 第 1 7 条 施設関係者は、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはなりません。 2 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。</p> <p>（関係機関等との連携と研修） 第 1 8 条 施設設置管理者は、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等のために、関係機関等との連携に努めるものとします。 2 施設設置管理者は、職員に対し、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等に関する研修の機会を設けるよう努めるものとします。</p> <p>（事情等を聴く機会の設定） 第 1 9 条 施設設置管理者は、子どもに対して不利益な処分等を行おうとするときは、あらかじめ、子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めるものとします。</p>	

札幌市条例素案（平成 18 年 7 月）	札幌市条例案（平成 19 年 2 月）	備考
<p>第 3 節 地域における権利の保障</p> <p>1．地域における市民及び事業者の役割 市民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めること、 事業者は、雇用する子どもに対し、子どもの権利の保障に努めるとともに、適当な方法により、事業所で働く従業員が、子どもの権利について理解を深めるよう努めること、を規定します。</p> <p>2．地域における子どもの居場所 市民及び市は、地域において、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めることを規定します。</p> <p>3．地域における自然環境の保全 市民及び市は、子どもが育つ環境として自然が大切であることを認識し、地域における自然環境の保全に努めることを規定します。</p> <p>4．安全で安心な地域 市民及び市は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努めること、子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう、必要な支援に努めること、を規定します。</p>	<p>第 3 節 地域における権利の保障</p> <p>（地域における市民及び事業者の役割） 第 2 0 条 市民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。</p> <p>2 事業者は、雇用する子どもに対し、子どもの権利の保障に努めるとともに、適当な方法により、子どもの権利についての従業員の理解を深めるよう努めるものとします。</p> <p>（地域における子どもの居場所） 第 2 1 条 市民及び市は、地域において、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。</p> <p>（地域における自然環境の保全） 第 2 2 条 市民及び市は、子どもが育つ環境として自然が大切であることを認識し、地域における自然環境の保全に努めるものとします。</p> <p>（安全で安心な地域） 第 2 3 条 市民及び市は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努めるものとします。</p> <p>2 市民及び市は、地域において、子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう、必要な支援に努めるものとします。</p>	

札幌市条例素案（平成 18 年 7 月）	札幌市条例案（平成 19 年 2 月）	備考
<p>第 4 節 参加・意見表明の機会の保障</p> <p>1．子どもの参加等の促進 市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めること、 施設設置・管理者は、施設の行事・運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めること、 市民は、地域の文化、スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めること、を規定します。</p> <p>2．市の施設に関する子どもの意見 市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めることを規定します。</p> <p>3．審議会等への子どもの参加 市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めること、 その審議会等は、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めること、を規定します。</p> <p>4．子どもの視点に立った情報発信等 市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自らの意見を形成することができるよう、子どもの視点に立ったわかりやすい情報発信等に努めることを規定します。</p>	<p>第 4 節 参加・意見表明の機会の保障</p> <p>（子どもの参加等の促進） 第 2 4 条 市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。 2 施設設置管理者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。 3 市民は、地域の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。</p> <p>（市の施設に関する子どもの意見） 第 2 5 条 市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。</p> <p>（審議会等への子どもの参加） 第 2 6 条 市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めるものとします。 2 前項の審議会等は、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。</p> <p>（子どもの視点に立った情報発信等） 第 2 7 条 市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立ったわかりやすい情報発信等に努めるものとします。</p>	

札幌市条例素案（平成 18 年 7 月）	札幌市条例案（平成 19 年 2 月）	備考
<p>第 5 節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障</p> <p>1. お互いの違いを認め尊重する社会の形成</p> <p>市民は、子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他の子どもまたはその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めること、</p> <p>市は、<u>次のことなどに配慮し、</u> の差別及び不利益を生じさせない、またはなくすための取組を行うよう努めること、を規定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもが、尊厳を持って生活し、社会に参加すること。 ・子どもがアイヌ民族の生活、歴史、文化などを学ぶこと。 ・外国籍等の子どもが必要に応じて日本語を学ぶとともに、自分の国、言語、文化などを学び、表現すること。 ・子どもが性別による固定的な役割分担にとらわれないこと及び性的少数者について理解すること。 	<p>第 5 節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障</p> <p>（お互いの違いを認め尊重する社会の形成）</p> <p>第 28 条 市民は、子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び<u>不当な</u>不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めなければなりません。</p> <p>2 市は、前項の差別及び不利益を生じさせない、又はなくすための取組を行うよう努めなければなりません。</p> <p>3 <u>市は、前項の取組を行う際には、次のことなどに配慮しなければなりません。</u></p> <p>(1) 障がいのある子どもが、尊厳を持って生活し、社会に参加すること。</p> <p>(2) 子どもが、アイヌ民族の生活、歴史、文化等を学ぶこと。</p> <p>(3) 外国籍等の子どもが、必要に応じて日本語を学ぶとともに、自分の国、言語、文化等を学び、表現すること。</p> <p>(4) 子どもが、性別による固定的な役割分担にとらわれないこと及び性的少数者について理解すること。</p>	<p>・「不利益」の前に「不当な」を挿入</p> <p>・ の規定を、2つの項に分類</p>

札幌市条例素案（平成 18 年 7 月）	札幌市条例案（平成 19 年 2 月）	備考
<p>第 6 節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援</p> <p>1．保護者への支援 市は、保護者が安心して子育てをできるよう、必要な支援に努めることを規定します。</p> <p>2．育ち学ぶ施設の職員への支援 施設設置・管理者は、職員が心に余裕をもって、子どもと十分にかかわることができるよう、必要な職場環境の整備に努めること、職員に対し、子どもの権利についての理解を深めるための研修の機会を設けるよう努めること、を規定します。</p> <p>3．市民の地域での活動の支援 市は、子どもの権利の保障に関する活動を行う市民と連携するとともに、市民の地域での活動を支援するよう努めることを規定します。</p>	<p>第 6 節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援</p> <p>（保護者への支援） 第 29 条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援に努めるものとします。 <u>2 事業者は、従業員が安心して子育てをすることができるよう、配慮に努めるものとします。</u></p> <p>（育ち学ぶ施設の職員への支援） 第 30 条 施設設置管理者は、職員が心に余裕を持って、子どもと十分にかかわることができるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします。 2 施設設置管理者は、職員に対し、子どもの権利についての理解を深めるための研修の機会を設けるよう努めるものとします。</p> <p>（市民の地域での活動の支援） 第 31 条 市は、子どもの権利の保障に関する活動を行う市民と連携するとともに、市民の地域での活動を支援するよう努めるものとします。</p>	<p>・事業所で働く保護者への支援を挿入</p>

札幌市条例素案（平成 18 年 7 月）	札幌市条例案（平成 19 年 2 月）	備考
<p>第 5 章 子どもの権利の侵害からの救済</p> <p>1．相談及び救済 市は、子どもの権利の侵害に関する相談または救済について、関係機関等との連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めること、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るための制度を<u>速やかに</u>設けること、を規定します。</p> <p>第 6 章 施策の推進</p> <p>1．施策の推進 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利に配慮した施策を推進することを規定します。</p> <p>2．推進計画 市は、施策の推進に当たっては、総合的な推進計画を策定すること、推進計画の策定に当たっては、市民及び次章に定める権利委員会の意見を聴くこと、を規定します。</p>	<p>第 5 章 子どもの権利の侵害からの救済</p> <p>（相談及び救済） 第 3 2 条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と<u>相互に協力・連携</u>を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。</p> <p>（救済のための制度の創設） 第 3 3 条 市は、<u>子どもに対する権利の侵害が、子どもの心身の健全な成長・発達に大きな影響を及ぼすことから、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るための制度を設けるもの</u>とします。 <u>2 前項の制度においては、子どもの最善の利益のため、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、他の機関等と相互に協力・連携を図るもの</u>とします。</p> <p>第 6 章 施策の推進</p> <p>（施策の推進） 第 3 4 条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利に配慮した施策を進めるものとします。</p> <p>（推進計画） 第 3 5 条 市は、前条の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。 2 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める権利委員会の意見を聴くものとします。</p>	<p>・「相互に協力」を挿入</p> <p>・権利の侵害が子どもに及ぼす影響を挿入</p> <p>・「速やかに」の箇所は、附則へ移動</p> <p>・制度の考え方を追加</p>

札幌市条例素案（平成 18 年 7 月）	札幌市条例案（平成 19 年 2 月）	備考
<p>第 7 章 子どもの権利の保障の検証</p> <p>1．権利委員会の設置等 市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、「札幌市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）」を置くこと、 権利委員会は、推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、または必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議すること、 権利委員会は、15人以内の委員で組織すること、 権利委員会の委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び15歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱すること、 権利委員会の委員の任期は2年とすること、 その他、権利委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が定めること、を規定します。</p> <p>2．答申等及び市の措置 権利委員会は、市長その他の執行機関の諮問を受けたとき、または自らの判断で調査し、審議したときは、その結果を市長などに答申し、または報告すること、 権利委員会からの答申または報告を受けた執行機関は、これを尊重し、必要な措置を講じなければならないこと、を規定します。</p>	<p>第 7 章 子どもの権利の保障の検証</p> <p>（権利委員会の設置等） 第 3 6 条 市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、札幌市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を置きます。 2 権利委員会は、前条第 1 項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。 3 権利委員会は、15人以内の委員で組織します。 4 委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び15歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。 5 委員の任期は2年とします。 6 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が定めます。</p> <p>（答申等及び市の措置） 第 3 7 条 権利委員会は、前条第 2 項の諮問を受けたとき、又は自らの判断で調査し、審議したときは、その結果を諮問した執行機関又は必要と認める執行機関に答申し、又は報告します。 2 権利委員会からの答申又は報告を受けた執行機関は、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。</p>	<p>・答申、報告の相手先を、「市長など」から、「諮問した執行機関又は必要と認める執行機関」に修正</p>

札幌市条例素案（平成 18 年 7 月）	札幌市条例案（平成 19 年 2 月）	備考																		
	<p><u>第 8 章 雑則</u></p> <p><u>（委任）</u></p> <p><u>第 3 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1 この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 7 章及び附則第 3 項の規定は、市長が別に定める日から施行します。</u></p> <p><u>2 市は、この条例の施行後、第 3 3 条第 1 項に定める制度を速やかに設けるものとします。</u></p> <p><u>3 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正します。</u></p> <p><u>別表中</u></p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="1070 810 1825 874"> <tr> <td>専</td> <td>門</td> <td>委</td> <td>員</td> <td>報酬日額</td> <td>1 2 , 5 0 0 円</td> </tr> </table> <p>」</p> <p>を</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="1070 976 1825 1050"> <tr> <td></td> <td>子どもの権利委員会委員</td> <td></td> <td></td> <td>報酬日額</td> <td>1 2 , 5 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>専</td> <td>門</td> <td>委</td> <td>員</td> <td>報酬日額</td> <td>1 2 , 5 0 0 円</td> </tr> </table> <p>」</p> <p><u>に改めます。</u></p>	専	門	委	員	報酬日額	1 2 , 5 0 0 円		子どもの権利委員会委員			報酬日額	1 2 , 5 0 0 円	専	門	委	員	報酬日額	1 2 , 5 0 0 円	<p>・委任規定を設置</p> <p>・施行期日を規定</p> <p>・救済のための制度を速やかに設ける旨を規定</p> <p>・「子どもの権利委員会」が市の附属機関に該当することから、特別職職員給与条例の一部改正を規定</p>
専	門	委	員	報酬日額	1 2 , 5 0 0 円															
	子どもの権利委員会委員			報酬日額	1 2 , 5 0 0 円															
専	門	委	員	報酬日額	1 2 , 5 0 0 円															

(仮称)札幌市子どもの権利条例素案に対する
ご意見の概要と札幌市の考え方

(お問い合わせ先)

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

住所: 〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目

大通バスセンタービル1号館3階

電話: 011-211-2942 FAX: 011-211-2943

E-Mail: kodomo.kenri@city.sapporo.jp

ホームページ「子どもの権利ウェブ」:

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri>